

戸田市 緑の基本計画

改訂版

緑と水と心のネットワーク都市・戸田



平成24年3月
戸田市

近年、世界各国で喫緊の課題として取り組んでいる問題の一つに、環境政策があります。

森林破壊や地球温暖化などにより、地球規模で気象の変化や資源の確保などに影響が出始めており、地球温暖化対策や生物多様性国家戦略など、国を挙げての取り組みに地方自治体も積極的に取り組むことが求められてきております。

私たちの生活をより豊かなものにするために、緑の確保は大変重要であり、戸田市としても環境基本計画の策定や自然再生事業の推進など、様々な対策に取り組んでおります。

本市においては、平成13年3月に「戸田市緑の基本計画（計画策定）改訂版」を策定し、都市公園の整備、JR環境空間の緑化、屋上・壁面緑化の推進や、学校敷地内への記念樹の植樹、緑のボランティアによる緑化など、これまでも緑化対策に取り組んできたところですが、少子高齢化や人口増加など、急速に変化する都市の状況に対応するため、戸田市総合振興計画をはじめとした上位関連計画の改定が進められ、今回、戸田市緑の基本計画においても時代にあった内容で改訂をする運びとなりました。

今回の改訂に伴い、現存する緑を保全し、新たな緑を創出するため、本市としましては、水と緑のネットワーク化やより質の高い緑の配置を行うことで、市民の皆様へ、より身近に緑を感じてもらえるよう今後も各施策に取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様や関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後の計画の推進にあたりましてもご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

戸田市長 神保 国男



序 章 計画の基本的事項

1. 計画の目的	2
2. 計画策定の背景	2
(1) 都市の温暖化の抑制に向けた取り組みの推進	2
(2) 大規模災害の発生	2
(3) 生物多様性の保全の重要性	3
(4) 少子・高齢化の進行	3
(5) 景観緑三法の成立	3
(6) 主な上位・関連計画の策定	3
3. 計画改訂の考え方	4
(1) 旧計画のまとめ	4
(2) 計画改訂の視点	4
4. 計画の位置付けと期間	5
(1) 計画の位置付け	5
(2) 計画の期間	5
5. 対象とする緑	6

第 1 章 戸田市の緑の状況と課題

1. 戸田市の概況	8
2. 戸田市の緑の特徴	9
3. 緑被の現況	10
4. 緑地の状況	12
(1) 施設緑地の状況	12
(2) 地域制緑地の状況	12
5. 課題の整理	16
(1) 旧計画のサブテーマ別の課題	17
(2) 旧計画の基本方針ごとの課題	21
(3) 課題のまとめ	25

第2章 緑の将来像と目標

1. 基本理念.....	28
2. 緑の将来像図.....	28
3. 計画のサブテーマ.....	29
4. 計画の目標.....	30
(1)計画のフレーム.....	30
(2)緑地の確保目標水準.....	30
(3)緑化に関する目標.....	30
(4)緑に関する市民意識の目標.....	31

第3章 施策の展開と緑の配置方針

1. 施策の体系.....	34
2. 重点施策.....	36
3. 基本方針に沿った具体的な施策の展開.....	38
(1)緑を守り育てる（公共施設の緑の保全と質の向上）.....	38
(2)緑を守り育てる（私有地の緑の保全と質の向上）.....	40
(3)新たな緑の空間を創り育む（公共施設の緑の創出）.....	42
(4)新たな緑の空間を創り育む（私有地の緑の創出）.....	46
(5)緑の文化を広める（緑の普及と啓発）.....	50
4. 緑の配置方針図.....	54

第4章 地域の特性に合わせた緑のまちづくり方針

1. 緑化推進重点地区ごとの緑化の基本方針.....	58
(1)地区設定の考え方.....	58
(2)緑化の基本方針.....	58
2. 地域別の緑のまちづくり方針.....	71
(1)地域区分の考え方.....	71
(2)緑のまちづくり方針.....	72

第5章 計画の推進方針

1. 各主体の役割分担.....	84
2. 施策の進行管理と評価.....	85
3. 参考事例.....	86

参考資料

1. 緑に関する取り組み	88
(1)市による制度・事業	88
(2)市民参加の取り組み	90
2. 旧計画の目標の達成状況	91
3. 緑に関する市民意識	92
(1)市民アンケート調査	92
(2)関係団体ヒアリング	95
4. 戸田市緑の基本計画（改訂版）検討委員会について	97
(1)戸田市緑の基本計画（改訂版）検討委員会要綱	97
(2)戸田市緑の基本計画（改訂版）検討委員会名簿	98
5. 用語解説	99

序 章

計画の基本的事項



序 章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に、「市町村の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

戸田市では、緑地のもつ様々な機能を踏まえつつ、緑の確保・整備や緑化、民間の参加・協力等の促進を計画的かつ効果的に推進させるため、「戸田市緑の基本計画 改訂版（以下、本計画）」を策定します。

2. 計画策定の背景

平成13年度に策定した「戸田市緑の基本計画（以下、旧計画）」から10年が経過し、都市環境の悪化やその対策、大規模災害の頻発、生物多様性の保全、少子・高齢化の進行、景観緑三法の成立など、緑を取り巻く環境や社会情勢は大きく変化しています。また、戸田市第4次総合振興計画の策定、戸田市都市マスタープランの改訂（見直し中）など、戸田市のまちづくりの新たな方針も示されています。

そこで、そのような環境・社会情勢、戸田市のまちづくり動向に的確に対応し、長期的な視点に立った持続可能な緑のまちづくりの計画として、本計画を策定します。

(1) 都市の温暖化の抑制に向けた取り組みの推進

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスが、人間の産業活動などにより大幅に増加することで、地球表面付近の温度が上昇し、異常気象など地球規模で様々な影響が出はじめています。国では、平成10年に「地球温暖化対策推進法」を制定し、埼玉県では、平成21年に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）」を策定しています。戸田市においても平成23年に「戸田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、重点プロジェクトとして、CO₂の吸収源や多様な生物の生育・生息空間などの役割が期待できるとして「とだの森づくりプロジェクト」を掲げています。

また、埼玉県における平均気温は長期的にみると上昇しており、夏日・真夏日も増加傾向にあります。この要因としては地球温暖化のほかに、人工排熱や人工被覆面の増加により都市の気温が上昇するヒートアイランド現象が挙げられます。近年では、緑のカーテンや屋上緑化など、この現象に対する抑制効果への期待が高まっています。

(2) 大規模災害の発生

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災など、近年、大規模な災害が発生しています。

戸田市は荒川流域の低地がほとんどであり、沖積平野に位置していることから、洪水や地震により災害が発生した場合を想定し、被害を最小限に抑えることを目的とした「地震・洪水ハザードマップ」を平成18年に作成・全戸配布しています。

(3) 生物多様性の保全の重要性

生物多様性とは、生態系や生き物、遺伝子のレベルに至るまでの多様性を指しており、これらは人々の豊かな暮らしに様々な恩恵を与えてくれます。

平成 23 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2010」では、緑の基本計画を都市における自然的環境の確保に貢献する計画として位置づけています。

また、戸田市では、荒川河川区域において、江戸時代には自然豊かな湿地で戸田のふるさとの原風景でもあった「戸田ヶ原」の再生をイメージした「戸田ヶ原自然再生事業」を実施するため、平成 21 年に全体構想を、平成 22 年に実施計画を策定しています。この事業によって、多くの野生の生き物が生息・生育できる空間が確保され、生物多様性を保全することが期待されています。

(4) 少子・高齢化の進行

戸田市は、平均年齢がおよそ 39 歳（埼玉県町(丁)字別人口調査 平成 23 年 1 月 1 日現在）と若いものの、少子・高齢化は緩やかに進むものと見込まれています。少子・高齢化が進行すると、地域活動や地域経済などにマイナスの影響を及ぼす可能性があり、これらを踏まえ、地域活動や地域経済の活性を図るような緑のまちづくりが求められます。

(5) 景観緑三法の成立

「景観緑三法」とは、個性ある良好な都市環境の整備を進めるため、美しい景観づくりと豊かな緑の形成を一体となって進めていくことが重要であることから、平成 16 年に一括して成立した「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」を併せた通称のことです。

その成立により、都市緑地保全法は都市緑地法に改正され、「都市公園の整備の方針に関すること」が緑の基本計画の記載事項に位置づけられています。また、緑化地域や緑地保全地域の制度が創設されたほか、都市公園法においては立体公園、借地公園の整備促進などの制度が創設されています。

(6) 主な上位・関連計画の策定

平成 23 年に策定した戸田市の 10 ヶ年のまちづくりの指針「戸田市第 4 次総合振興計画」では、「みんなでつくろう 水と緑を活かした幸せを実感できるまち とだ」を将来都市像に掲げ、市民が地域社会の主体となってまちづくりに参画し、戸田市の地域特性を活かした、いつまでも住み続けたいと思えるまちを目指しています。その将来像を実現するための 7 つの基本目標の一つとして「IV 緑と潤いのあるまち」を定めており、緑が戸田市のまちづくりにおいて欠かせない要素となっています。

平成 24 年 3 月現在、平成 10 年度に策定した都市づくりの基本的な方針「戸田市都市マスタープラン」の改訂を行っています。

また、国土交通省が策定した「環境共生・創造マスタープラン（平成 16 年）」のリーディングプロジェクト「水と緑のネットワーク形成プロジェクト」では、モデル対象地域として「戸田市地区」が選定され、国土交通省、埼玉県とともに、市内に点在する緑地を繋いで鳥や虫たちを呼び込み、自然との共生を目指した「基本構想（平成 21 年）」、「行動計画（平成 23 年）」を策定しています。

3. 計画改訂の考え方

(1) 旧計画のまとめ

旧計画では、「緑と水と心のネットワーク都市・戸田」を基本理念とし、自然共生都市、水緑都市、公園都市、景観都市、防災都市、市民参加都市という6つのサブテーマごとに緑の将来像を設定し、その実現に向けて、緑地の確保や緑化推進重点地区における緑化の推進、水と緑のネットワークの形成などを進めてきました。

しかし、公園等の整備量は、旧計画で定めた目標に達していないほか、公園の配置に偏りもみられます。

さらに、民有地の緑化推進、荒川河川敷をはじめとした市域の良好な緑の維持・保全・再生・活用方策の検討、官民一体となった緑の普及と啓発の推進など、引き続き対応すべき課題が残されています。

(2) 計画改訂の視点

本計画では、旧計画の基本理念を継承するとともに、緑を取り巻く環境や社会動向、旧計画に基づく取り組み状況を踏まえ、以下の5点を計画改訂の視点として重視します。

◆ 都市環境の改善や市民の心の豊かさへの貢献

ヒートアイランド現象の抑制等の都市環境の改善に貢献する緑の整備、維持管理を進めます。また、緑によって市民の心を豊かにすることを図った街路樹、花壇等の人の視界に入る緑の維持管理や、市民農園をはじめとした緑にふれあう場と機会を充実します。

◆ 利用（アクセス性・利用のしやすさなど）と維持管理（コスト・維持管理の容易さなど）の両面への配慮

地元住民が歩いていける範囲の身近な公園配置の検討や様々な利用ニーズに対応した誰もが安全・快適に利用できる公園づくりなど、様々な人が利用しやすい緑の整備を進めると同時に、管理費用や管理の労力に配慮した効率的で適切な緑の維持管理を進めます。

◆ 戸田市の緑に関わるポテンシャル（市民の関心の高さ、带状の緑など）の効果的な活用

市民の緑に対する関心の高さや戸田市の緑の特徴である带状の緑を活かした緑に関するイベント・講習会の開催や、带状の緑の充実などの取り組みを進めます。

◆ 取り組みの選択と集中（緑化推進重点地区の見直しや重点施策の設定など）

旧計画で設定していた緑化推進重点地区の見直しや施策の中でも優先的に取り組むべき重点施策の設定により、重視すべき区域や施策を明確にし、昨今の社会情勢や限りある財政状況の中で、本計画の運用を効率的、効果的に進めます。

◆ 緑地に関する新たな制度の活用

都市緑地法に基づく緑化地域や緑地保全地域制度、都市公園法に基づく立体公園、借地公園の整備促進の制度、埼玉県の小規模緑化計画届出制度などの緑地に関する様々な制度の周知と活用を努めるとともに、民有地の緑の保全と創出を図った戸田市独自の制度の検討を進め、市内の緑の充実を図ります。

4. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画の上位計画としては、「戸田市第4次総合振興計画」、「戸田市都市マスタープラン」があり、埼玉県の緑関連計画としては「埼玉県都市の緑推進プラン」、「埼玉県広域緑地計画」があります。

また、関連計画としては、「戸田市環境基本計画」、「戸田市景観計画」、「戸田ヶ原自然再生事業全体構想」、「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）基本構想」があります。

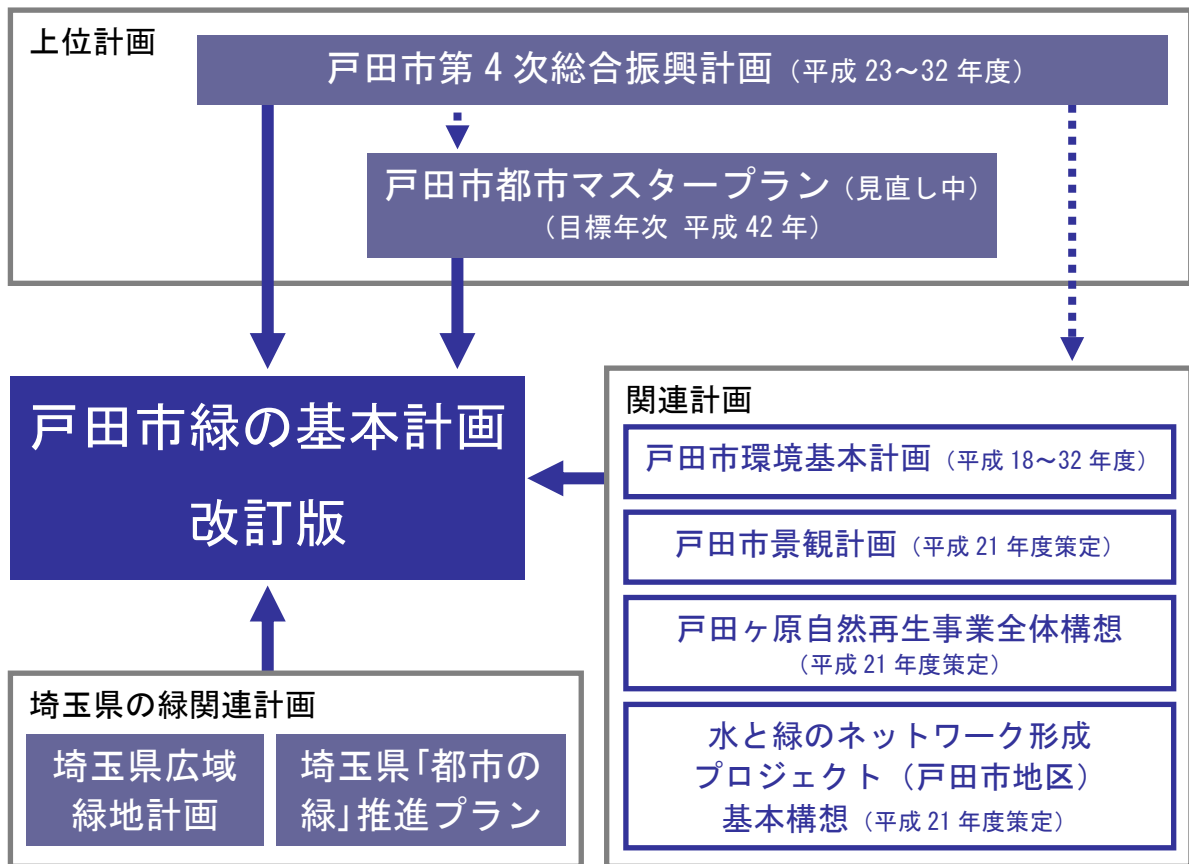


図. 位置づけのイメージ

(2) 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成42年度の19年間とします。

5. 対象とする緑

本計画で扱う「緑」とは、下図に示す「緑地」を対象とし、その他にも個人の庭や生垣、屋敷林などの植物およびそれらの生育する土地や空間を含んでいます。

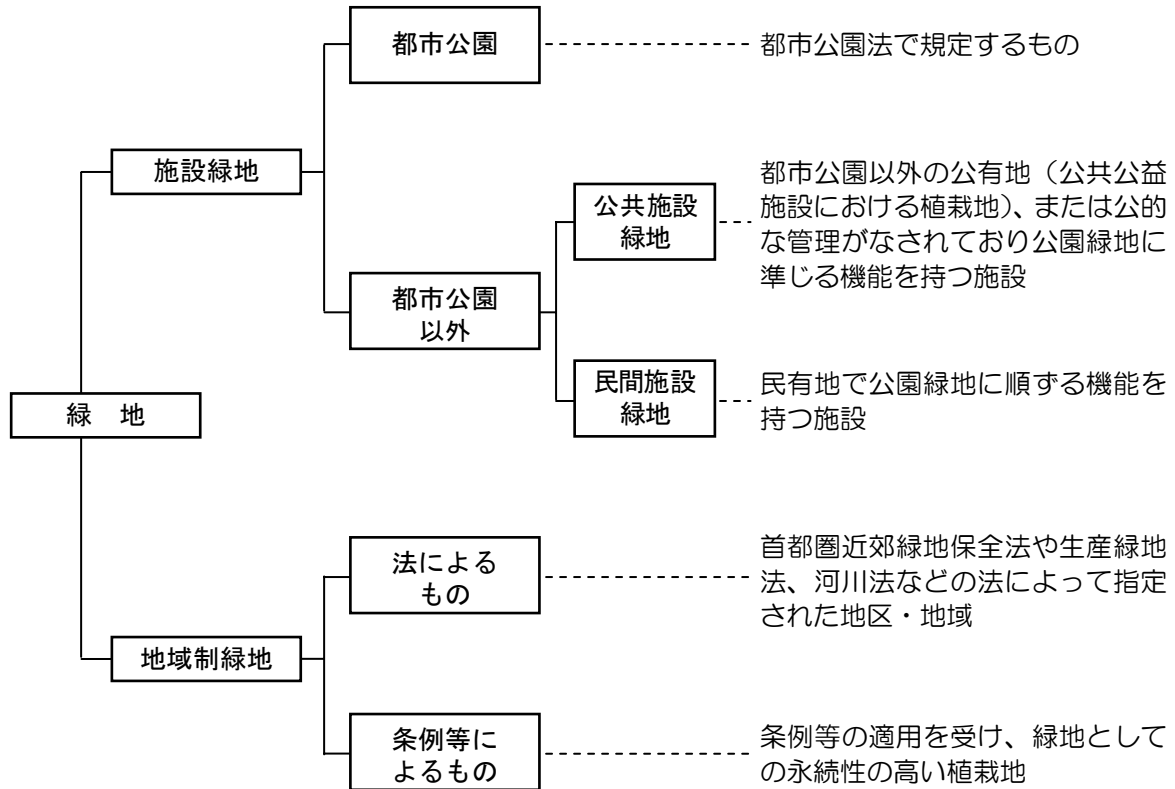


図. 緑地の分類と定義

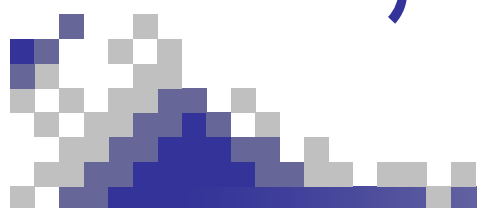


図. 対象とする緑のイメージ

第1章

戸田市の緑の

状況と課題



第1章 戸田市の緑の状況と課題

1. 戸田市の概況

戸田市は、埼玉県の南端に位置し、荒川を挟んで東京都と隣接する面積 18.17km²^{※1}の首都近郊のベッドタウンという役割を担っています。

気候については、ここ10年間の平均降水量は約1,360mm^{※1}で、夏は高温多湿、冬は乾燥した快晴の日が多い太平洋岸気候の特徴を示しています。

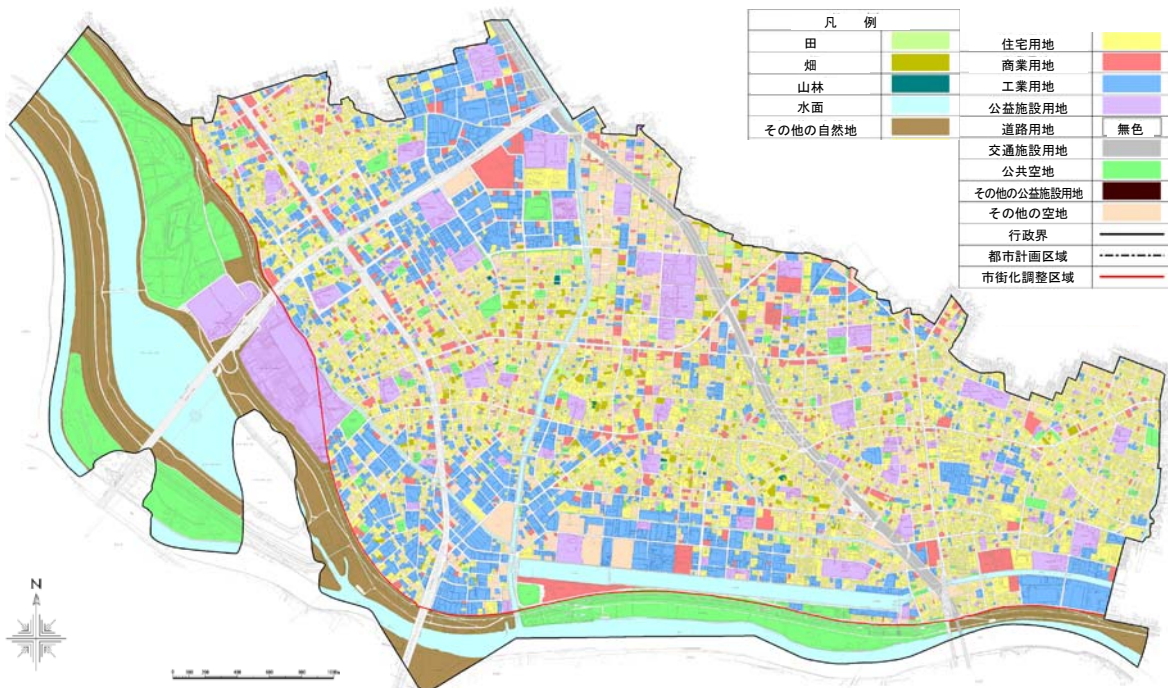
市の全域が荒川流域の沖積平野に属し、海拔2~5mの平坦な低地となっており、自然堤防の微高地と後背湿地の地域とに区分されています。後背湿地帯は、かつては水田が多くありましたが、現在は宅地化されています。

人口は122,251人（平成23年4月1日現在[外国人登録人口を含む]）で、10,000人前後の転入出を繰り返しながら、今後も増加することが見込まれています^{※2}。

昭和60年に川越・大宮と都心を結ぶJR埼京線が開通して以来、ベッドタウン化がさらに進行したため、水田をはじめとした農地や屋敷林などの樹林地の宅地化や工場移転、マンション建設などが急速に進み、現在では、市域の4割以上が宅地^{※1}となっています。



図. 位置図



※1 出典：統計とだ 平成22年度

※2 出典：戸田市第4次総合振興計画

図. 土地利用現況図

出典：埼玉県都市計画基礎調査（平成17年）

2. 戸田市の緑の特徴

◆ 荒川とその河川敷の大規模な緑

荒川の水面や河川敷が、大規模な公園整備等により多様なレクリエーション空間を提供するとともに、市民、企業、市との協働による自然再生の取り組み拠点にもなっています。



荒川河川敷

◆ 市内を縦横に流れる中小河川

戸田市内には、笹目川やさくら川、菖蒲川、緑川など、比較的多くの中小河川が縦横に流れています。また、さくら川や菖蒲川では、河川空間に並木が形成されているほか、笹目川の一部区間では多自然川づくりも行われています。



笹目川（市北部の一部区間）

◆ 河川・道路・鉄道沿いの緑

河川や道路、鉄道沿いには、緑道や遊歩道、街路樹などの緑の軸が形成されています。

特に、市の中央部を南北に縦断する鉄道沿いには、緑が効果的に配置されています。



戸田公園駅東口緑地

◆ 「農」を通じた緑とのふれあい

公共施設である「土に親しむ広場（市民農園）」や、民間企業による貸し農園など、「農」を通じた緑とのふれあいが進んでいます。



土に親しむ広場

◆ 市民が育む身近な緑

ボランティアによる公共空間の緑化や住宅の庭・生垣など、市民の手による身近な緑の育成が行われています。

その他にも、社寺林や屋敷林等の、古くから育まれてきた緑が市内のあちらこちらに点在しています。



緑のボランティアによる植栽

3. 緑被の現況

「全ての緑被地」とは、樹木地、草地、屋上緑化地、畑地、樹木畑地、水田、裸地、水面、水辺地の植物の緑によって被覆された土地等のことです。この中でも樹木地、草地、屋上緑化地を「緑被地」とし、優先的、計画的に市街化を図る区域である市街化区域に残された畑地、樹木畑、水田及び、開発用地等として暫定的に未利用地となっていることが多い裸地を「暫定的緑被地」、公共施設として恒久的に存在する水面、水辺地を「恒久的緑被地」とします。

戸田市全域の全ての緑被地の面積は745.8haで全市域の面積に対する緑被地の割合である緑被率は40.9%です。

市街化区域においては、326.6ha、24.4%となっています。

なお、樹木地、草地、屋上緑化地を対象とした緑被地の市街化区域の緑被率は11.6%と全ての緑被率24.4%の半数近くを占めています。

全ての緑被の内訳では、市街化区域は樹木地が占める割合が最も高く、次いで裸地となっています。これらの裸地は、新曽地区を中心に分布しています。市街化調整区域では水辺地、水面が全ての緑被地のほとんどを占め、市全域でも水辺地の割合が最も高く、次いで水面、樹木地となっています。

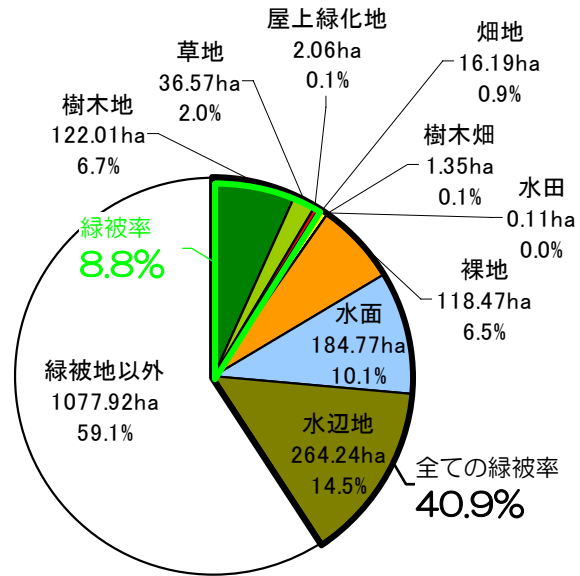


図. 市全域の全ての緑被地状況
出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成23年）

表. 市全域の緑被地の面積と緑被率

区分	市街化区域		市街化調整区域		市全域		
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	
全ての緑被地	樹木地	119.1	8.9	2.9	0.6	122.0	6.7
	草地	34.5	2.6	2.0	0.4	36.6	2.0
	屋上緑化地	1.1	0.1	0.9	0.2	2.1	0.1
	合計	154.7	11.6	5.9	1.2	160.6	8.8
暫定的緑被地	畑地	17.5	1.3	0.1	0.0	17.6	1.0
	樹木畑	1.3	0.1	0.0	0.0	1.3	0.1
	水田	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	裸地	106.7	8.0	11.7	2.4	118.5	6.5
恒久的緑被地	水面	35.5	2.7	149.3	30.7	184.8	10.1
	水辺地	12.1	0.9	252.1	51.8	264.2	14.5
合計	326.6	24.4	419.2	86.1	745.8	40.9	

※市街化区域面積 1,336.89ha、市街化調整区域面積 486.80ha、全域面積 1,823.69ha とする。

面積、比率とも小数第3位を四捨五入し、集計値が合わない場合がある。

出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成23年）

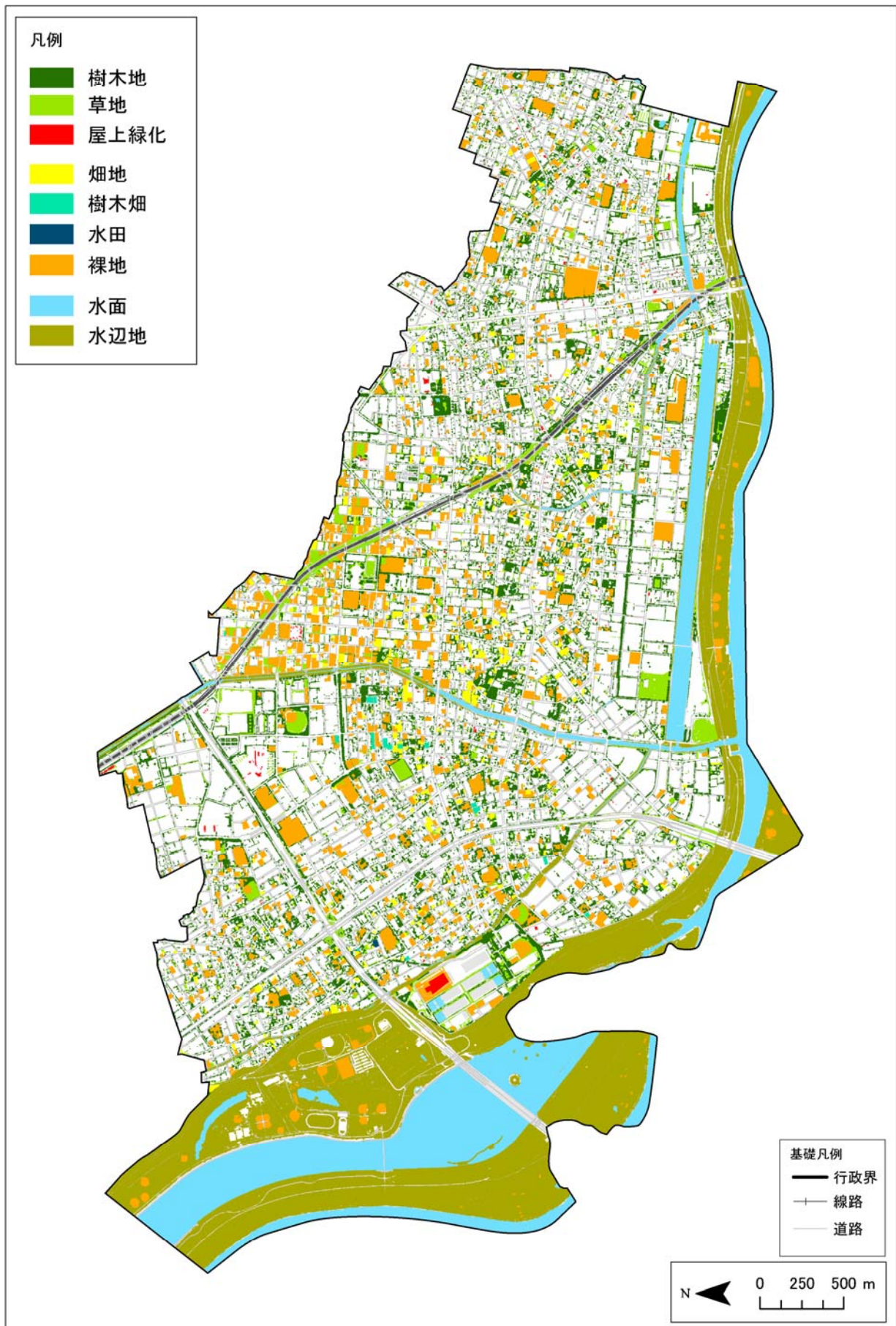


図. 全ての緑被分布図
 出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成23年）

4. 緑地の状況

本計画で対象としている緑地は、下図に示す公園緑地や施設、地区等を対象としています。

緑地総計は、旧計画策定時（平成9年）に、都市計画区域で570.71haあったのが、平成22年には564.37haに減少しています。

(1) 施設緑地の状況

① 都市公園

旧計画策定後に開設した都市公園としては、平成22年7月に開設した（仮称）荒川水循環センター上部公園があり、その他にも都市緑地4箇所の計画・整備が進んでいます。面積も旧計画策定時の101.66haから134.08haに増加しています。

都市公園の市民1人当たり面積は11.2m²/人で、整備水準は高くなっています。

② 公共施設緑地

児童遊園や市民農園のほかにも、公民館や保育園の緑被地などを対象としている公共施設緑地は153箇所、面積30.66haとなっています。

③ 民間施設緑地

市街化区域の民間施設緑地は全て寺社境内地で28箇所、面積2.84ha、市街化調整区域ではパブリックゴルフ場、グラウンドの2箇所のみとなっており、市全域で31.14haとなっています。

(2) 地域制緑地の状況

河川区域や河川区域の一部に指定している近郊緑地保全区域の面積に変化はないものの、民有地が対象である生産緑地地区、条例等によるものは、新規指定と解除による面積の増減が見られ、保存樹林のうち2箇所については、公共施設緑地である市民緑地に指定しています。

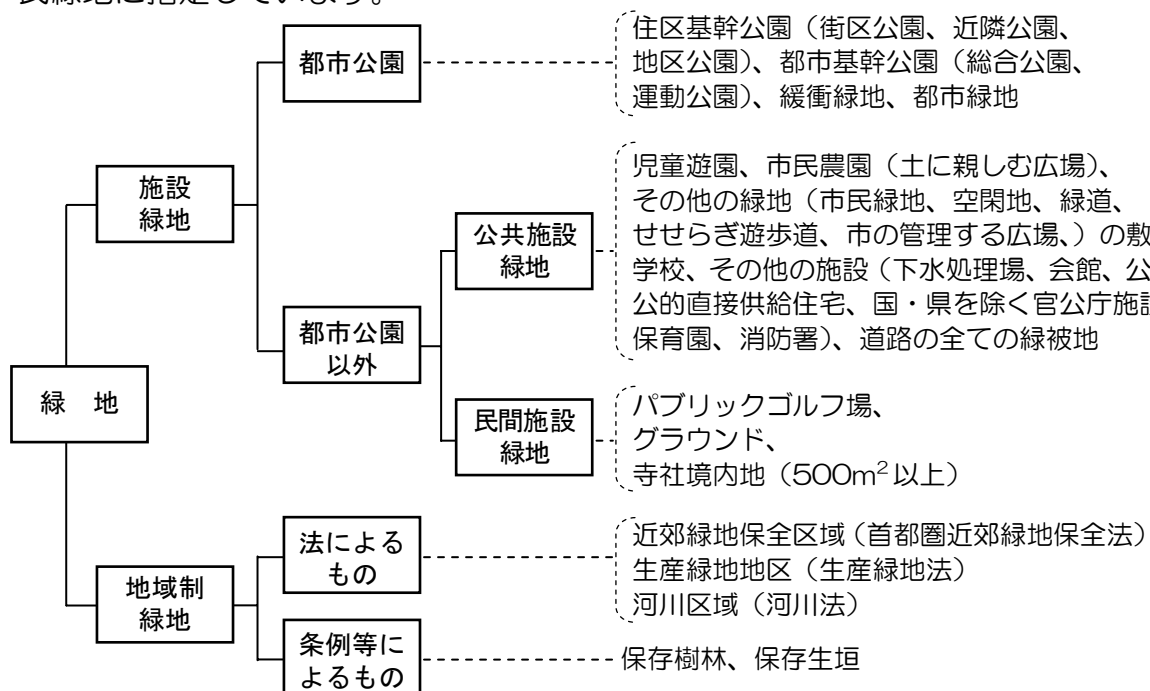


図. 緑地の対象

表. 緑地分類

		旧計画策定時 (平成9年)						現況 (平成22年)						
		市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			
		箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人	箇所	面積(ha)	㎡/人	
住区基幹公園	街区公園	75	13.12	1.3	75	13.12	1.3	75	13.32	1.1	75	13.32	1.1	
	近隣公園	5	8.38	0.8	5	8.38	0.8	5	8.38	0.7	5	8.38	0.7	
	地区公園	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	
	都市基幹公園	総合公園	1	34.90	3.4	1	41.50	4.1	1	34.90	2.9	2	44.23	3.7
		運動公園	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0
	基幹公園	計	81	56.40	5.6	81	63.00	6.2	81	56.60	4.7	82	65.93	5.5
	緩衝緑地		1	0.89	0.1	1	0.89	0.1	1	0.89	0.1	1	0.89	0.1
	都市緑地		0	0.00	0.0	1	37.77	3.7	4	0.56	0.0	5	67.26	5.6
	①都市公園	計	82	57.29	5.7	83	101.66	10.0	86	58.05	4.9	88	134.08	11.2
	②公共施設緑地		100	19.25	1.9	104	26.49	2.6	149	21.23	1.8	153	30.66	2.6
③民間施設緑地		18	3.68	0.4	18	3.68	0.4	28	2.84	0.2	30	31.14	2.6	
(1) 施設緑地	計	200	80.22	7.9	205	131.83	13.0	263	82.12	6.9	271	195.88	16.4	
(2) 地域制緑地	近郊緑地 保全地域	0	0.00	0.0	1	314.00	31.0	0	0.00	0.0	1	314.00	26.3	
	生産緑地地区	34	4.86	0.5	34	4.86	0.5	33	4.33	0.4	33	4.33	0.4	
	河川区域	3	20.96	2.1	4	457.71	45.2	3	20.96	1.8	4	457.71	38.3	
	法によるもの	計	37	25.82	2.5	39	776.57	76.6	36	25.29	2.1	38	776.04	64.9
	条例等によるもの		57	0.67	0.1	57	0.67	0.1	54	0.42	0.0	54	0.54	0.0
	小計		94	26.49	2.6	96	777.24	76.7	90	25.71	2.1	92	776.58	64.9
	地域制緑地間の重複		0	0.00	0.0	1	286.75	28.3	0	0.00	0.0	1	287.61	24.0
施設・地域制間の重複		0	0.00	0.0	5	51.61	5.1	0	0.00	0.0	9	120.48	10.1	
緑地総計		294	106.71	10.5	295	570.71	56.3	353	107.83	9.0	353	564.37	47.2	
市街化区域面積に対する緑地総計の割合		8.0%						8.1%						
	計画策定時	市街化区域人口		101,372人		現在	市街化区域人口		119,613人					
		市街化区域面積		1,337ha			市街化区域面積		1,337ha					
都市計画区域面積に対する緑地総計の割合		31.4%						31.1%						
	計画策定時	都市計画区域人口		101,372人		現在	都市計画区域人口		119,613人					
		都市計画区域面積		1,817ha			都市計画区域面積		1,817ha					

※「民間施設緑地」の寺社境内地については、敷地内の樹林地の占める面積を緑地として計算している。
「条例等によるもの」の保全生垣については、指定延長の長さ(m)×幅1mを緑地として計算している。

出典：緑の基本計画改訂基礎調査(平成23年)

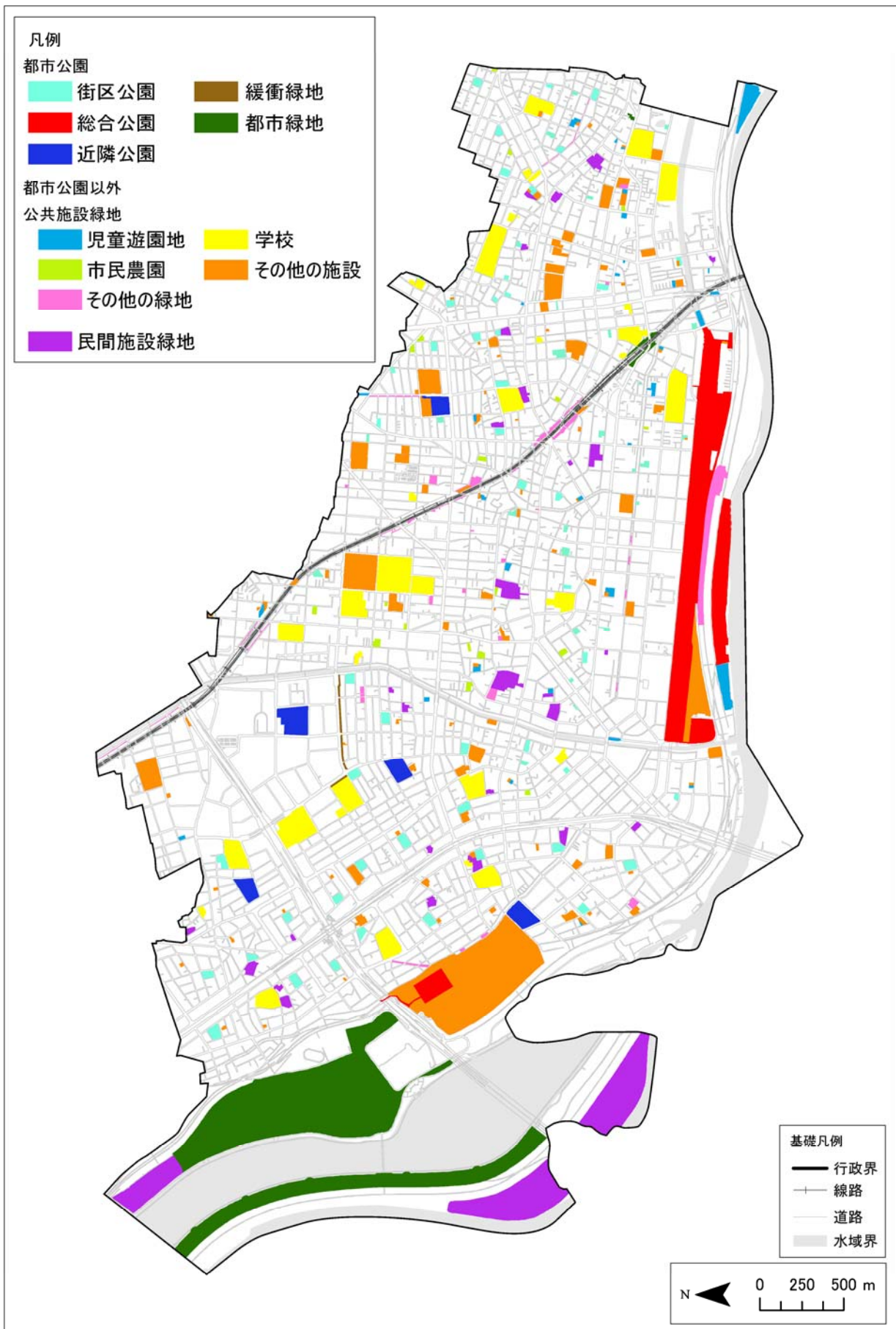


図. 施設緑地分布図

出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成 23 年）

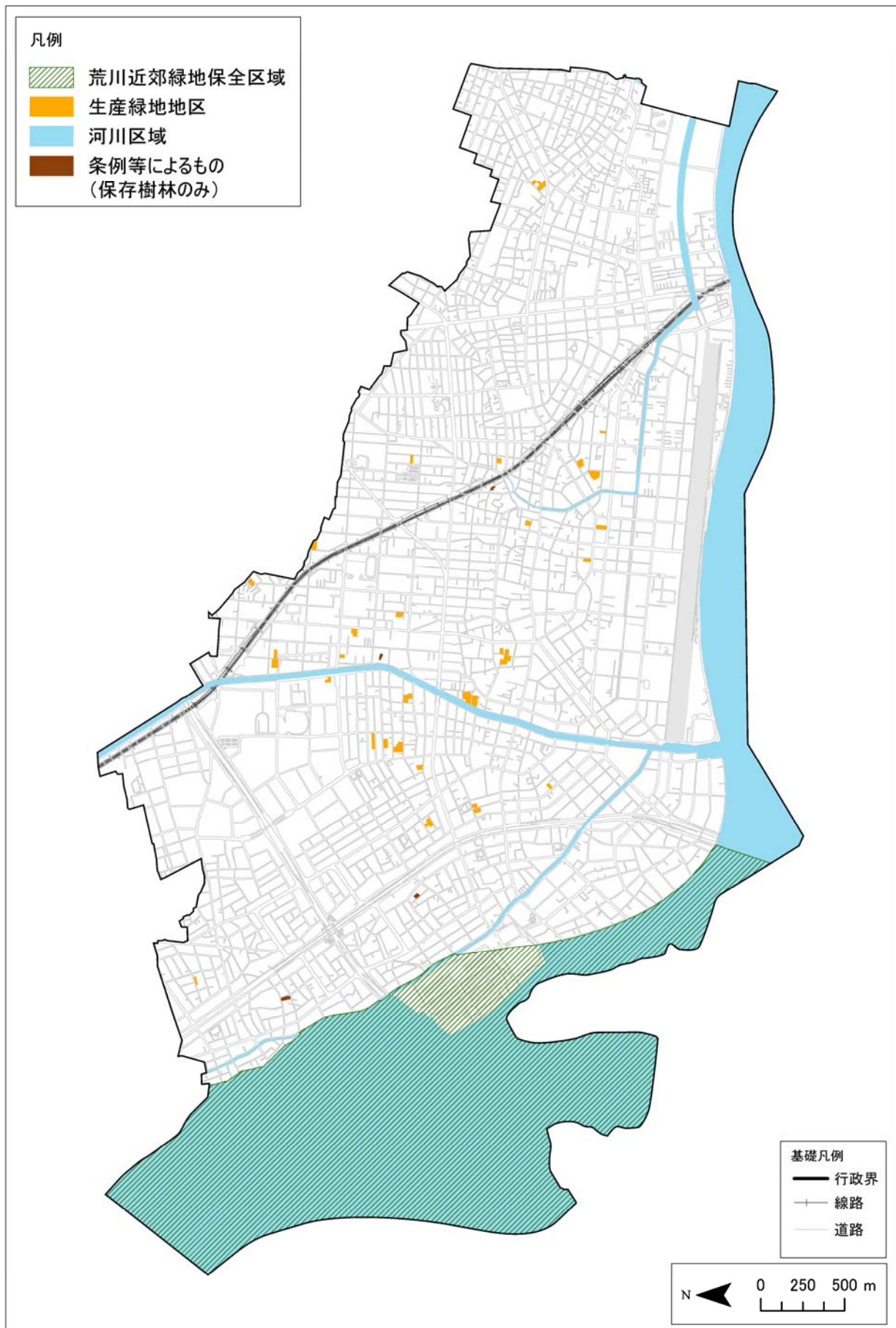


図. 地域制緑地分布図

出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成23年）

5. 課題の整理

戸田市における緑の課題を整理しました。

なお、課題の整理にあたって地区を示す際は、「緑の基本計画改訂基礎調査」で区分している下図の地区別に沿って示しています。



図. 地区区分図

出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成 23 年）

表. 町丁目別の地区区分

番号	地区名	町丁名
1	下戸田北地区	喜沢1丁目・喜沢2丁目・中町1丁目・ 下戸田1丁目・下戸田2丁目
2	下戸田南地区	喜沢南1丁目・喜沢南2丁目・中町2丁目・ 下前1丁目・下前2丁目・川岸1丁目・川岸2丁目
3	上戸田地区	上戸田1丁目・上戸田2丁目・上戸田3丁目・ 上戸田4丁目・上戸田5丁目
4	戸田公園駅 周辺地区	川岸3丁目・本町1丁目・本町2丁目・本町3丁目・ 本町4丁目・本町5丁目・南町・戸田公園
5	新曽地区	大字新曽・大字上戸田・大字下笹目
6	新曽南地区	新曽南1丁目・新曽南2丁目・新曽南3丁目・ 新曽南4丁目・氷川町1丁目・氷川町2丁目・氷川町3丁目
7	笹目北地区	笹目1丁目・笹目1丁目・笹目3丁目・笹目4丁目・笹目北町
8	笹目南地区	笹目南町・早瀬1丁目・早瀬2丁目・笹目5丁目・ 笹目6丁目・笹目7丁目・笹目8丁目
9	向田地区	美女木東1丁目・美女木東2丁目・大字美女木
10	美女木地区	美女木1丁目・美女木2丁目・美女木3丁目・美女木4丁目・ 美女木5丁目・美女木6丁目・美女木7丁目・美女木8丁目
11	堤外地	大字重瀬 他

出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成 23 年）

(1) 旧計画のサブテーマ別の課題

戸田市における緑の課題を、旧計画のサブテーマ別に整理しました。

① 「自然共生都市（人と自然が共に生きるまち）」に関する課題

野生生物の生育・生息拠点となっている荒川とその河川敷は、自然環境との共生を図った保全・再生が進められており、今後も継続することが必要です。

今後は、このような拠点から、生物が移動できる経路として、点在する緑をつなぐように街路樹や緑道などの緑を整備し、休息できる場所として、公園緑地や樹林地、農地などのまとまりのある緑を保全するとともに、より多様な生物が生育・生息できるよう、それぞれの緑の質の向上を図ることが必要です。

表. 自然共生都市の視点、要素、解析・評価

視点	要素	解析・評価
自然との共生	野生生物の生育・生息地、移動経路、休息地等、生物の多様性を育む上で重要となる緑地	・荒川河川区域において、多くの希少種を確認 ・戸田ヶ原自然再生事業をはじめとした活動の展開
歴史・風土の保全と形成	社寺林、保存樹木・保存樹林（伝統文化と結びついた緑）	・500m ² 以上の社寺林が、かつての自然堤防にあった旧幹線道路に沿って分布

② 「水緑都市（水と緑が織りなす快適なまち）」に関する課題

都市環境の骨格を成している荒川や笹目川などは、保全が進められるとともに、大規模な公園緑地を整備し、レクリエーション拠点としても利用されています。

快適な生活環境を支える農地や社寺林、生垣等の身近な緑のほとんどが民有地であるため、それらの緑の永続性を担保するため、支援をしていくことが必要です。

さらに、ヒートアイランド現象の緩和や風の通り道として、まとまりや連続性を意識した緑の整備と、それぞれの緑の質の向上を図ることが必要です。

表. 水緑都市の視点、要素、解析・評価

視点	要素	解析・評価
都市の骨格形成	荒川、荒川河川敷、笹目川など（緑地と一体化した広大な河川空間）	・荒川河川敷の一部を彩湖・道満グリーンパークや戸田公園として整備 ・荒川近郊緑地保全区域として一部保全
快適な生活環境	まとまりと担保性が確保された市街地内の農地	・荒川の後背湿地帯の水田が消失する一方、生産緑地として永続性を担保
	社寺林、屋敷林	・小規模に点在し、一部は保存樹林として永続性を担保
	街路樹	・街路樹の整備・維持管理の継続 ・さらなる街路樹の整備への要望
	公園緑地	・笹目川の東側にある大規模な公園は、県立戸田公園と後谷公園のみ
	住宅の生垣、屋上緑化等の緑	・助成制度による支援
都市の環境の維持・改善	河川空間、街路樹、宅地の緑、公園緑地	・まとまりのある緑や連続した緑により、ヒートアイランド現象の緩和や風の通り道としての役割を期待

③ 「公園都市（多様なレクリエーションの場を備えたまち）」に関する課題

公園については、一人当たりの面積が都市公園法施行令に示されている面積標準である 10m²/人を満たしているものの、下戸田南地区、新曽地区、向田地区などの公園整備は不十分であり、配置に偏りがあるのが現状です。また、市民アンケート調査結果によると、子育て世代とそれ以外の世代の利用ニーズが 2 極化しており、身近な公園へのアクセスに配慮した多様なニーズに対応した公園整備が必要です。

自然再生活動や農作業などといった自然とふれあうことができる河川空間や市民農園においては、ハード・ソフトの両面の整備により、継続を図ることが必要です。

それらのレクリエーション拠点をつなぐ緑道や街路樹などの緑によって、連続した緑の整備を進め、ネットワーク化を図ることにより、移動の快適性を高め、まち歩き等を促進するとともに、各レクリエーション拠点相互の活性化を図ることが必要です。

表. 公園都市の視点、要素、解析・評価

視点	要素	解析・評価
多様な公園利用への対応	都市公園、児童遊園、その他のスポーツ等屋外レクリエーション空間	<ul style="list-style-type: none"> 平成 9 年以降 6 箇所、32.42ha を新規整備 一人当たり公園面積 11.2m²/人と充足 下戸田地区、新曽地区、向田地区の公園整備は不十分なものの、新曽地区のみ公園整備計画あり 世代による利用ニーズの 2 極化
自然とのふれあいと緑	河川空間、市民農園	<ul style="list-style-type: none"> 荒川河川敷の一部を彩湖・道満グリーンパークや戸田公園として利用 市民参加の戸田ヶ原自然再生事業の展開 「土に親しむ広場」への要望は多く、16 箇所整備済み
ネットワーク性の確保	自転車・歩行者専用道、緑道、街路樹、緩衝緑地など（レクリエーション拠点を結ぶ線的緑地）	<ul style="list-style-type: none"> 一部分断されているものの、歩道、街路樹の整備は進行中 グリーンネットワーク事業の中断 今後、荒川を中心拠点としたネットワーク化を進めることが必要

④ 「景観都市（四季の彩りある美しいまち）」に関する課題

戸田市を代表する景観である荒川は、今後も保全・活用していくことが必要です。

身近な緑の景観として重要な要素となる農地や屋敷林等は、宅地化や巨木の伐採・強剪定により、減退傾向にあり、まちの顔となる駅前や幹線道路沿いでは、緑が充分とはいえない状況です。今後は、農地や樹林地などが残されるなつかしさが感じられる景観に考慮するとともに、身近な生活環境の景観の質を向上するため、農地や屋敷林の保全とともに、駅前や幹線道路沿いの緑化を推進することが必要です。

表. 景観都市の視点、要素、解析・評価

視点	要素	解析・評価
市の特性を表す景観	荒川河川空間（市を代表する自然景観）	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査において、自然的景観や眺めが優れている場所として「彩湖・道満グリーンパーク」という回答がもっとも多く、荒川の河川空間が戸田市を代表する景観を形成として認知
身近な生活環境における重要な景観	社寺林、屋敷林、農地、保存樹木・保存樹林・保存生垣、街路樹、河川・水路空間（帯状の連続性のある景観ネットワーク）	<ul style="list-style-type: none"> 農地の減少、巨木の伐採・強剪定により、なつかしさが感じられる景観は減退傾向 駅前、幹線道路沿いの緑不足

⑤ 「防災都市（緑の中で安心して暮らせるまち）」に関する課題

都市公園や学校等のオープンスペースは、災害時に避難場所や応急活動拠点となるなど、重要な役割を担い、街路樹や生垣などの緑は、家屋やブロック塀の倒壊や火災による延焼の防止に貢献しています。また、樹林地や草地、土の地面は、雨水を地下に浸透させることで洪水の発生を軽減します。戸田市では、洪水や地震による災害が発生した場合を想定し、被害を最小限に抑えることを目的とした「地震・洪水ハザードマップ」の中で浸水想定区域や液状化危険度マップを示しています。

これらのマップによれば、下戸田北地区・下戸田南地区及び戸田公園駅周辺地区・新曽南地区は、浸水や液状化などの災害による影響が大きいと想定されているものの、防災機能を充実した公園などは特になく状況にあります。

また、緊急輸送路のうち、約半数が街路樹のない道路となっています。

今後は、地震や洪水などの災害に備えた防災性、安全性の高い公園緑地の整備やその他の避難地、避難路となる学校や道路等における適切な緑の整備・維持管理を行うことが必要です。

表. 防災都市の視点、要素、解析・評価

視点	要素	解析・評価
災害発生危険地域の抽出	地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ	・下戸田北地区・下戸田南地区及び戸田公園駅周辺地区・新曽南地区は、災害による影響が大きいと想定されているものの、防災機能を充実した公園は特になく状況
避難対策	都市公園などの避難場所、学校などの避難所（避難地となる緑地） 街路樹（避難路となる緑地）	・緊急輸送路のうち、約半数が街路樹のない道路 ・避難地、避難路における防災性、安全性を高めるための適切な緑の整備・維持管理



図. 防災関連図

資料：緑の基本計画改訂基礎調査（平成23年）、地震・洪水ハザードマップ

⑥ 「市民参加都市（緑をとおして市民がふれ合えるまち）」に関する課題

戸田市には、市街地に残る屋敷林や巨木などを保全する際や、屋上緑化・生垣の設置などの新たに緑を創出する際に活用できる支援制度を設けています。市民がこれらの制度を活用し、苗木の無料配布を利用するなどして、緑に関する取り組みの活性化と意識の醸成を図っています。今後は、これらの制度のさらなる周知を図るとともに、緑に関するイベントや講習会などの取り組みをPRしていくことが必要です。

「とだ緑のボランティア活動」をはじめとして、市民が主体となった緑化活動や清掃活動が行われるとともに、活動をベースとした環境教育も進められており、市民意向においても地域の緑化・美化活動の参加意欲が高くなっています。今後は、これらの活動のさらなる活性化を図るため、支援を充実することが必要です。

表. 市民参加都市の視点、要素、解析・評価

視点	要素	解析・評価
市による支援制度	保存樹木補助金制度、戸田市生垣等設置奨励補助金事業、戸田市建築物屋上等緑化奨励補助金事業、苗木の無料配布事業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・制度による緑の保全・維持管理・創出のための支援として補助金を交付 ・イベント等における苗木の無料配布
市民との協働	フェルトガーデン戸田、とだ緑のボランティア活動、戸田市花と緑のまちづくり実行委員会、花ロード美女木、その他の緑に関する活動団体 等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体となった緑化活動や清掃活動 ・活動をベースにした環境教育 ・地域の緑化・美化に関するボランティア活動への参加意欲

(2) 旧計画の基本方針ごとの課題

戸田市における緑の課題を、旧計画の3つの基本方針ごとに整理しました。

① 「新たな緑の空間を創り育む」に関する課題

【都市公園の適正な配置】

都市公園については、旧計画策定時（平成9年）から新たに6箇所、32.42haを整備し、一人当たりの面積は $11.2\text{m}^2/\text{人}$ となっており、旧計画で定めた平成27年までの目標である $16.0\text{m}^2/\text{人}$ は達成していないものの、都市公園法施行令に示されている面積標準である $10\text{m}^2/\text{人}$ は充足しています。

しかし、都市公園の分布には地域的な偏りがあり、新曽地区、下戸田南地区、向田地区の一部では、不足している状況です。

一方、その利用形態においては、子育て世代とその他の世代では利用目的が異なっており、今後の公園施設の老朽化に伴う公園再整備等では、少子高齢化の進行と財政状況、整備後の維持管理を考慮した上で、多様な世代が積極的に活用するような公園の整備を戦略的に検討していくことが必要です。

また、公園の維持管理においては、公園整備量の増加に伴い、維持管理費用も増加が見込まれますが、財政状況上、維持管理費の大幅な増加は難しい状況であるため、長期的な視野にたった維持管理の実施、指定管理者制度の活用、市民による維持管理活動等を検討し、実施していくことが必要です。

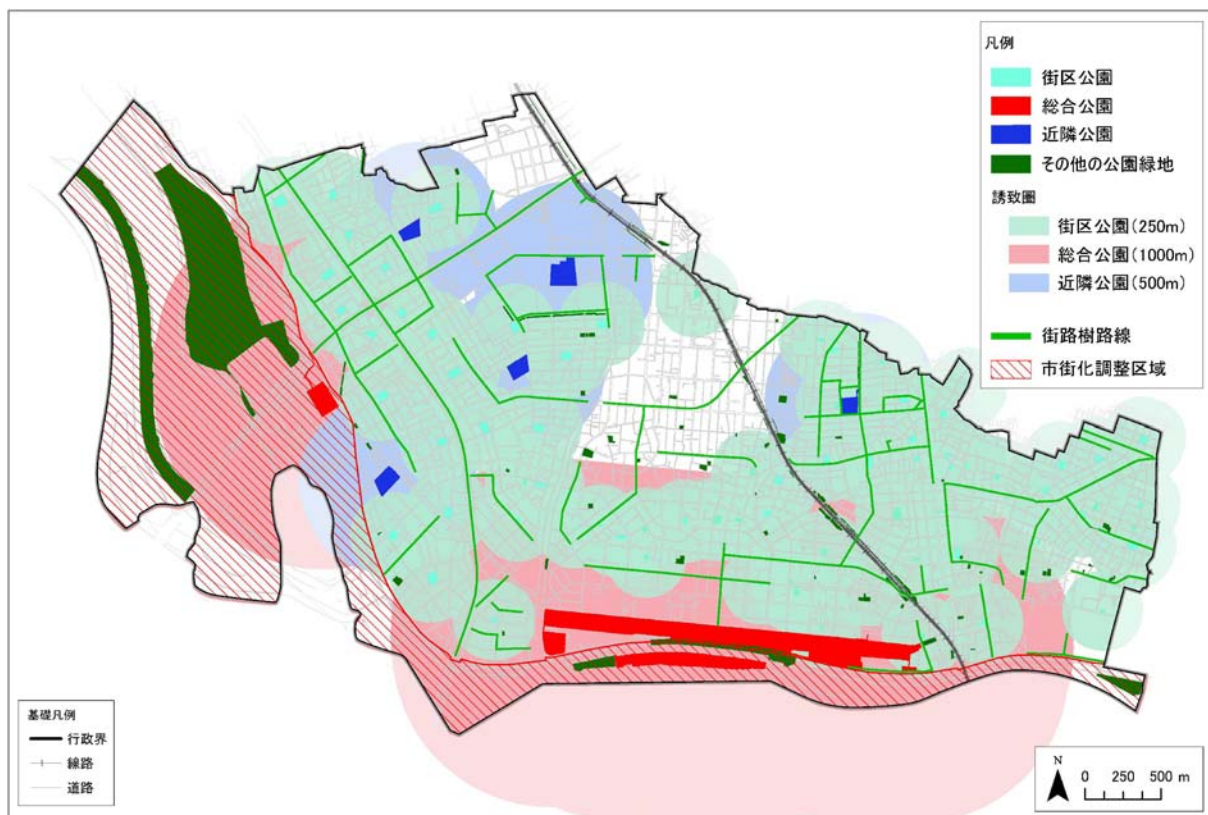


図. 公園緑地の分布と都市公園の誘致圏図
出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成23年）

【公共公益施設の積極的な緑化推進】

公共公益施設の緑化を推進することは、地域の緑化推進の先導的役割として重要です。そのため、地域の緑の拠点の一つとして質の高い緑化を推進することが必要です。

接道部の緑地空間の充実や道路沿いの街路樹・植栽帯の適正な維持管理を進めることにより、目に見える緑の量が拡大するとともに、道路利用者の快適性の向上も期待できます。

また、小中学校は敷地規模が大きく、避難所として指定されており、地域のオープンスペースとして重要です。学校によっては、環境学習の一つとして緑のカーテン、学校ビオトープ等の整備も行われており、巨木やサクラ並木等が地域のシンボルになっているなど、緑の資源としての活用についても検討することが必要です。

【民有地の緑化推進】

市全体の樹木地の多くが住宅用地にある一方、商業用地、工業用地では住宅用地に比べて緑が少ない状況です。市全体の緑化環境の向上を図るため、住宅用地、商業用地、工業用地などの民有地において、緑豊かな住環境を充実させることが重要です。

なお、現在は、開発指導事業による良好な居住環境の形成の指導、生垣や屋上緑化の整備に対する補助、地区計画（現在2地区）において生垣整備の補助制度を実施しています。

今後は、民有地の緑化推進を図るため、改築や建て替えの際に屋上緑化や壁面緑化などの立体的な緑化手法を取り入れるなど、より確実な緑化推進のための条例化についてを検討することが必要です。

② 「緑を守り育てる」に関する課題

【樹木・樹林の保全と農の景観保全】

市内に現存する屋敷林、社寺林、農地等の緑は、そのほとんどが民有地にあり、戸田市の昔からの風土を残す重要な要素ですが、年々減少傾向にあります。

現在、保存樹木、保存樹林の指定制度や生産緑地地区の指定制度があるものの、永続的に担保されている訳ではないため、所有者が樹木や樹林を維持し続けられるような支援等の検討や農の景観を残すための方策の検討が必要です。また所有者だけではなく、地域住民等がこれらの緑の重要性を理解し、市民の財産として認識していくことも必要です。

【開発事業地などにおける緑の保全・創出】

新曽地区を中心に分布している裸地などの未利用地は、今後、区画整理事業等で、住宅などの開発が進む予定となっています。それらの開発が行われる際に、事業地内での積極的な緑化やオープンスペースの確保を働きかけることが必要です。

また、土地利用の方針が定まっていない未利用地においては、都市公園の不足域に配慮した都市公園等の整備を検討することが必要です。

一方、学校や公園内のグラウンドにおいては、今後も継続して利用されるよう、管理・運営体制を充実することが必要です。

【荒川河川敷の緑の核として整備・保全とグリーンネットワーク化】

荒川河川敷は、彩湖・道満グリーンパークや戸田公園等が整備され、その一部は荒川近郊緑地保全区域に指定されるなど、市を代表する自然環境やレクリエーションの拠点となっているほか、水辺のまちとしての戸田らしい景観を形成しています。

さらに、戸田ヶ原の自然再生を目的として、地域住民、専門家など多様な主体によって事業も展開しています。この緑の拠点を、より豊かな自然環境として維持・保全し、次世代へ引き継いで行くことが必要です。

また、荒川の洪水によって形成されてきた自然堤防上には、古くから集落が立地してきたため、今でも多くの社寺林、屋敷林などが残されているほか、鉄道沿いの連続した緑地、荒川や中小の河川など、市内各所に「帯状の緑と水」が形成されています。

そのため、街路樹、遊歩道、公園緑地等の整備によってネットワーク化を図るとともに、既存の緑の質を向上させ、緑の持つ多様な機能をより充実させることが必要です。



図. 帯状の緑と水の位置

資料：地形分類図（国土交通省土地・水資源局）、緑の基本計画改訂基礎調査（平成23年）

※この地図は、国土交通省土地・水資源局国土調査課による「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）埼玉県、東京都」を使用し、作成したものである。

③ 「緑の文化を広げる」に関する課題

【官民一体となった緑の普及と啓発の推進】

市内の緑のまちづくりに関する取り組みについては、市だけの努力では限界があり、現在、駅前花壇の維持管理や公園清掃等に多くの市民ボランティアが参加しています。今後は、市がコーディネート役となり、市民・事業者など多くの主体が得意分野を活かして、協働で緑の保全と緑化の推進を進めることが必要です。

さらに、市民・事業者自らが、緑に関する取り組みに参加する、緑を創出していくという意識をもてるよう、ボランティアへの参加や取り組みの楽しさややりがいなどを伝えられるような啓発活動も重要です。

また、緑に関する取り組みをより活発に継続的に行っていくため、講習会や環境教育などを通じた人材育成の体制をより充実させることが必要です。

(財)戸田市公園緑地公社と連携し、講習会やイベントの開催、緑に関する積極的な情報の発信等を、市民とともに緑のまちづくりを推進するための手法として充実していくことが必要です。

(3) 課題のまとめ

(1)、(2)から、課題を整理しました。

<旧計画のサブテーマ別の課題>

【重視する点】

- ・ 緑の拠点である荒川の保全・再生・活用
- ・ 利用ニーズの多様化に対応した公園緑地の整備
- ・ 生物の移動経路の形成、拠点間の移動の快適性と利用度の向上、安全な避難路の整備を図った、緑のネットワークの形成と強化

【新たに加える点】

- ・ 都市環境の改善に寄与する緑の整備・保全・維持管理

【自然共生都市】

- ・ 荒川とその河川敷を拠点とした帯状の緑の整備と質の向上
- ・ まとまりのある緑の保全と質の向上

【水緑都市】

- ・ 身近な生活環境を支える民有地の緑への支援の検討
- ・ ヒートアイランド現象の緩和や風の通り道として期待できる緑の保全・整備と質の向上

【公園都市】

- ・ 様々な利用ニーズに対応した公園整備
- ・ 自然とのふれあい空間の整備・維持管理とふれあい活動プログラムの整備
- ・ レクリエーション拠点のネットワーク化による移動の快適性と利用度の向上

【景観都市】

- ・ 荒川、農地、屋敷林などなつかしさが感じられる景観の保全
- ・ 都市景観の質の向上を図った市街地の緑化の推進

【防災都市】

- ・ 防災性、安全性の高い公園緑地の整備
- ・ 避難地、避難路となる学校や道路等における適切な緑の整備と維持管理

【市民参加都市】

- ・ 緑の保全・維持管理・創出を支援する制度の周知
- ・ 市民が主体となった緑に関する活動への支援の検討

<旧計画の基本方針ごとの課題>

【まとめ】

- ・ 公共公益施設、民有地における緑化の推進
- ・ 残存する緑の保全・活用と緑のネットワークの強化
- ・ 官民一体となった緑の普及と啓発の推進

【新たな緑の空間を創り育む】

- ・ 公園配置の偏りの解消
- ・ 多様な世代のニーズに対応した公園整備
- ・ 公共公益施設における、質の高い緑化の推進
- ・ 民有地の確実な緑化推進を図るための条例等の検討

【緑を守り育てる】

- ・ 荒川とその河川敷の自然の維持・保全・再生と継承
- ・ 市域に残る良好な緑を維持・保全・活用していくための支援策の検討
- ・ 帯状の緑を有効活用した緑のネットワークの強化及び、市域全域へのネットワークの拡大

【緑の文化を広める】

- ・ 官民一体となった緑の普及と啓発の推進

具体的な施策

第2章

緑の将来像と目標



第2章 緑の将来像と目標

本計画では、緑のまちづくりの推進に向けた基本理念を設定し、その基本理念を具体的なイメージで表現した緑の将来像図を示します。また、より具体的な緑の将来イメージとして、緑の有する様々な機能を効果的に発揮することで実現へと近づく、計画のサブテーマを6つ示しています。各サブテーマは、旧計画のサブテーマ別の課題から整理した「重視する点」と「新たに加える点」を踏まえたものとなっています。さらに、これらの緑の将来像の実現に向けた目標を設定します。

1. 基本理念

戸田市には荒川とその河川敷があり、市の緑の核となっております。また、笹目川、さくら川等のその他の河川・水路や鉄道沿いをはじめとした様々な帯状の緑が市内を縦横に走っています。その他にも、市内に点在する社寺林・屋敷林や農地、都市公園等の緑など、市民が身近にふれあい、感じることでできる緑があります。

そこで本計画では、緑の核や帯状の緑、点在する緑のそれぞれの質の向上と、それらの緑をつなぐ緑の経路や拠点の整備、市民との協働による緑化を推進する「緑と水と心のネットワーク都市・戸田」を基本理念とします。

緑と水と心のネットワーク都市・戸田

2. 緑の将来像図

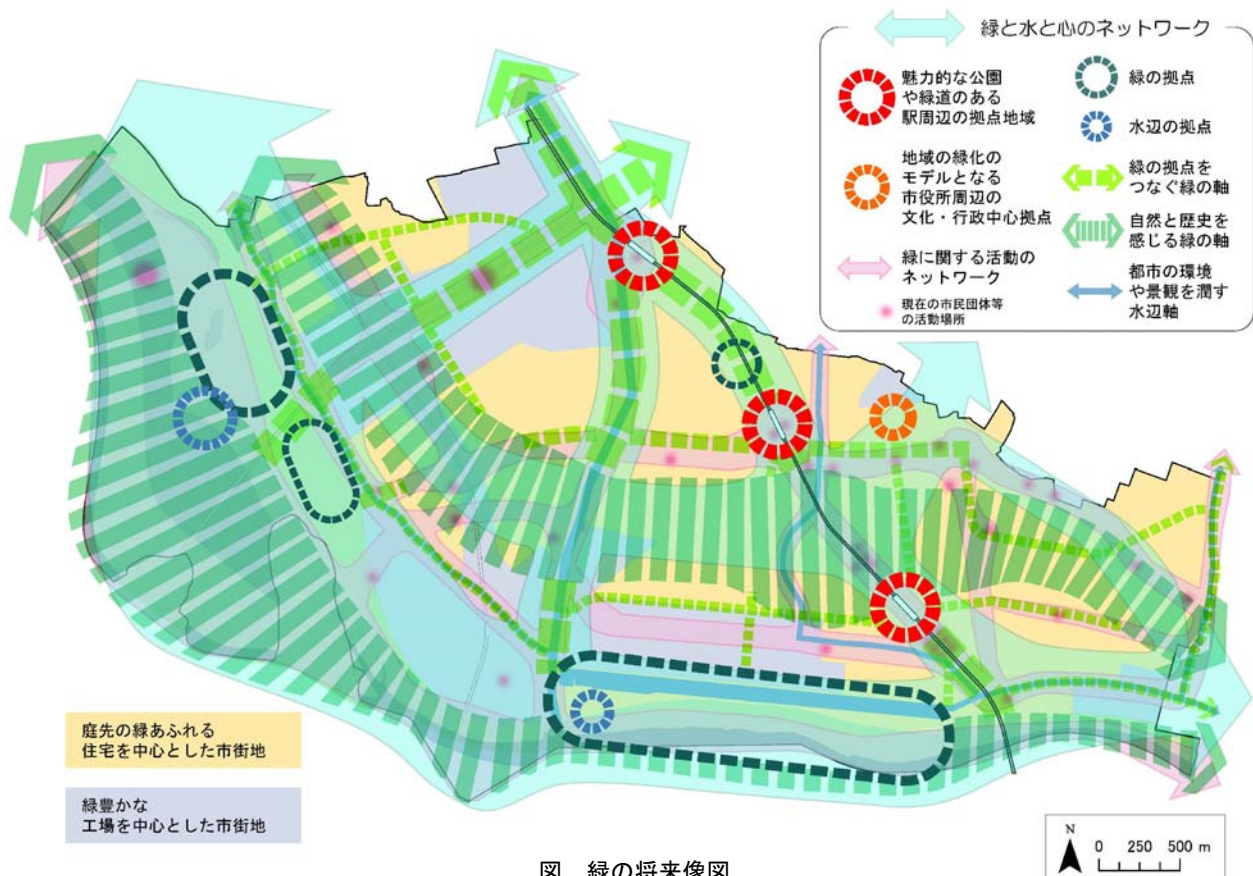


図. 緑の将来像図

3. 計画のサブテーマ

人と自然が共に生きるまち（自然共生都市）

荒川とその河川敷を中心とした生物の生育・生息拠点において、自然環境との共生を図った市民との協働による保全・再生活動を進めます。また、公園緑地や農地、樹林地などの点在する緑を保全・維持管理するとともに、街路樹や緑道などの緑の整備により、それらの点在する緑をつなぎ、より多様な生物が市民とともに共生できるまちを目指します。

水と緑が快適な都市環境を支えるまち（水緑環境都市）

地球温暖化の抑制やヒートアイランド現象の緩和、風の通り道などの良好な都市環境の形成を図った、河川・水路や緑道、公園緑地などのまとまりや連続性のある緑の整備と維持管理を進めます。また、農地や社寺林、生垣等の身近な緑が保全・維持管理された快適な生活環境を支えるまちを目指します。

緑の中で安心して暮らせるまち（防災都市）

地震や洪水などの災害に備えた防災性や、安心して利用できる安全性の高い公園緑地の整備を進めます。また、避難地や避難路となる学校や道路等の緑の創出と質の向上を進め、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

四季の彩りのある美しいまち（景観都市）

水辺のまちとしての戸田らしい景観を保全していくとともに、農地や屋敷林等の残るなつかしさが感じられる景観の保全も進めます。また、都市の中では、潤い豊かな景観の創出にむけた緑化を推進し、四季折々に彩りのある美しいまちを目指します。

多様なレクリエーションの場を備えたまち（公園都市）

多様な利用ニーズに対応した身近な公園の整備を進めます。また、まち中の移動の快適性を高めて各レクリエーション施設の利用を促進するため、都市公園や屋外スポーツ施設などのレクリエーションの場をつなぐ緑道などの整備を進めます。さらに、自然とのふれあいを楽しむことができる河川空間の保全や市民農園の充実を図り、多様なレクリエーションを楽しむことができるまちを目指します。

緑をとおして市民がふれ合えるまち（市民参加都市）

市民が地域の緑のまちづくりに関心を持ち、そして参加できるよう、緑に関する普及啓発の充実や緑に関する制度の周知を図ります。また、市民が主体となった活動への支援など、緑に関する取り組みを市民と市が一体となって進めるまちを目指します。

4. 計画の目標

(1) 計画のフレーム

【計画対象区域】

計画対象区域	計画対象区域内区市町村名
都市計画区域	戸田市の全域 (1,817ha)

【目標年次までの人口の見通しと市街化区域の規模】

		現況	目標年次
年次		平成 22 年度	平成 42 年度
人口		122,251 人	142,000 人 [※]
市街化区域の規模		1,337ha	1,337ha
人口密度		91.4 人/ha	106.2 人/ha

※出典：見直し中の戸田市都市マスタープランによる人口推計値（平成 23 年度）

(2) 緑地の確保目標水準

生き物の生育・生息地や避難地・避難路、レクリエーションの場などの様々な役割を持った緑の拠点である緑地の確保目標水準を設定します。

施設緑地の整備・維持管理を進めるとともに、地域制緑地の保全・維持管理の継続に努めることで、以下の目標値の達成を目指します。

		現況（平成 22 年度）	目標年次（平成 42 年度）
施設緑地 地域制緑地 緑地総計	施設緑地	195.9ha [※]	概ね 202ha
	地域制緑地	489.0ha [※]	489.0ha
	緑地総計	564.4ha [※]	概ね 570ha

※施設緑地と地域制緑地の現況は 120.5ha 重複しているため、緑地総計と異なる（13 頁参照）

(3) 緑化に関する目標

快適な都市環境や美しい景観の形成などを図った緑豊かなまちなかを目指した緑化に関する目標を設定します。

人々が住む市街地である市街化区域の緑被地（樹林地、草地、屋上緑化地）を増やすのはもちろんのこと、鉄道沿い、笹目川、国道 298 号が含まれている緑化推進重点地区の緑被地を増やすことで帯状の緑を充実させることを目指します。

		現況（平成 22 年度）	目標年次（平成 42 年度）
市街化区域の緑被率 ^{※1}		11.6%	概ね 15%
緑化推進重点地区の緑被率 ^{※2} （帯状の緑の充実）		12.1%	概ね 16%

※1 緑被地の市街化区域面積に占める割合のこと（10 頁参照）

※2 緑被地の緑化推進重点地区の 12 地区の合計面積に占める割合のこと（59～70 頁参照）

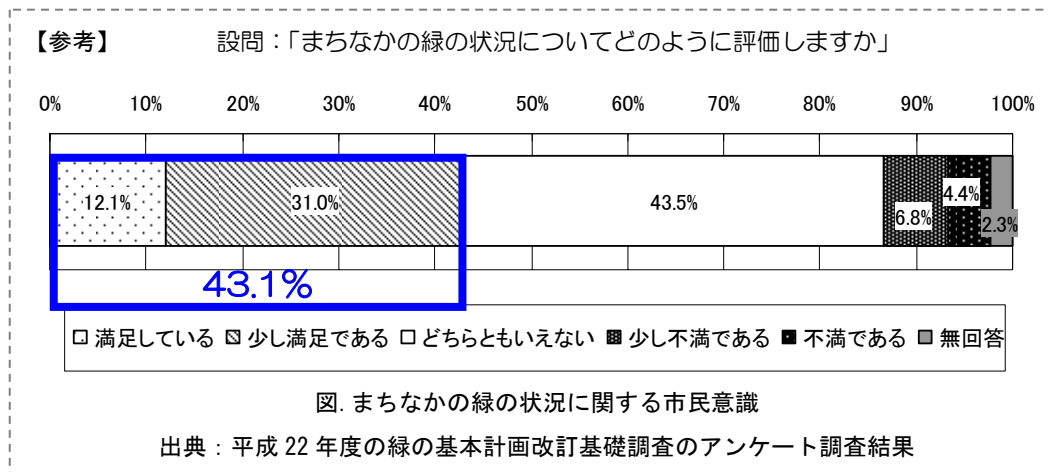
(4) 緑に関する市民意識の目標

緑を整備するための量的な目標だけでなく、その取り組みの成果が上がったのかを判断する指標として市民の緑に対する満足度を目標に設定します。

市民の目線を意識した身近な緑地の整備や維持管理、緑化を進め、既にある緑の保全に努めるとともに、緑に関する普及と啓発を充実させ、市民に緑に対して関心を持ってもらうことで、中間年次には市民のおよそ半数が、目標年次には市民のおよそ6割が満足してもらうことを目指します。

	現況 (平成 22 年度)	中間年次 (平成 32 年度)	目標年次 (平成 42 年度)
まちなかの緑に※ 対する市民満足度	43.1%	概ね 50%	概ね 60%

※平成 22 年度の緑の基本計画改訂基礎調査のアンケートの設問「まちなかの緑の状況についてどのように評価しますか。」に対する、「満足している」と「少し満足である」と回答した割合の合計のこと（下図の【参考】を参照）



第3章

施策の展開と

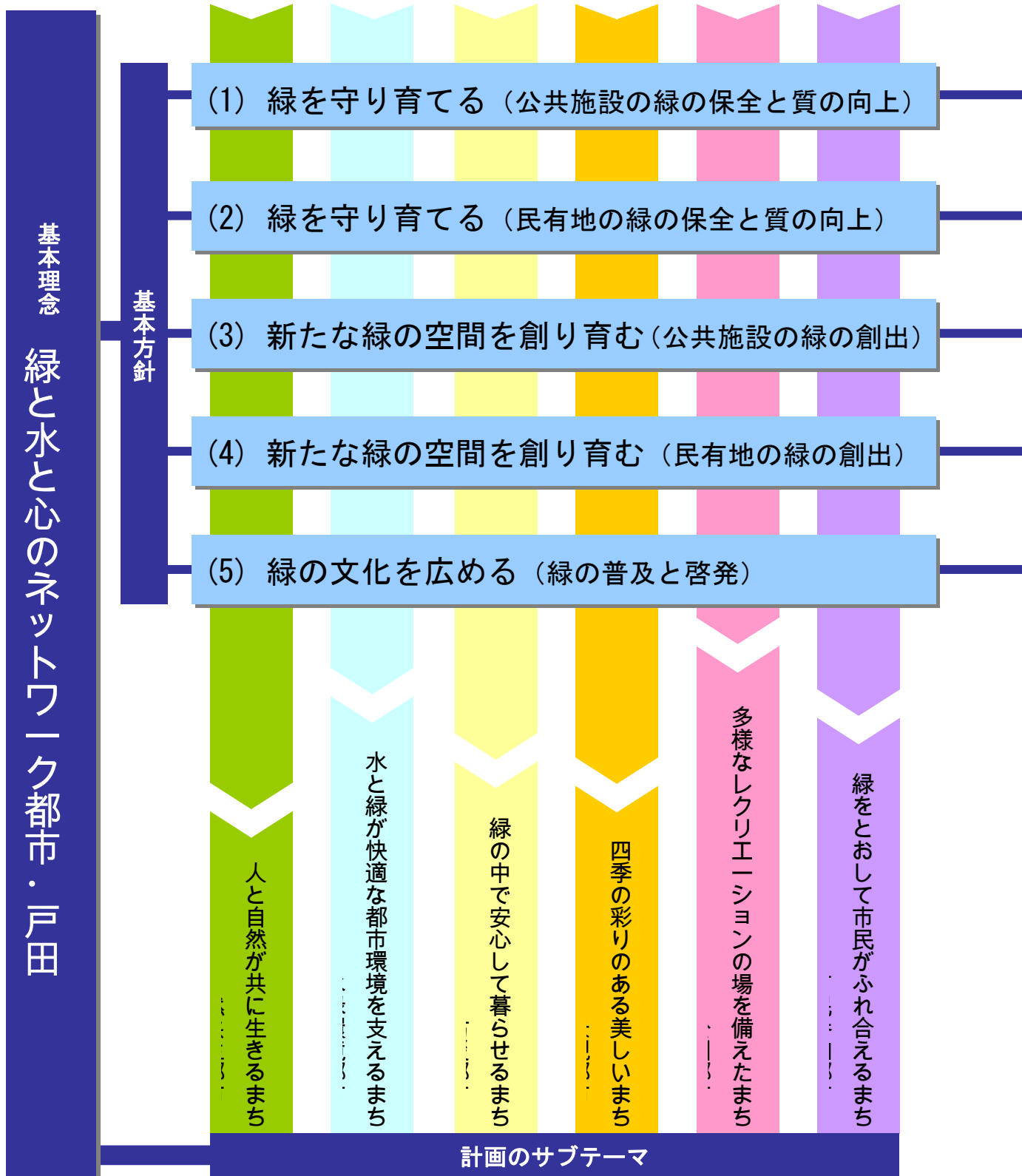
緑の配置方針

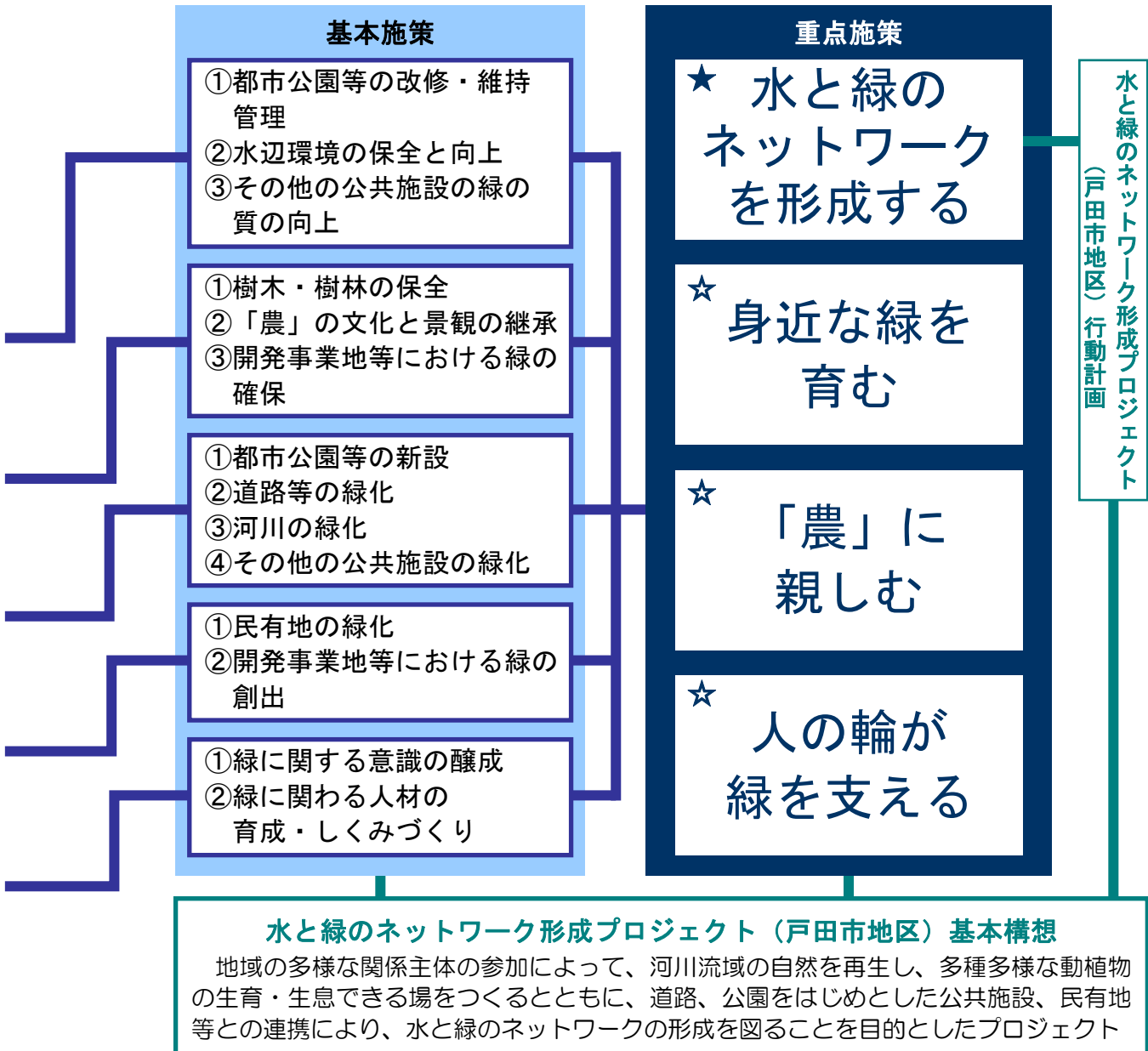


第3章 施策の展開と緑の配置方針

1. 施策の体系

緑の将来像の実現に向けた施策の体系を示します。この体系では、基本理念及び計画のサブテーマと5つの基本方針との関係性を示しています。





【施策の体系の考え方】

基本方針は、旧計画の基本方針ごとの課題を踏まえ、既存の緑の保全と質の向上や新たな緑の創出を公共施設及び私有地のそれぞれの取り組み別に整理した4つの方針と緑の普及と啓発の方針で構成しています。

また、基本方針に基づき、施策展開の方向を基本施策として体系的にまとめています。各基本施策の中の具体的な施策のうち、優先的に取り組むべき施策を重点施策としています。

なお、基本施策及び重点施策については、関連計画の一つである「水と緑のネットワーク形成プロジェクト(戸田市地区)」の基本構想に即したものとなっており、特に、「水と緑のネットワークを形成する」については、同プロジェクトの行政の行動計画と整合を図ったものとなっています。

2. 重点施策

★ 水と緑のネットワークを形成する

戸田市では、生き物が生息・生育・移動・繁殖する上で重要な自然を保全し、分断された自然をつなぐことで、自然の多面的機能を回復させることによって、潤いのある質の高い都市環境の実現に向けた「水と緑のネットワーク形成プロジェクト」を推進しています。同プロジェクトの行動計画では、市内の自然環境に合わせた指標種を選定し、その指標種を呼び込むための具体的な整備・保全内容となるツールに沿って、行政、市民、事業者が進めることとしています。

本重点施策においても、同プロジェクトの行政の行動計画の体系で示している「市内の自然環境を向上する」及び「市民・事業者との連携と行動支援」という2つの軸と整合を図りつつ、荒川河川敷の豊かな自然環境から市街地内により多くの生き物を引き込むことを目指し、生き物の生息・生育・移動・繁殖空間の整備と維持管理のほかにも、生き物の分布調査をはじめとした水と緑のネットワークに関連する情報収集・発信を進めます。

表. 戸市内の指標種

自然環境	指標種
樹林地	シジュウカラ、メジロ
草地	ギンイチモンジセセリ等のセセリチョウ類
水域（河川等の流水域）	カワセミ
水域（池、プール等の止水域）	アジアイトトンボ等の止水域に生息するトンボ類

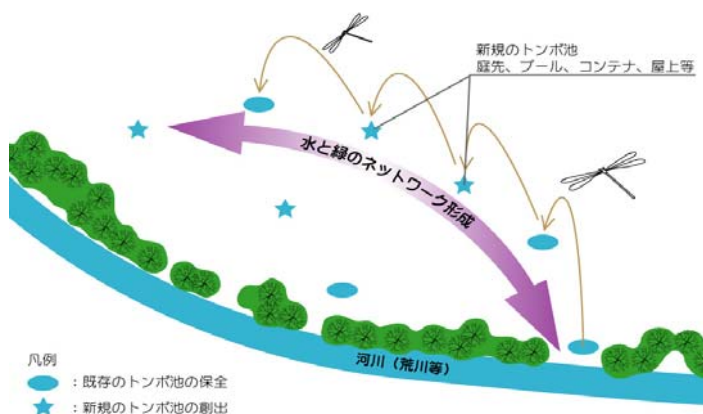


図. ツールによる水と緑のネットワーク形成イメージ（例：トンボたちの池）

資料：水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画

表. 具体的な重点施策

番号※	施策名
1	環境・生物多様性に配慮した公園の維持管理
5	戸田ヶ原の自然再生
6	河川・水路の環境に配慮した整備の推進
16	水と緑の回廊の形成
17	荒川水循環センター上部利用計画の推進
21	「戸田華かいどう 21」の整備の推進
24	新設都市計画道路の緑化
27	学校の緑化の推進
42	生き物の分布調査の実施

※ 「3. 基本方針に沿った具体的な施策の展開（38～53 頁）」及び「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」を参照

☆ 身近な緑を育む

戸建住宅の庭先やマンションのベランダの緑、工場をはじめとした事業所の緑などは、市民にとって身近な緑となっています。このような緑をさらに増やすため、建築物の限られた空間を活用した緑化の推進や庭木を増やすための支援策を検討します。

さらに、身近なオープンスペースとなっている平置き駐車場の緑化を推進し、新たな空間に身近な緑を増やしていきます。

表. 具体的な重点施策

番号※	施策名	掲載頁
31	屋上・壁面・ベランダ緑化の推進	46 頁
37	駐車場の緑化の推進	48 頁
38	庭木を増やすための支援策の検討	49 頁

※「3. 基本方針に沿った具体的な施策の展開（38～53 頁）」を参照

☆ 「農」に親しむ

かつて、荒川沿いの後背湿地帯には水田が広がる農村地帯がありました。しかし、そのほとんどは宅地や倉庫などに市街化され、現在は、小規模な農地が点在するのみです。そこで、そのような戸田市の「農」を継承するため、土に親しむ広場（市民農園）の利用促進や、住宅での菜園づくり・菜園付き住宅への支援など、「農」に親しむ取り組みを推進します。

表. 具体的な重点施策

番号※	施策名	掲載頁
11	土に親しむ広場の利用促進	40 頁
13	菜園づくりへの支援策等の検討	41 頁

※「3. 基本方針に沿った具体的な施策の展開（38～53 頁）」を参照

☆ 人の輪が緑を支える

市内の緑を支えるためには、行政だけでなく、市民、事業者の協力も必要不可欠です。そこで、緑に関する取り組みのPRなどの情報の効果的な発信や、市民ボランティアによる「とだ緑のボランティア活動」の活性化など、行政がコーディネート役となって市民、事業者と協働で緑の取り組みを進めます。

また、戸田市の緑により愛着をもってもらえるよう、市民参加によるワークショップを行いながら、市民の意向を取り入れた緑の整備を進めます。

表. 具体的な重点施策

番号※	施策名	掲載頁
19	市民参加の公園づくり	42 頁
49	緑に関する情報の効果的な発信方法の検討	52 頁
54	とだ緑のボランティア活動の活性化	53 頁

※「3. 基本方針に沿った具体的な施策の展開（38～53 頁）」を参照

3. 基本方針に沿った具体的な施策の展開

(1) 緑を守り育てる（公共施設の緑の保全と質の向上）

※重点施策の見方

★：「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」の行政の行動計画との整合を図った重点施策のため、詳細は同行動計画を参照

☆：★以外の重点施策

番号	施策名	施策内容	※重点施策
(1) - ① 都市公園等の改修・維持管理			
1	環境・生物多様性に配慮した公園の維持管理	公園内の緑については、都市環境や生活環境、生物多様性に配慮した植栽種の選定及び適切な維持管理を進めます。	★
2	防災機能の向上を図った公園の改修と維持管理	延焼遮断機能・避難者保護の緑地形成などの防災機能の向上を図った公園内の緑の適切な維持管理を進めるとともに、防災設備の充実を図った公園の改修を進めます。	
3	安全な利用に配慮した公園の維持管理	公園をより安全、快適に利用してもらうため、施設の定期的な点検や維持管理や防犯性に配慮した緑の維持管理を進めます。	
4	荒川と一体となった緑の整備	荒川河川敷において、自然環境の保全や水辺と一体的な景観を図るとともに、親水性に配慮した公園及びサイクリングロードや散策道などの連続性のある緑の整備を進めます。	
(1) - ② 水辺環境の保全と向上			
5	戸田ヶ原の自然再生	彩湖・道満グリーンパークにおいて、在来植物の植栽等による「戸田ヶ原」の自然環境の保全と再生を進めます。	★
6	河川・水路の環境に配慮した整備の推進	河川・水路においては、生物多様性や親水性に配慮し、河川の自然環境及び水質の向上を目指した護岸整備や水質の浄化を図ります。	★
7	河川の水質管理	今後の河川環境を向上するための基礎資料となる、河川水質を監視、測定し、公表します。	
8	首都圏近郊緑地保全区域の自然環境の維持・再生	首都圏近郊緑地保全区域に指定された区域の自然環境の維持に努めるとともに、戸田ヶ原自然再生事業等により自然環境の再生を進めます。	
(1) - ③ その他の公共施設の緑の質の向上			
9	学校敷地の緑の質の向上	学校敷地内やその外周部において、児童・生徒や地元住民との連携による適切な維持管理を推進します。	
10	街路樹・植栽帯の質の向上	緑の軸の質の向上を図った街路樹・植栽帯の適切な維持管理を推進します。	

地域の顔である公共施設では、市民協働も視野に入れた緑の保全と維持管理による緑の質の向上を進めます。

緑の拠点となる都市公園等では、環境や防災、安全な利用に配慮した改修・維持管理や荒川と一体となった緑の整備を進め、荒川や笹目川をはじめとする河川・水路の水辺環境では、緑の保全に努めるとともに、質の向上を図ります。その他の公共施設である学校や街路樹等の緑は、市民協働による適切な維持管理を推進します。

番号	施策を取り組むことによって実現を図る計画のサブテーマ						役割分担																						
	自然共生都市	水緑環境都市	防災都市	景観都市	公園都市	市民参加都市	市																						
							公園緑地課	道路課	建築課	河川課	都市計画課	土地区画整理事務所	都市整備課	環境クリーン室	防犯くらし交通課	経済振興課	危機管理防災課	教育総務課	公園緑地公社	市民	事業者								
(1) - ① 都市公園等の改修・維持管理																													
1	◆	◆					○									○													
2			◆				○																						○
3			◆				○																						
4		◆		◆	◆		○																						
(1) - ② 水辺環境の保全と向上																													
5	◆						○									○									○	○	○		
6	◆	◆	◆		◆		○			○																			
7		◆	◆				○			○						○													
8	◆	◆					○									○													
(1) - ③ その他の公共施設の緑の質の向上																													
9		◆				◆	○																		○	○	○		
10		◆		◆			○	○																					

(2) 緑を守り育てる（民有地の緑の保全と質の向上）

※重点施策の見方

★：「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」の行政の行動計画との整合を図った重点施策のため、詳細は同行動計画を参照

☆：★以外の重点施策

番号	施策名	施策内容	※重点施策
(2) - ① 「農」の文化と景観の継承			
11	土に親しむ広場の利用促進	市民農園「土に親しむ広場」について周知を図るとともに、広場の共有スペースを活用し、利用者との協働による良好な景観形成を図ります。	★
12	農地の保全	減少し続ける都市農地を保全するため、生産緑地の追加指定を継続して行います。	
13	菜園づくりへの支援策等の検討	戸田市の土地が持っている「農」の記憶を継承するため、住宅での菜園づくりや菜園付き住宅への支援を目指し、緑に関する既存の助成制度・事業の新たな補助対象の見直しを検討します。	★
(2) - ② 樹木・樹林の保全			
14	保存樹木・保存樹林制度の充実	保存樹木補助金制度を広く普及し、民有地の健全な樹木や樹林、生垣の保全を働きかけるとともに、それらの樹木の育成を支援します。	
(2) - ③ 開発事業地等における緑の確保			
15	県や国の制度の活用によるオープンスペースの確保	大規模な民間施設が新築・改築される際には、市の指導要綱等を活用したオープンスペースの確保により、既存の緑の保全や新たな緑の創出を働きかけます。	

11 土に親しむ広場の利用促進

「土に親しむ広場」は、自家用野菜や草花を栽培し、収穫の喜びを味わうなど、気軽に農作業を楽しめる場として、市内に計 16 箇所、744 区画（平成 24 年 3 月現在）設置されています。

また、広場には、各区画の利用状況や農具の保管状況等を確認する景観保全協力員を配置しており、利用者と協力し合って、各区画はもとより、広場の共有スペースを活用し、良好な景観を保つことができるよう働きかけていきます。



土に親しむ広場の利用状況

市民の生活の場である民有地では、緑を保全する制度の周知を図るとともに、緑の適切な利用を働きかけることで、緑の質の向上を進めます。

戸田市の文化と景観を次世代に継承していくため、農地の保全や土地の「農」的な利用を働きかけ、屋敷林や社寺林、生垣、大径木などの樹木・樹林に対しては、保全を働きかけます。また、開発事業地等では、オープンスペースや緑の確保を働きかけます。

番号	施策を取り組むこと によって実現を図る 計画のサブテーマ						役割分担													
	自然共生都市	水緑環境都市	防災都市	景観都市	公園都市	市民参加都市	市													
							公園緑地課	道路課	建築課	河川課	都市計画課	土地区画整理事務所	都市整備課	環境クリーン室	防犯くらし交通課	経済振興課	危機管理防災課	教育総務課	公園緑地公社	市民
(2) - ① 「農」の文化と景観の継承																				
11				◆	◆	◆	○										○		○	
12	◆	◆	◆	◆			○					○								
13		◆		◆		◆	○												○	○
(2) - ② 樹木・樹林の保全																				
14		◆	◆	◆		◆	○													
(2) - ③ 開発事業地等における緑の確保																				
15		◆	◆	◆			○						○	○						○

13 菜園づくりへの支援策等の検討

近年、都市近郊農地の維持保全が困難になってきています。例えば横浜市では、そのような農地を活かし、「農」の面影を残した菜園付きの住宅「さくらガーデン」が整備されています。この住宅では、「農」を介して、入居者間や地域との良好なコミュニティを形成しています。

戸田市においても、戸田の「農」を継承し、親んでもらうため、住宅での菜園づくりや菜園付き住宅への支援を検討していきます。



戸田市内にある菜園付き住宅

(3) 新たな緑の空間を創り育む（公共施設の緑の創出）

※重点施策の見方

★：「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」の行政の行動計画との整合を図った重点施策のため、詳細は同行動計画を参照

☆：★以外の重点施策

番号	施策名	施策内容	※重点施策
(3) - ① 都市公園等の新設			
16	水と緑の回廊の形成	河川や公園をつなぐ緑地・緑道やポケットパークの整備を推進します。	★
17	荒川水循環センター上部利用計画の推進	荒川水循環センターの上部空間を有効活用し、「大地の森」をコンセプトとした将来にわたり市民に親しまれる公園整備を進めます。	★
18	身近な公園の適切な配置	利便性が高くなるとともに避難地ともなるよう、鉄道や広幅員の道路、河川などの分断要素を考慮した公園の配置を検討します。	
19	市民参加の公園づくり	地元住民をはじめとした市民の利用ニーズに対応するため、地域のまちづくりと連動した市民参加によるワークショップ方式の公園づくりを進めます。	☆
20	誰もが安全・快適に利用できる公園づくり	老朽化した公園と新設する公園において、安全性・防災性の強化及びユニバーサルデザインを採用した施設の整備を進めます。	

19 市民参加の公園づくり

新曽第一土地区画整理事業地区では、地区の公園の全体・個別の整備テーマなどの合意形成を図った市民ワークショップや地域の子供たちの提案を受け、「四季や自然の恵み、健康の大切さを実感する癒しの環境」をテーマとし、地区全体の名称を「ワンダーパーク新曽」としています。

平成21年には【芦原たんぼ公園】が開設しました。今後も、笹目川や鉄道沿いの環境空間とネットワークさせながら、様々な特徴のある公園の計画・整備を進めていきます。



市民ワークショップの様子

緑の拠点を創出するため、都市公園等の新設を進めます。また、道路や鉄道沿い、河川などの帯状の緑を充実するため、緑化や緑地の整備を推進します。その他の公共施設では、地域の緑のまちづくりを牽引するような、積極的な緑化を推進します。

番号	施策を取り組むこと によって実現を図る 計画のサブテーマ						役割分担																				
	自然共生都市	水緑環境都市	防災都市	景観都市	公園都市	市民参加都市	市																				
							公園緑地課	道路課	建築課	河川課	都市計画課	土地区画整理事務所	都市整備課	環境クリーン室	防犯くらし交通課	経済振興課	危機管理防災課	教育総務課	公園緑地公社	市民	事業者						
(3) - ① 都市公園等の新設																											
16	◆	◆	◆	◆	◆		○	○	○																		
17					◆		○																				
18			◆		◆		○																				
19					◆	◆	○																		○		
20			◆		◆		○																				



芦原たんぼ公園における田植えの様子



芦原たんぼ公園における稲刈りの様子



荒川水循環センター上部公園

※重点施策の見方

★：「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」の行政の行動計画との整合を図った重点施策のため、詳細は同行動計画を参照
 ☆：★以外の重点施策

番号	施策名	施策内容	※重点施策
(3) - ② 道路等の緑化			
21	「戸田華かいどう 21」の整備の推進	鉄道沿いの環境空間及び環境空間暫定整備においては、緩衝帯、災害遮断帯、避難路、歩行空間、憩いの場などの多機能を有する緑の主軸となるよう緑化及び緑道・緑地の整備を推進します。	★
22	主要幹線道路の緑化の推進	主要幹線道路となっている国道や県道においては、国や県に街路樹等の植栽を要請します。	
23	既存道路改修等に伴う歩行空間及び緑空間の確保	既存の道路改修や電線地中化時には、歩行空間を拡幅するとともに、緑の軸となる街路樹・植栽木の確保に努めます。	
24	新設都市計画道路の緑化	新設する道路においては、安全性や防災性、生物多様性に配慮した街路樹・植栽帯の樹種選定を進めます。	★
(3) - ③ 河川の緑化			
25	河川と一体となった緑化の推進	河川沿いとその歩行者空間において、河川環境を活かした良好な景観形成を目指して緑化を推進します。	
(3) - ④ その他の公共施設の緑化			
26	公共施設の新築・改築に伴う緑の整備	公共施設を新築・改築する際には、既存植栽の移植や屋上緑化・壁面緑化の整備など、緑の整備を積極的に進めます。	
27	学校の緑化の推進	学校においては、緑化を推進するとともに、緑化意識の醸成を図り、児童・生徒が参加する植樹や学習教材となるような花壇等の整備を進めます。	★
28	市庁舎の緑化の推進	「フェルトガーデン戸田」をはじめとした生ゴミ堆肥化、布リサイクルフェルト、その他リサイクル品を利用した屋上や壁面への緑化やハンギングバスケット等による緑化を推進します。	
29	公共施設における緑化の推進	公共施設において、共有空間の緑化を推進します。	



戸田公園駅東口緑地（戸田華かいどう 21）



笹目川遊歩道（「自然」と「彫刻」のプロムナード）

番号	施策を取り組むことによって実現を図る計画のサブテーマ						役割分担																					
	自然共生都市	水緑環境都市	防災都市	景観都市	公園都市	市民参加都市	市																					
							公園緑地課	道路課	建築課	河川課	都市計画課	土地区画整理事務所	都市整備課	環境クリーン室	防犯くらし交通課	経済振興課	危機管理防災課	教育総務課	公園緑地公社	市民	事業者							
(3) - ② 道路等の緑化																												
21		◆	◆	◆	◆		○	○																				
22			◆	◆			○	○																				
23		◆	◆	◆			○	○																				
24	◆	◆	◆				○				○																	
(3) - ③ 河川の緑化																												
25		◆		◆			○		○															○				
(3) - ④ その他の公共施設の緑化																												
26		◆		◆			○																					
27		◆				◆	○																○	○	○			
28		◆				◆	○						○															
29		◆		◆		◆	○	○															○					



緑化された芦原小学校



フェルトガーデン戸田（市庁舎屋上）

(4) 新たな緑の空間を創り育む（民有地の緑の創出）

※重点施策の見方

★：「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」の行政の行動計画との整合を図った重点施策のため、詳細は同行動計画を参照

☆：★以外の重点施策

番号	施策名	施策内容	※重点施策
(4) - ① 民有地の緑化			
30	県や国の制度の活用による緑化の推進	大規模な民間施設が新築・改築される際には、市の指導要綱等を活用し、緑化を働きかけます。	
31	屋上・壁面・ベランダ緑化の推進	緑豊かな景観の創出と都市環境の改善を図った緑の空間をつくるため、戸田市建築物屋上等緑化奨励補助金制度を広く普及し、建築物の屋上や壁面、ベランダの緑化を働きかけます。	★
32	開発許可時の緑地整備や緑化指導の推進	宅地やマンション等の開発時に事業者との事前協議や関係各課による指導により、緑地の整備や緑化を働きかけます。	
33	緑化支援策等の検討	緑化の推進状況を調査し、民有地の緑化を推進するための支援策等を検討します。	
34	地区計画・区画整理事業等による街路緑化	地区計画や区画整理事業等が実施される際には、街路の緑化を推進します。	
35	遮断緑地・緩衝緑地の整備のための研究	遮断緑地・緩衝緑地を整備するための研究を行います。	
36	緑豊かな街並み形成の推進	景観条例に基づく三軒協定等の良好な景観形成を図る制度を広く普及することにより、地域コミュニティによる緑豊かな街並み形成を進めます。	

31 屋上・壁面・ベランダ緑化の推進

屋上・壁面・ベランダ緑化のように、建物を緑化することによって、植物の断熱効果による省エネ効果や植物からの蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和、紫外線や酸性雨による建物の劣化を防止する効果のほかにも、都市環境の自然性の向上や人への生理的・心理的効果など、様々な効果が期待されています。

これらの緑化を推進するため、戸田市では、戸田市建築物屋上等緑化奨励補助金制度を広く普及していきます。

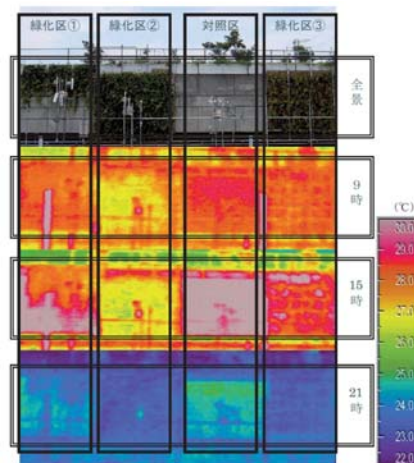


図. サーモカメラによる壁面温度の推移
出典：壁面緑化ガイドライン（東京都，平成18年）

市民に対して、民有地の緑化に関する制度・事業を周知するとともに、駐車場緑化の推進やオープンガーデンの推奨、庭木の植栽を働きかけるための支援策等の検討を進めます。また、開発事業地等では、緑地としての活用を進めます。

番号	施策を取り組むことによって実現を図る計画のサブテーマ					役割分担															
	自然共生都市	水緑環境都市	防災都市	景観都市	公園都市	市民参加都市	公園緑地課	道路課	建築課	河川課	都市計画課	土地区画整理事務所	都市整備課	環境クリーン室	防犯くらし交通課	経済振興課	危機管理防災課	教育総務課	公園緑地公社	市民	事業者
(4) - ① 民有地の緑化																					
30	◆			◆		◆	○														○
31	◆			◆		◆	○							○						○	○
32	◆			◆		◆	○							○							○
33						◆	○					○	○								
34	◆			◆			○					○	○								○
35	◆		◆				○														
36				◆		◆	○					○								○	○

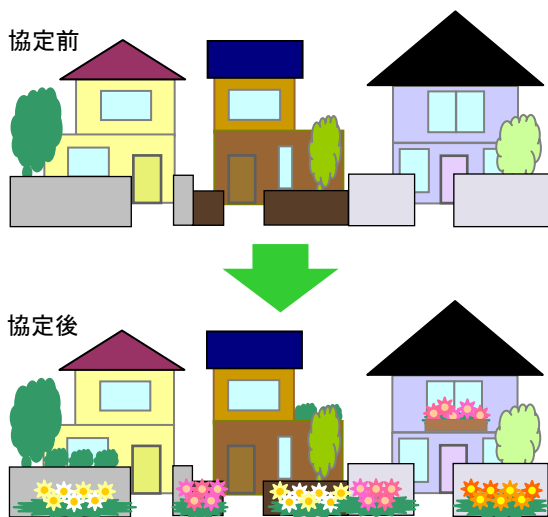


図. 三軒協定のイメージ



三軒協定が締結されたまちなみの様子
出典：戸田市ホームページ

※重点施策の見方

- ★：「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」の行政の行動計画との整合を図った重点施策のため、詳細は同行動計画を参照
- ☆：★以外の重点施策

番号	施策名	施策内容	※重点施策
(4) - ① 民有地の緑化			
37	駐車場の緑化の推進	都市の温熱環境の改善を図った平置き駐車場の敷地内への生垣や単独の樹木、芝生等による緑化を推進するための新たなしくみづくりを検討します。	★
38	庭木を増やすための支援策の検討	多種多様な木々による緑豊かな街並みを育むため、生物多様性や良好な景観に配慮した樹木を希望する住宅に提供するための支援策を検討します。	★
39	オープンガーデンの推奨	緑による個性ある街並み形成を図るとともに、市民に緑への関心と愛着を持ってもらうため、オープンガーデンを推奨するための支援策を検討します。	
40	敷地の道路に面した部分の緑化の推進	敷地の道路に面した部分の緑化を推進するため、戸田市生垣等奨励補助金事業を広く普及し、新たな生垣・緑化フェンス・花壇の設置、既存フェンスやブロック塀の緑化を働きかけます。	
(4) - ② 開発事業地等における緑の創出			
41	空閑地の活用の推進	市街地における休耕地及び空地の環境保全と土地の効率的活用を図るため、空閑地信託事業により、空閑地を土地所有者から借用し、ちびっ子広場又は運動場として利用していきます。	

37 駐車場の緑化の推進

平置き駐車場は、公園や農地と同様に市街地におけるまとまった規模のオープンスペースといえます。その駐車場を緑化することによって、美しい都市景観の形成や防災性の向上、都市環境の改善など様々な役割を果たすことが期待されています。

駐車場の緑化の方法は、樹木や芝生などの植栽によって、敷地の外周部の生垣化や舗装部の芝生化、単独の樹木など、植栽する種や場所は多岐に渡っています。

戸田市では、このような緑化への支援を検討していきます。

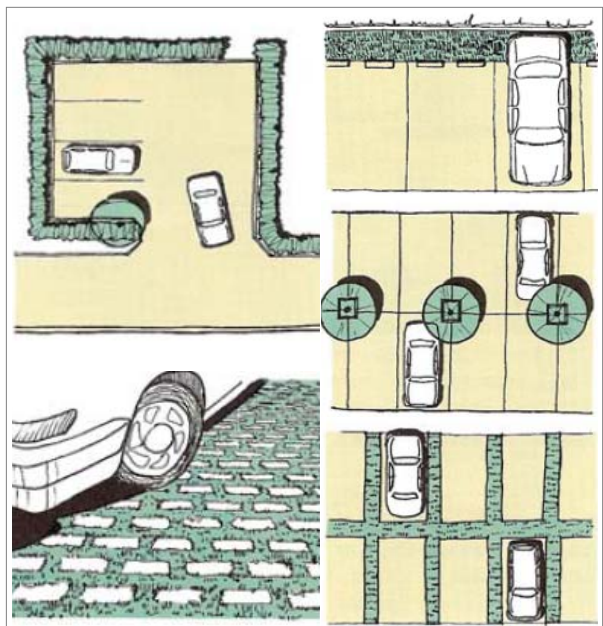


図. 駐車場の緑化手法

出典：駐車場の緑化を進めましょう（世田谷区）

番号	施策を組み合わせることによって実現を図る計画のサブテーマ						役割分担												
	自然共生都市	水緑環境都市	防災都市	景観都市	公園都市	市民参加都市	市												
							公園緑地課	道路課	建築課	河川課	都市計画課	土地区画整理事務所	都市整備課	環境クリーン室	防犯くらし交通課	経済振興課	危機管理防災課	教育総務課	公園緑地公社
(4) - ① 民有地の緑化																			
37		◆		◆			○										○		○
38	◆	◆		◆		◆	○											○	
39		◆				◆	○											○	○
40		◆	◆	◆		◆	○							○				○	○
(4) - ② 開発事業地等における緑の創出																			
41						◆	○											○	○

38 庭木を増やすための支援策の検討

埼玉県では、720万人の県民みんなで720万本の木を植えようと植樹エントリーなどの「1人1本植樹運動」を進めています。

この運動を受けて、戸田市においても、樹木を希望する方に対し、庭木を増やすために樹木を提供するなどの支援を検討していきます。



図. 県民1人1本植樹運動に関するパンフレット
出典：埼玉県植樹エントリー（埼玉県）

(5) 緑の文化を広める（緑の普及と啓発）

※重点施策の見方

- ★：「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」の行政の行動計画との整合を図った重点施策のため、詳細は同行動計画を参照
- ☆：★以外の重点施策

番号	施策名	施策内容	※重点施策
(5) - ① 緑に関する意識の醸成			
42	生き物の分布調査の実施	戸田市の生き物の状況を把握するため、生き物の分布調査を行います。また、「生き物マップ」を作成します。	★
43	緑の分布調査の実施	戸田市の緑の状況を継続的に把握するため、緑の分布調査を継続して行います。	
44	園芸講座・自然観察会の開催	緑や生き物に対する知識の普及や緑に関する意識の醸成を図った、園芸講座や自然観察会を開催します。	
45	緑に関するイベントの開催	「とだ環境フェア」をはじめとしたイベントを継続的に開催し、市民への参加を働きかけ、緑に関する普及啓発を図ります。	
46	緑の顕彰制度の設置の検討	都市緑化の高揚と緑に関する普及啓発を図った緑の顕彰制度の設置を検討します。	
47	緑の相談窓口の充実	（財）戸田市公園緑地公社と連携し、緑に関する相談を受け付ける窓口の設置を検討します。	
48	緑の提供による地域の緑のまちづくりの推進	緑のまちづくりの推進を図った結婚・誕生・新築の際の記念樹を贈呈と年に一度の草花の無料配付を周知するとともに継続して行います。また、リサイクルフラワーセンターでの生ゴミと花苗を交換する取り組みを広く普及します。	
49	緑に関する情報の効果的な発信方法の検討	市の行う緑に関する講座や講習会、イベント等の取り組みのほかにも、市内で活動している市民主体の緑に関する活動を広くPRするための効果的な方法を検討します。	★
50	緑化情報誌の発行	（財）戸田市公園緑地公社と連携し、地域緑化意識の高揚を図った緑化情報誌「みどり TODA」を全市民に配付します。	



ハンギングバスケット技術講習（園芸講座）の様子



苗木の無料配布（緑の提供）の様子

出典：戸田市ホームページ

市民に緑の文化を広めるため、緑に関する調査結果の公表や、講座、イベント、緑の顕彰制度等を通して、効果的な情報発信を行うことで緑に関する意識の醸成を図ります。また、環境教育や市民が参加する緑の活動、都市緑化基金を充実させ、緑に関わる人材の育成・仕組みづくりを進めます。

番号	施策を取り組むことにより実現を図る計画のサブテーマ						役割分担												
	自然共生都市	水緑環境都市	防災都市	景観都市	公園都市	市民参加都市	市												
							公園緑地課	道路課	建築課	河川課	都市計画課	土地区画整理事務所	都市整備課	環境クリーン室	防犯くらし交通課	経済振興課	危機管理防災課	教育総務課	公園緑地公社
(5) - ① 緑に関する意識の醸成																			
42	◆					◆	○										○		
43	◆	◆	◆	◆	◆		○										○		
44	◆					◆	○										○	○	
45						◆	○							○			○	○	
46						◆	○										○	○	
47						◆	○										○		
48						◆	○							○			○	○	
49						◆	○										○	○	○
50						◆	○										○		



図. みどりTODA18号 (平成22年3月発行)

出典: (財)戸田市公園緑地公社

※重点施策の見方

★：「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」の行政の行動計画との整合を図った重点施策のため、詳細は同行動計画を参照

☆：★以外の重点施策

番号	施策名	施策内容	※重点施策
(5) - ② 緑に関わる人材の育成・しくみづくり			
51	環境教育の場と機会の充実	環境教育については、埼玉県「みどりの学校ファーム」を活用するなど、緑に関する環境教育の充実を図るとともに、市民向けの講習や講座の充実を図ります。	
52	市民協働による公園管理の推進	市民との協働による公園管理体制の確立を進めます。	
53	市民協働による緑のまちづくりの推進	地域の緑のまちづくり活動や講演会、会議など様々な機会を通じ、市民、事業者との協働による緑のまちづくりを推進します。	
54	とだ緑のボランティア活動の活性化	（財）戸田市公園緑地公社と連携し、市民自らの手による緑のまちづくりを進めるとともに、花と緑を介して市民同士がふれあえるよう、とだ緑のボランティアの活動を広く普及します。また、人材育成を推進するとともに、活動内容の充実を図ります。	★
55	（財）戸田市公園緑地公社との連携による事業展開	（財）戸田市公園緑地公社との連携により、緑に関する普及啓発や緑化の推進等の事業を展開していきます。	
56	都市緑化基金の充実	（財）戸田市公園緑地公社と連携し、市民などからの募金による「とだ緑の基金」を活用し、緑を増やす事業を推進します。	

49 緑に関する情報の効果的な発信方法の検討

市民の緑に関する意識の醸成を図り、講座や講習会、イベント、顕彰制度、記念樹の贈呈、相談窓口等の様々な機会と場所を提供することは大切です。しかし、これらの取り組みそのものを知ってもらい、参加することでその楽しさややりがいなどの魅力を体感してもらうことこそが、意識の醸成に直接つながるといえます。

そこで、市内で行われている緑に関する活動を広くPRするため、例えば、緑に関するホームページの充実や自治会などを介した生活に密着した身近な緑に関する情報提供などの効果的な方法を検討していきます。

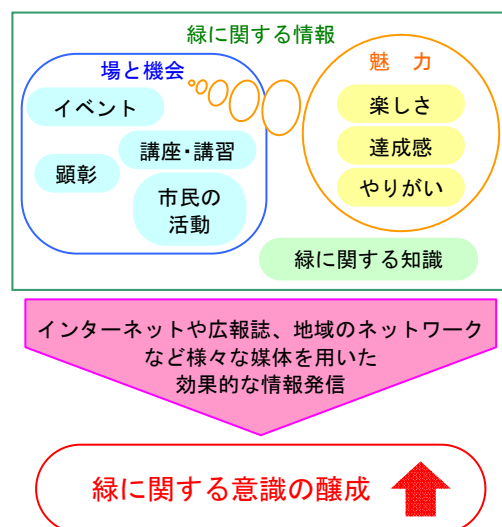


図. 緑に関する情報の効果的な発信のイメージ

番号	施策を取り組むこと によって実現を図る 計画のサブテーマ						役割分担										
							市										
	自然共生都市	水緑環境都市	防災都市	景観都市	公園都市	市民参加都市	公園緑地課	道路課	建築課	河川課	都市計画課	土地区画整理事務所	都市整備課	環境クリーン室	防犯くらし交通課	経済振興課	危機管理防災課

(5) - ② 緑に関わる人材の育成・しくみづくり

51					◆	◆	○										○						○	○		
52					◆	◆	○										○							○	○	
53						◆	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54						◆	○																	○	○	
55						◆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
56						◆	○																	○	○	○

54 とだ緑のボランティア活動の活性化

とだ緑のボランティアは、個人会員 47 名、団体会員 40 団体（（財）戸田市公園緑地公社 平成 22 年度事業報告書より）が、市民花壇の維持管理等の活動を行っています。このような市民自らの手による緑のまちづくりを継続して進めるとともに、花と緑を介して市民同士がふれあえるよう、とだ緑のボランティアの活動を広く普及し、より多くの市民の参加を促します。

さらに、例えば、研修や養成講座のような機会を設け、人材育成を推進するとともに、生物多様性や環境教育などの視点を取り入れるなど、活動内容を充実していきます。



とだ緑のボランティアの活動の様子

4. 緑の配置方針図

基本方針に沿って、戸田市の緑の配置方針を整理しました。

特に、緑地の整備、都市緑化を重点的に推進する地区として、鉄道沿いや笹目川沿い、国道298号沿いの周辺を緑化推進重点地区に設定します。

		緑を守り育てる (緑の保全と質の向上)	新たな緑の空間 を創り育む (緑の創出)	緑の文化を広める (緑の普及と啓発)
公共施設	 都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 環境・生物多様性や安全な利用に配慮した公園の維持管理 水と緑の回廊の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加の公園づくり 誰もが安全・快適に利用できる公園づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働による公園管理の推進 自然観察会の開催
	 身近な公園の不足域  計画中の公園  計画中の公園によって充足する公園の誘致圏	【都市公園の整備の方針】 <ul style="list-style-type: none"> 市街地整備にあわせて、誘致圏や防災上の観点から計画的に配置する 施設整備の際には、環境や防災、安全な利用などに配慮しつつ、ユニバーサルデザインを採用するなど、市民参加のワークショップによる利用ニーズに対応した整備を行う 身近な公園の不足域において、都市公園の新設が困難な場合は、児童遊園など都市公園以外のその他の公園緑地の整備によって、不足する機能の充足を図る 		
	 公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> 適正な維持管理による緑の質の向上 土に親しむ広場の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 緑に関するイベントの開催 緑の相談窓口の充実 園芸講座の開催
	 荒川近郊緑地保全区域	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の維持・再生 		
	 河川区域	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水質管理 河川・水路の環境に配慮した整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会の開催
	 街路樹	<ul style="list-style-type: none"> 適正な維持管理による緑の質の向上 		<ul style="list-style-type: none"> とだ緑のボランティア活動の活性化
	 道路		<ul style="list-style-type: none"> 沿道の緑化の推進 歩行空間及び緑空間の確保 	
	 線路		<ul style="list-style-type: none"> 鉄道沿いの緑化と緑地の整備の推進 	
民有地	 民間施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> 緑を保全する制度の周知と育成支援 		
	 生産緑地地区 ・保護樹林	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 緑を保全する制度の周知と育成支援 		
	その他の民有地	<ul style="list-style-type: none"> 緑を保全する制度の周知と育成支援 土地の「農」的な利用の働きかけ 開発事業地等の緑の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 緑に関する各種制度の周知と緑化の働きかけ 開発事業地等の緑の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の提供による地域の緑のまちづくりの推進 とだ緑のボランティア活動の活性化
 緑化推進重点地区			<ul style="list-style-type: none"> 地区の特性に合わせた重点的緑化の推進 	
 行政界（戸田市全域）				<ul style="list-style-type: none"> 生き物の分布調査の実施 緑の分布調査の実施

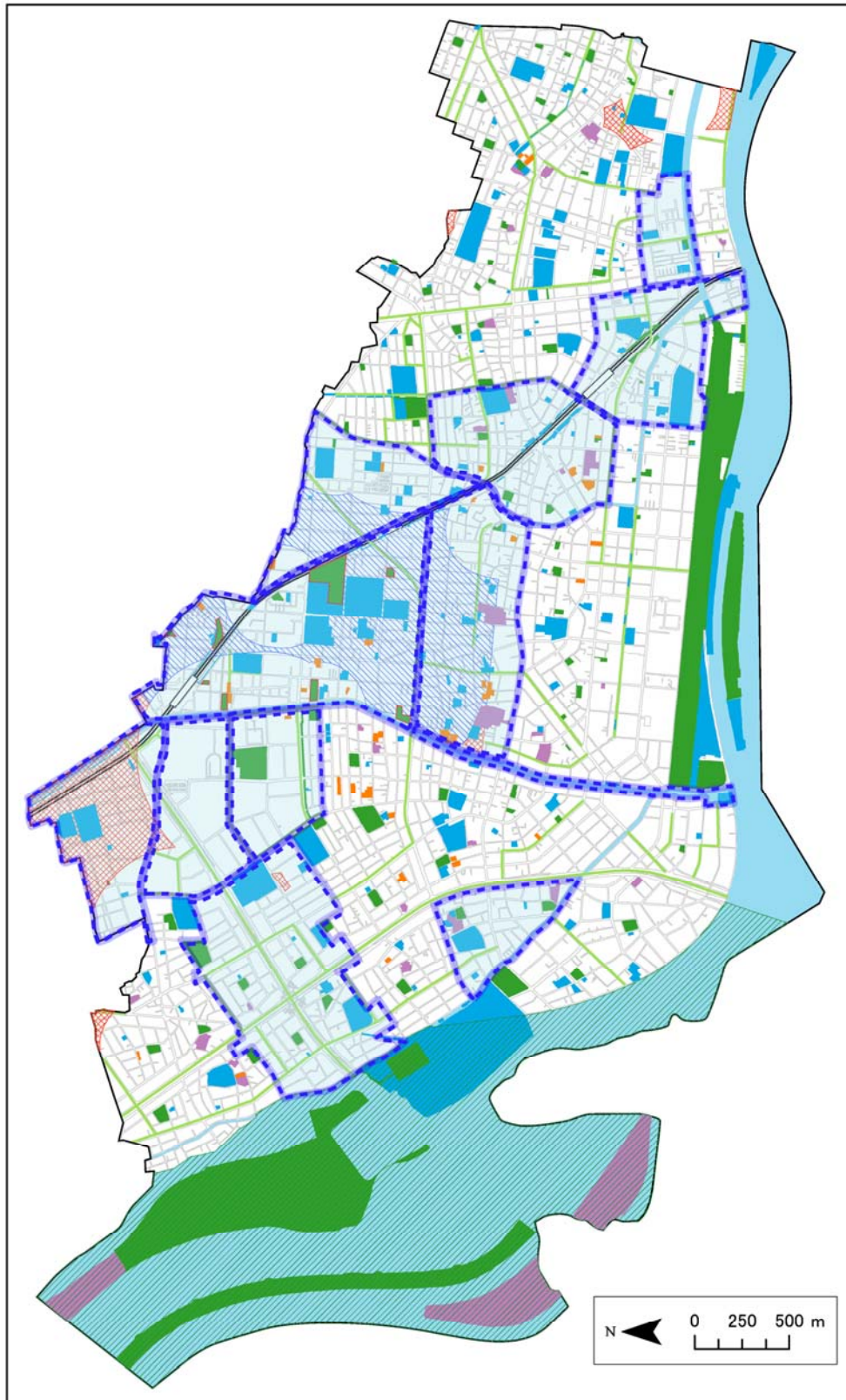
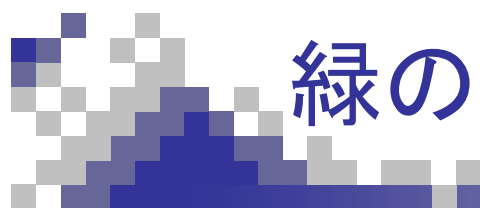


図. 緑の配置方針図

第4章

地域の特性に合わせた

緑のまちづくり方針



第4章 地域の特性に合わせた緑のまちづくり方針

緑化推進重点地区の緑化の基本方針及び地域別の緑のまちづくり方針を示します。

1. 緑化推進重点地区ごとの緑化の基本方針

(1) 地区設定の考え方

緑地の整備や都市緑化を重点的に推進するための緑化の基本方針に沿った取り組みの実現が可能でありながら、かつ波及効果が高く、他の地区の先駆的なモデルとなる地区を緑化推進重点地区として設定しています。

戸田市においては、鉄道沿いの環境空間や笹目川沿い、国道298号沿いの周辺をより魅力的な空間とするため、また、現在、計画・実施している土地区画整理事業等による緑の創出を図るため、下図に示す12の地区を設定します。



図. 緑化推進重点地区の位置

≪「緑化の基本方針」の見方≫

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の38~53頁参照)

(2) 緑化の基本方針

①地区を横断する軸の緑化の基本方針

鉄道沿い及び国道298号沿い、笹目川沿いの地区を横断する軸は、戸田市の南部にある市域の緑のほとんどを占める荒川から北部に向かって市街地全体を横断する軸であることから、荒川とその河川敷から市街地へと緑をつなぐために、帯状の緑の形成を図った連続性のある緑化を進めます。

■■■■ 鉄道沿い

- ・緑地・緑道としての整備 →(3)-②
- ・シンボリック緑化の推進 →(3)-②

■■■■ 笹目川沿い

- ・河川沿いの自然環境の保全と向上 →(1)-②
- ・遊歩道の延伸 →(3)-③
- ・親水性の向上 →(3)-③

■■■■ 国道298号沿い

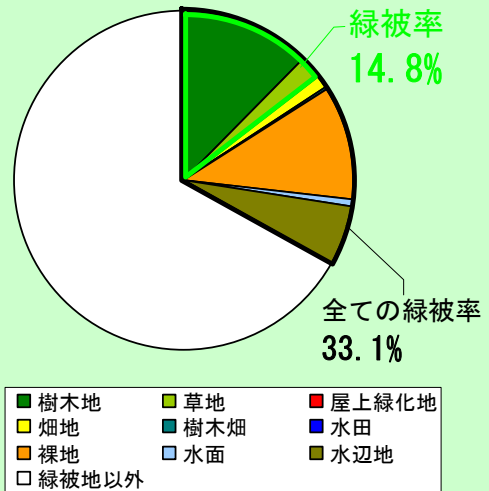
- ・街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり →(1)-③
- ・市民協働による沿道緑化の推進 →(5)-②

②各地区の緑化の基本方針

笹目六丁目地区

<緑の概況>

新大宮バイパスの沿道にあり、樹木地の多くが住宅地と社寺に分布し、裸地の多くは駐車場となっています。水路の緑化等も行われ、全ての緑被率は12地区中3番目に、緑被率は最も高くなっています。



<緑化の基本方針>

道路沿い

- 沿道の民有地への緑化の働きかけ →(4)-①
- 街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり →(1)-③

公共公益施設
(学校・幼稚園など)

- 花壇への植栽などの面的な緑化 →(3)-④
- 屋上緑化・壁面緑化・接道部緑化の推進 →(3)-④

樹木地

- 保存樹林・保存樹木の指定促進 →(2)-②

農地

- 農地の保全 →(2)-①
- 転用開発許可時の緑化指導の強化と市民農園化の促進 →(2)-①

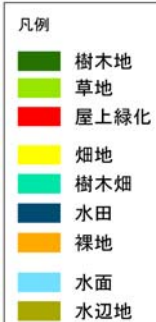
さくら川沿い

- 河川沿いの植生環境の保全 →(1)-②
- 河川の水質の向上 →(1)-②
- 親水性の向上 →(3)-③
- 境界フェンス、橋の修景緑化の推進 →(3)-③

<<「緑化の基本方針」の見方>>

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の38~53頁参照)

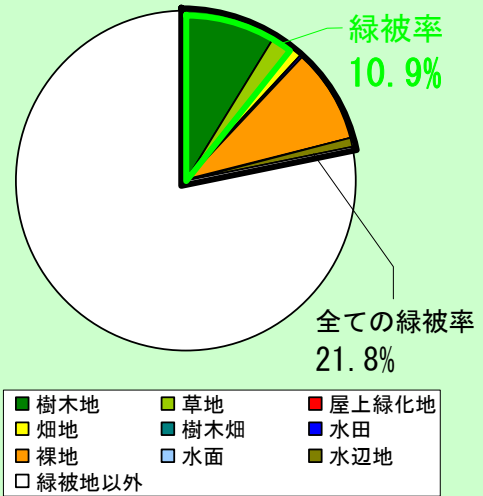


美女木地区

<緑の概況>

地区の中央を国道 298 号が横断しており、工業系用途地域が主であるため、公園や学校グラウンドが比較的多いものの、全ての緑被率、緑被率ともに、他の地区と比較すると低くなっています。

ただし、道路沿いの一部では、花苗などが植栽されています。



<緑化の基本方針>

道路沿い

- 沿道の民有地への緑化の働きかけ →(4)-①
- 街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり →(1)-③

国道 298 号沿い

- 街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり →(1)-③
- 市民協働による沿道緑化の推進 →(5)-②

公共公益施設

(学校など)

- 花壇への植栽などの面的な緑化 →(3)-④
- 屋上緑化・壁面緑化・接道部緑化の推進 →(3)-④

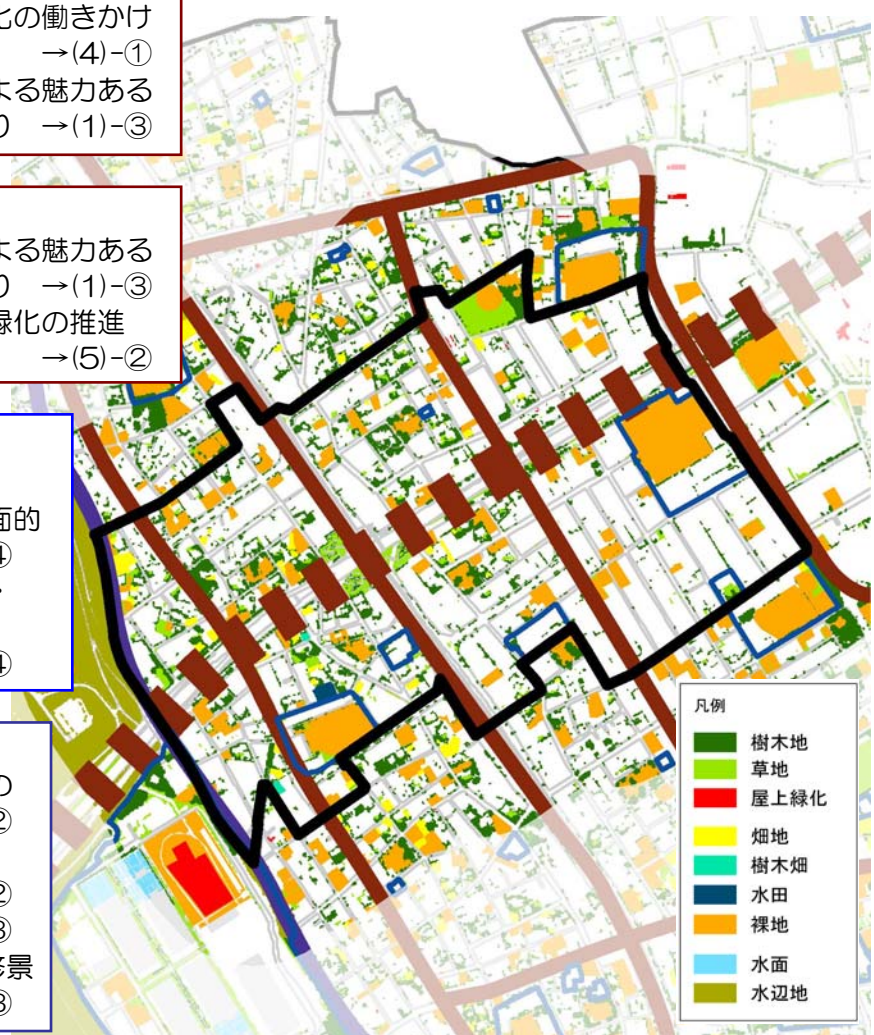
水路沿い

- 水路沿いの植生環境の保全 →(1)-②
- 水路の水質の向上 →(1)-②
- 親水性の向上 →(3)-③
- 境界フェンス、橋の修景緑化の推進 →(3)-③

<「緑化の基本方針」の見方>

取り組む場所

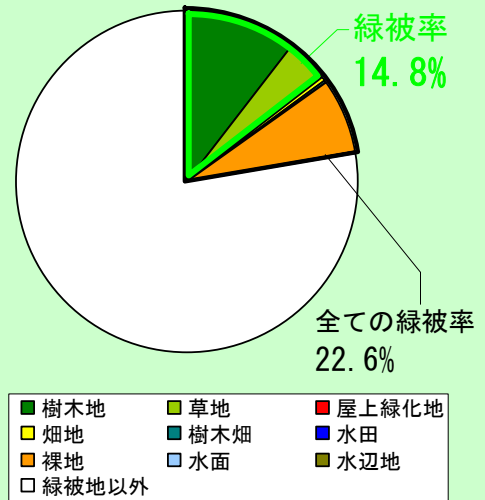
・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の 38~53 頁参照)



笹目北地区

＜緑の概況＞

工業系用途地域が主ですが、地区の南部には東西に緩衝緑地が伸びており、北部には北部公園があるため、樹木地と草地の割合が高く、緑被率は12地区中最も高くなっています。しかし、裸地がそれほど多くないため、全ての緑被率はあまり高くありません。



＜緑化の基本方針＞

— 道路沿い

- ・沿道の私有地への緑化の働きかけ →(4)-①
- ・街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり →(1)-③

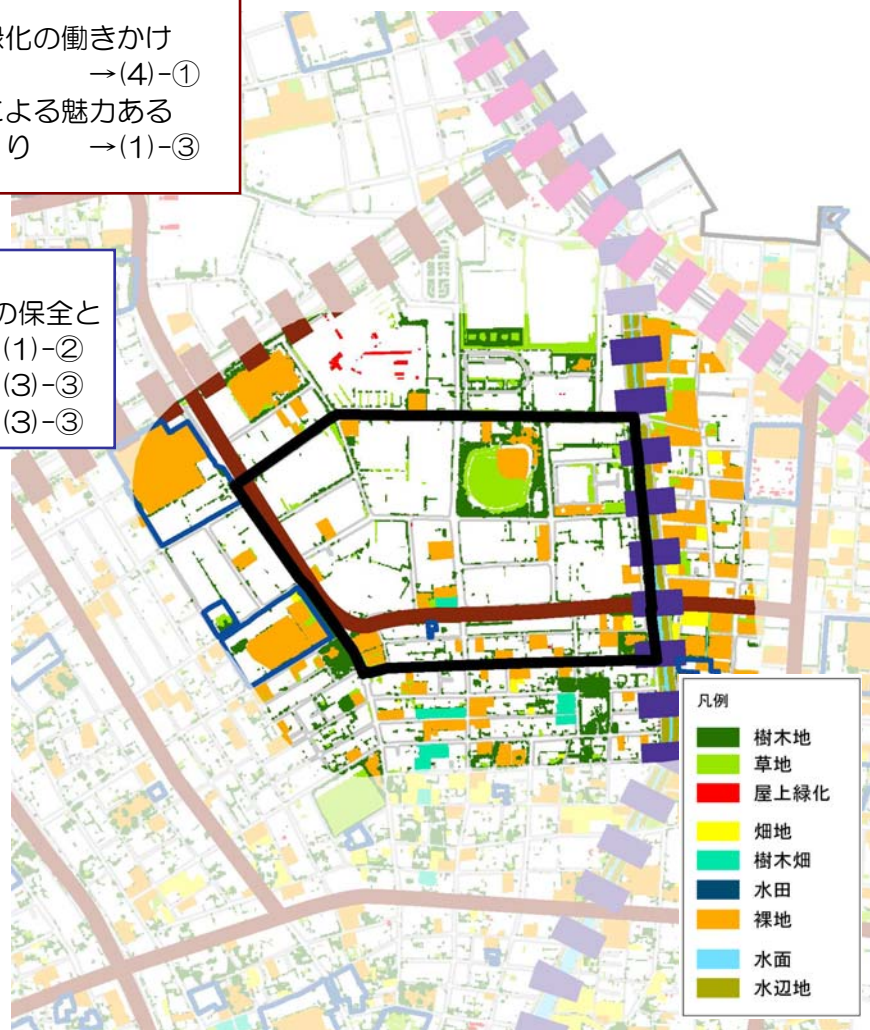
■■■ 笹目川沿い

- ・河川沿いの自然環境の保全と向上 →(1)-②
- ・遊歩道の延伸 →(3)-③
- ・親水性の向上 →(3)-③

＜「緑化の基本方針」の見方＞

取り組む場所

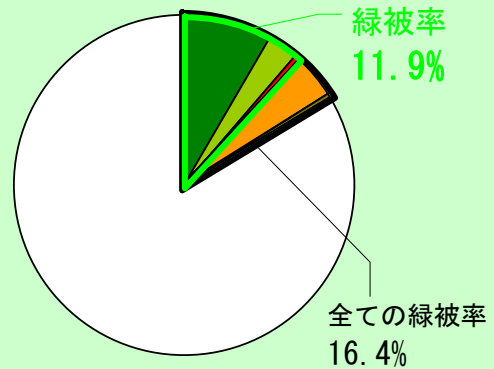
- ・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
- (※番号は本計画の38～53頁参照)



美女木東地区

<緑の概況>

地区の中央を国道 298 号が横断しており、工業系用途地域が主であるため、全ての緑被率は 12 地区中最も低くなっています。しかし、団地内や国道 298 号沿いにはまとまった樹林があり、大型の商業施設では屋上緑化がされています。



■ 樹木地	■ 草地	■ 屋上緑化地
■ 畑地	■ 樹木畑	■ 水田
■ 裸地	■ 水面	■ 水辺地
□ 緑被地以外		

<緑化の基本方針>

国道 298 号沿い

- ・街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり →(1)-③
- ・市民協働による沿道緑化の推進 →(5)-②

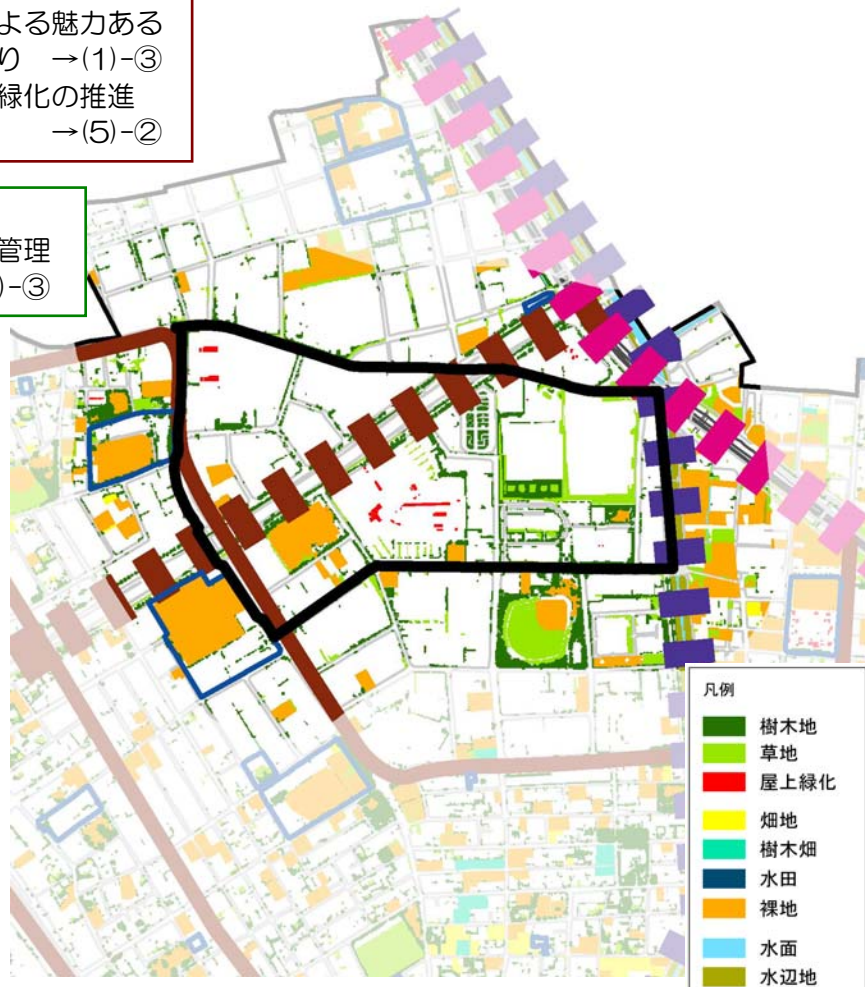
樹木地

- ・街路樹の適切な維持管理 →(1)-③

<「緑化の基本方針」の見方>

取り組む場所

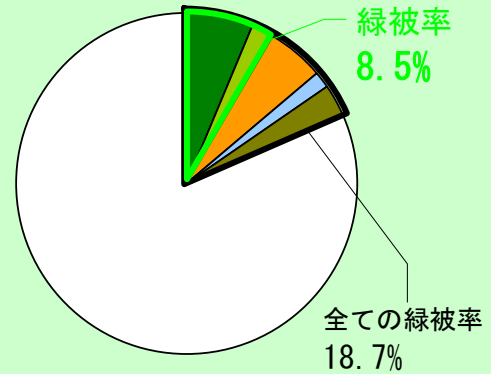
- ・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の 38~53 頁参照)



向田地区

<緑の概況>

工業系用途地域が主であり、鉄道沿線の環境空間があるものの、全ての緑被率は12地区中2番目に低くなっています。緑被地の多くは施設緑地と街路樹で、民有地にはほとんどありません。



■ 樹木地	■ 草地	■ 屋上緑化地
■ 畑地	■ 樹木畑	■ 水田
■ 裸地	■ 水面	■ 水辺地
□ 緑被地以外		

<緑化の基本方針>

<<「緑化の基本方針」の見方>>

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の38~53頁参照)

■■■ 国道298号沿い

- ・街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり→(1)-③
- ・市民協働による沿道緑化の推進→(5)-②

■■■ 鉄道沿い

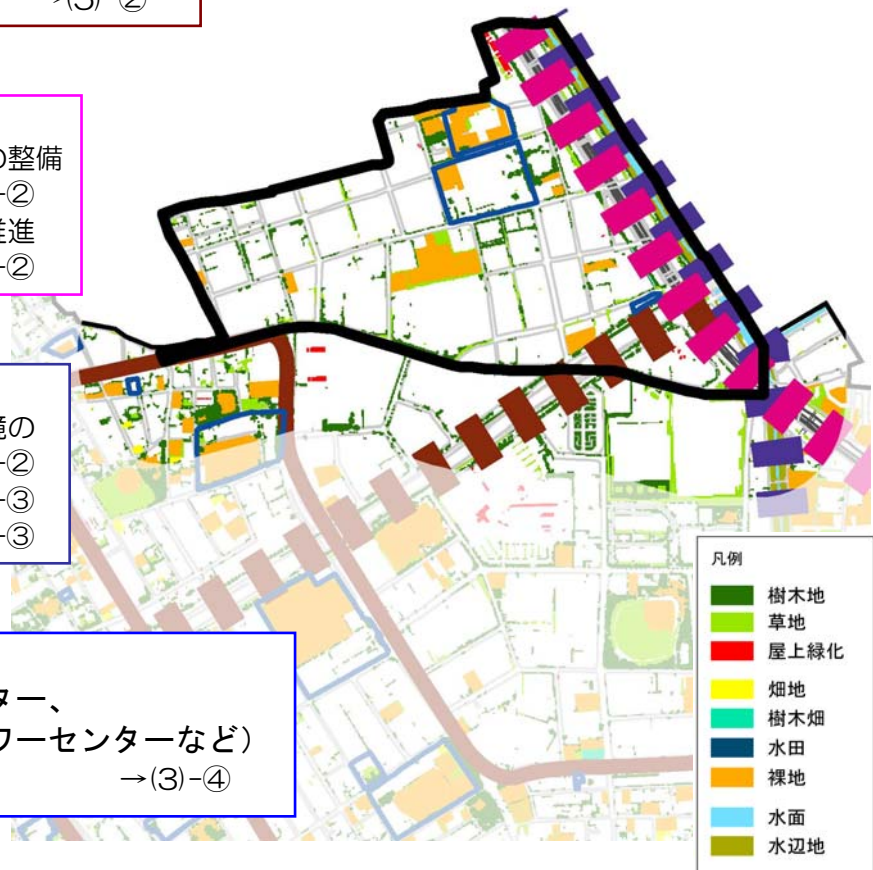
- ・緑地・緑道としての整備→(3)-②
- ・シンボリック緑化の推進→(3)-②

■■■ 笹目川沿い

- ・河川沿いの自然環境の保全と向上→(1)-②
- ・遊歩道の延伸→(3)-③
- ・親水性の向上→(3)-③

□ 公共公益施設

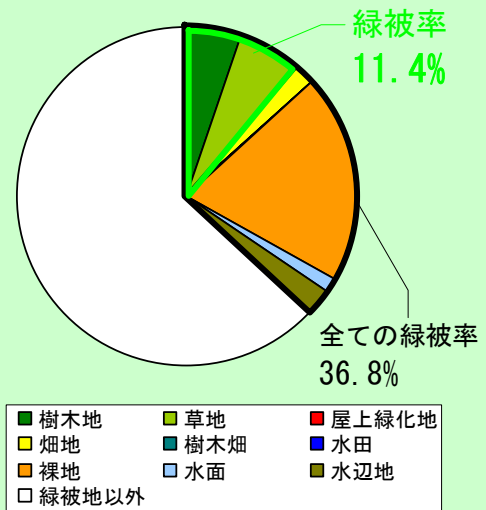
- (蕨戸田衛生センター、リサイクルフラワーセンターなど)
- ・面的な緑化の推進→(3)-④



新曽第一地区

＜緑の概況＞

地区全体が土地区画整理事業の施行地区であるとともに、地区の東側には鉄道沿いの環境空間があり、新たなまちづくりが進められています。全ての緑被率が12地区中2番目に高いものの、土地区画整理事業が施行中のため、樹木地が少なく、裸地と草地在非常に多く、特に裸地は全ての緑被地の半数以上を占めています。



＜緑化の基本方針＞

＜「緑化の基本方針」の見方＞

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
 (*番号は本計画の38～53頁参照)

- 道路沿い**
- 沿道の私有地への緑化の働きかけ →(4)-①
 - 区画整理事業に併せた街路樹の整備、歩行空間の確保 →(3)-②

- 鉄道沿い**
- 緑地・緑道としての整備 →(3)-②
 - シンボリック緑化の推進 →(3)-②
 - 駅周辺と環境空間との一体化 →(3)-②

- 農地**
- 農地の保全→(2)-①
 - 転用開発許可時の緑化指導の強化と市民農園化の促進 →(2)-①

- 笹目川沿い**
- 河川沿いの自然環境の保全と向上 →(1)-②
 - 遊歩道の延伸→(3)-③
 - 親水性の向上→(3)-③

- 開発事業地等 (裸地)**
- 住民意向を踏まえた公園として整備 →(3)-①
 - 大規模開発時のオープンスペースの確保と緑化の推進→(2)-③

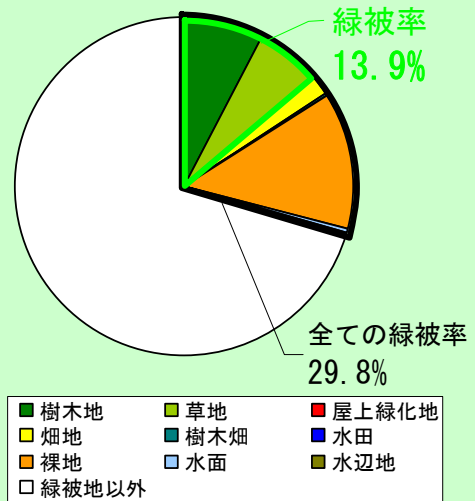
- 公共公益施設 (学校、博物館など)**
- 花壇への植栽などの面的な緑化 →(3)-④
 - 屋上緑化・壁面緑化・接道部緑化の推進 →(3)-④



新曽第二地区

<緑の概況>

鉄道沿いの環境空間及び土地区画整理事業の施行地区があり、新たなまちづくりが進められています。土地区画整理事業が施行中のため、裸地と草地が多く、特に裸地は全ての緑被地のうちの約4割を占めています。



<緑化の基本方針>

<<「緑化の基本方針」の見方>>

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の38~53頁参照)

開発事業地等(裸地)

- ・住民意向を踏まえた公園として整備 →(3)-①
- ・大規模開発時のオープンスペースの確保と緑化の推進 →(2)-③

道路沿い

- ・沿道の私有地への緑化の働きかけ →(4)-①
- ・区画整理事業に併せた街路樹の整備、歩行空間の確保 →(3)-②

鉄道沿い・駅周辺

- ・緑地・緑道としての整備 →(3)-②
- ・シンボリック緑化の推進 →(3)-②
- ・駅周辺と環境空間との一体化 →(3)-②

公共公益施設(福祉施設など)

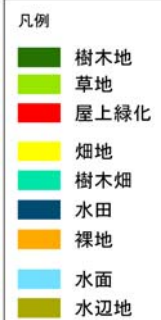
- ・地域全体に波及効果をもたらすような緑化の推進 →(3)-④

上戸田川沿い

- ・河川沿いの植生環境の保全 →(1)-②
- ・河川の水質の向上 →(1)-②
- ・公園や緑地、緑道と一体となった川づくり →(3)-①
- ・親水性の向上 →(3)-③
- ・境界フェンス、橋の修景緑化の推進 →(3)-③

農地

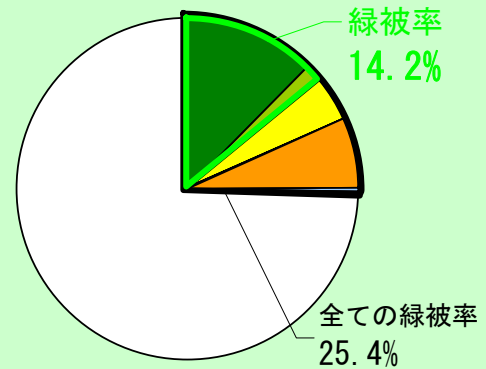
- ・農地の保全 →(2)-①
- ・転用開発許可時の緑化指導の強化と市民農園化の促進 →(2)-①



新曽中央地区

＜緑の概況＞

鉄道沿いの環境空間及び河川沿いの水辺空間があり、新たなまちづくりが進められています。全ての緑被地における樹木地の割合が約半分を占め、樹木地の割合が 12 地区中最も高くなっています。次いで高い裸地の多くは駐車場となっています。



■ 樹木地	■ 草地	■ 屋上緑化地
■ 畑地	■ 樹木畑	■ 水田
■ 裸地	■ 水面	■ 水辺地
□ 緑被地以外		

＜緑化の基本方針＞

＜「緑化の基本方針」の見方＞

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の38～53頁参照)

■ 道路沿い

- ・沿道の民有地への緑化の働きかけ →(4)-①
- ・新たなまちづくりに併せた街路樹の設置、歩行空間の確保 →(3)-②

■ 鉄道沿い

- ・緑地・緑道としての整備 →(3)-②
- ・シンボリック緑化の推進 →(3)-②

■ 笹目川沿い

- ・河川沿いの自然環境の保全と向上 →(1)-②
- ・遊歩道の延伸 →(3)-③
- ・親水性の向上 →(3)-③

■ 樹木地

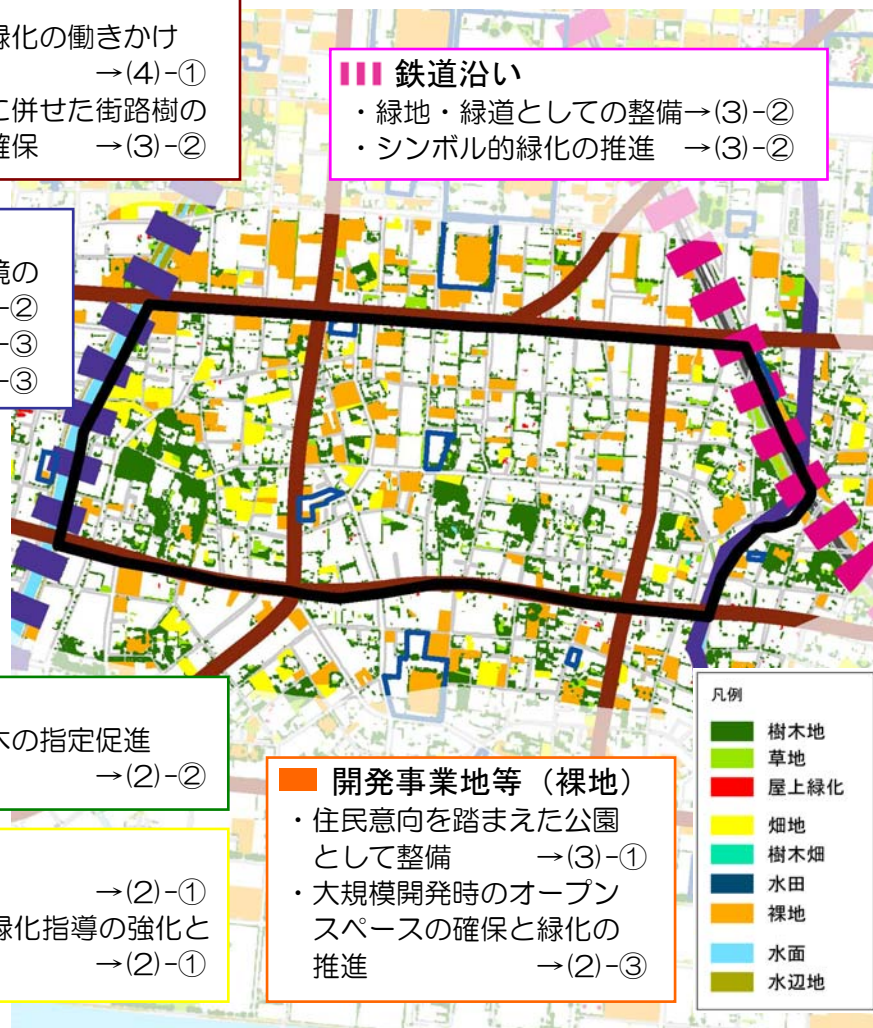
- ・保存樹林・保存樹木の指定促進 →(2)-②

■ 農地

- ・農地の保全 →(2)-①
- ・転用開発許可時の緑化指導の強化と市民農園化の促進 →(2)-①

■ 開発事業地等(裸地)

- ・住民意向を踏まえた公園として整備 →(3)-①
- ・大規模開発時のオープンスペースの確保と緑化の推進 →(2)-③

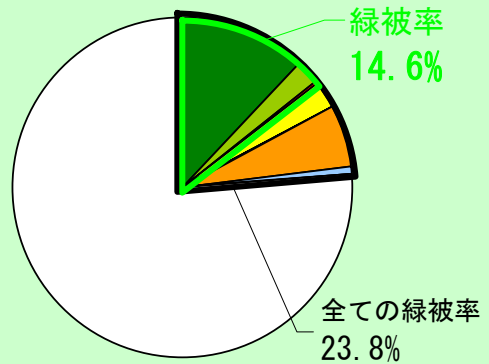


凡例	
■ 樹木地	■ 草地
■ 畑地	■ 屋上緑化
■ 樹木畑	■ 水田
■ 裸地	■ 水面
■ 水辺地	

五差路周辺地区

<緑の概況>

地区の中央を鉄道が横断しており、鉄道沿いの環境空間のほかに、社寺林、農地等も分布し、住宅地の緑化等も行われていることから、全ての緑被地における樹木地の割合が比較的高い地区となっています。樹木地の多くが屋敷林等のある住宅地となっています。



■ 樹木地	■ 草地	■ 屋上緑化地
■ 畑地	■ 樹木畑	■ 水田
■ 裸地	■ 水面	■ 水辺地
□ 緑被地以外		

<緑化の基本方針>

<<「緑化の基本方針」の見方>>

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の38~53頁参照)

■ 道路沿い

- ・沿道の民有地への緑化の働きかけ →(4)-①
- ・街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり →(1)-③

■ 鉄道沿い

- ・緑地・緑道としての整備 →(3)-②
- ・シンボリック緑化の推進 →(3)-②

□ 公共公益施設

(学校、公営住宅など)

- ・花壇への植栽などの面的な緑化 →(3)-④
- ・屋上緑化・壁面緑化・接道部緑化の推進 →(3)-④

■ 樹木地

- ・保存樹林・保存樹木の指定促進 →(2)-②

■ 河川沿い

- ・河川の水質の向上 →(1)-②
- ・河川に面する民有地への緑化の働きかけ →(4)-①
- ・親水性、景観、生態系等に配慮した修景緑化の推進 →(3)-③



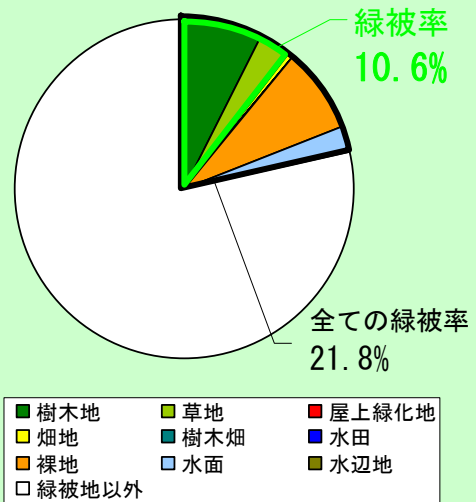
凡例

■ 樹木地
■ 草地
■ 屋上緑化
■ 畑地
■ 樹木畑
■ 水田
■ 裸地
■ 水面
■ 水辺地

戸田公園駅周辺地区

<緑の概況>

地区の中央を鉄道が横断しており、鉄道沿いの環境空間や水路があるものの、全ての緑被率はそれほど高くありません。全ての緑被地における裸地と樹木地の割合が高く、裸地の占める主なものは学校です。



<緑化の基本方針>

道路沿い

- 沿道の私有地への緑化の働きかけ → (4)-①
- 街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり → (1)-③

鉄道沿い・駅周辺

- 緑地・緑道としての整備 → (3)-②
- シンボリック緑化の推進 → (3)-②
- 駅周辺と環境空間との一体化 → (3)-②

公共公益施設（学校、保育園など）

- 花壇への植栽などの面的な緑化 → (3)-④
- 屋上緑化・壁面緑化・接道部緑化の推進 → (3)-④

河川沿い

- 河川の水質の向上 → (1)-②
- 河川に面する私有地への緑化の働きかけ → (4)-①
- 親水性、景観、生態系等に配慮した修景緑化の推進 → (3)-③

<<「緑化の基本方針」の見方>>

取り組む場所

- 取り組み → (基本方針番号*) - 基本施策番号*
(※番号は本計画の38～53頁参照)



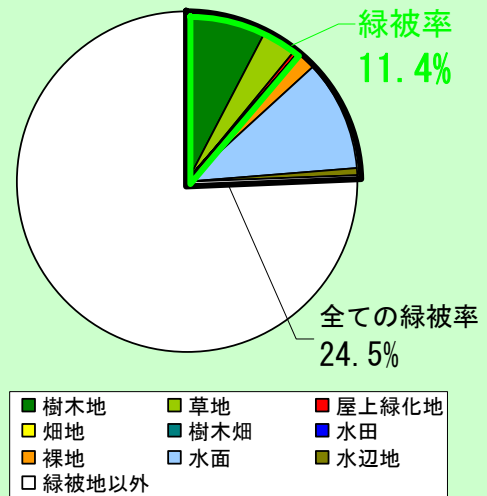
凡例



川岸二丁目地区

<緑の概況>

国道 17 号の沿道の旧市街地で住宅密集地を形成している部分があり、企業所有の敷地がほとんどを占めています。住宅密集地には緑被地が少ないものの、事業用地にはまとまった樹木地があり、全ての緑被地の半数近くが水面となっています。



<緑化の基本方針>

<<「緑化の基本方針」の見方>>

取り組む場所

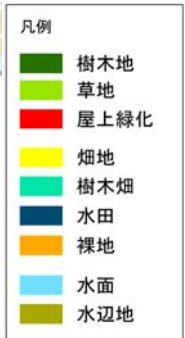
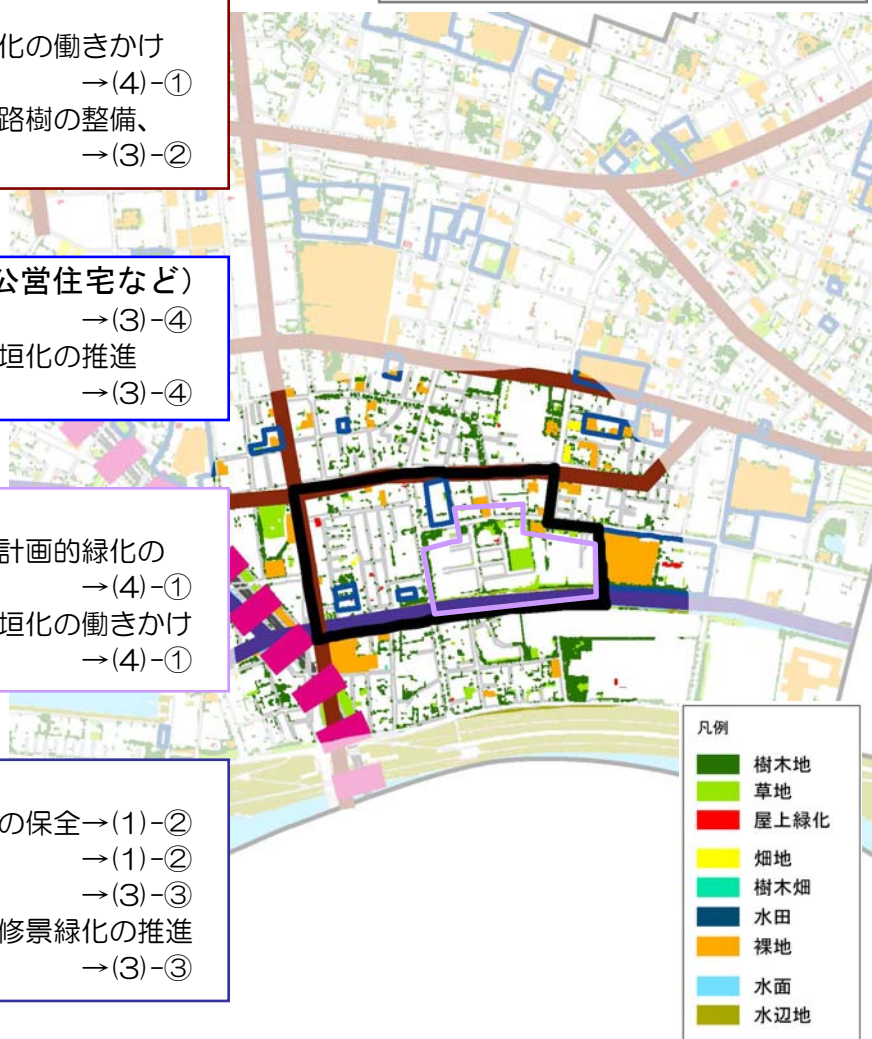
・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の38~53頁参照)

- 道路沿い**
- ・沿道の民有地への緑化の働きかけ →(4)-①
 - ・地区計画に併せた街路樹の整備、歩行空間の確保 →(3)-②

- 公共公益施設（公営住宅など）**
- ・シンボル樹の植栽 →(3)-④
 - ・境界部・接道部の生垣化の推進 →(3)-④

- 企業所有の敷地**
- ・施設の更新に併せた計画的緑化の働きかけ →(4)-①
 - ・境界部・接道部の生垣化の働きかけ →(4)-①

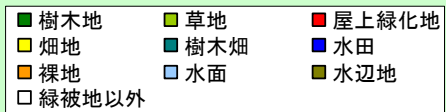
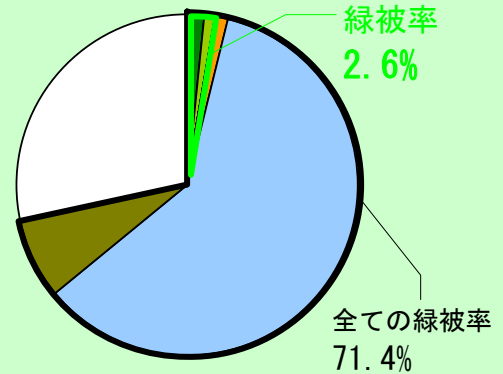
- 菖蒲川沿い**
- ・河川沿いの植生環境の保全 →(1)-②
 - ・河川の水質の向上 →(1)-②
 - ・親水性の向上 →(3)-③
 - ・境界フェンス、橋の修景緑化の推進 →(3)-③



笹目川沿い地区

<緑の概況>

笹目川は市内を南北に流れる河川で、河川沿いの沿道緑化が一部行われており、全ての緑被率が 12 地区中最も高く、水面が緑被地の 8 割以上を占めています。ただし、一部コンクリート護岸のため、緑被率は、12 地区中最も低くなっています。



<緑化の基本方針>

道路沿い

- 沿道の民有地への緑化の働きかけ →(4)-①

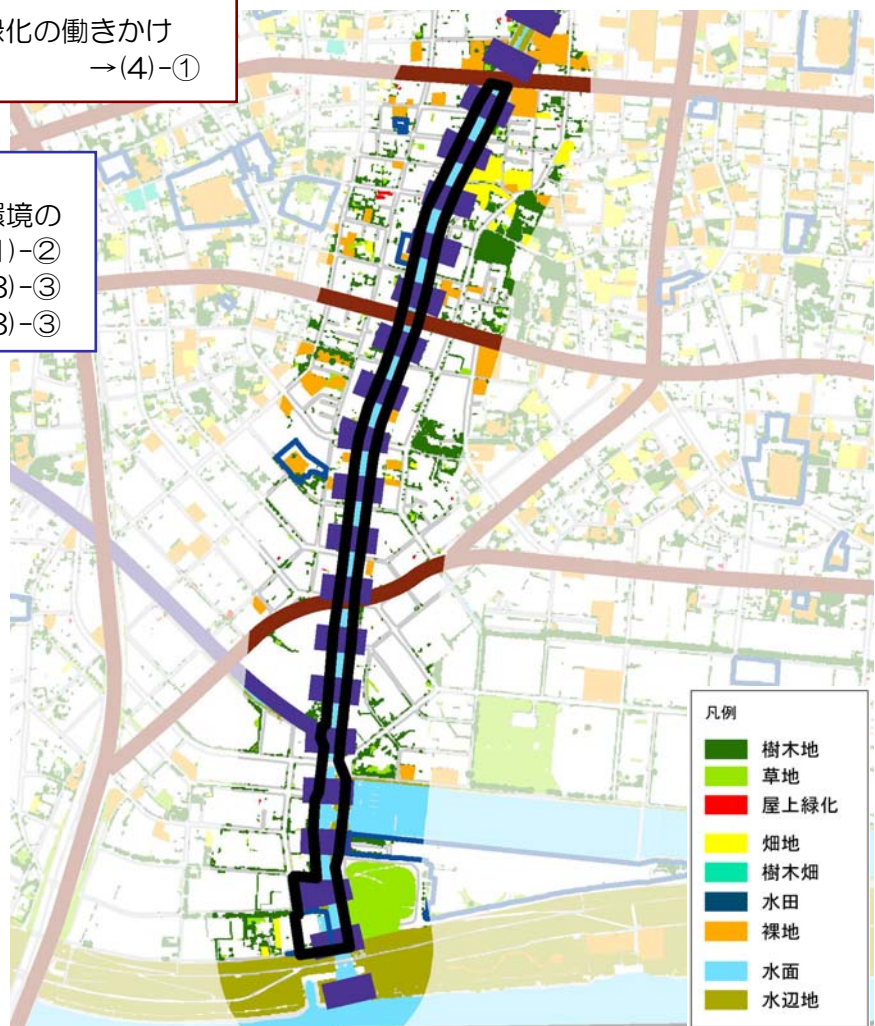
笹目川沿い

- 河川沿いの自然環境の保全と向上 →(1)-②
- 遊歩道の延伸 →(3)-③
- 親水性の向上 →(3)-③

≪「緑化の基本方針」の見方≫

取り組む場所

- 取り組み → (基本方針番号*) - 基本施策番号*
- (※番号は本計画の 38～53 頁参照)



2. 地域別の緑のまちづくり方針

(1) 地域区分の考え方

本計画の上位計画である「戸田市都市マスタープラン」の地域区分に基づき、「下戸田地域」、「上戸田地域」、「新曽地域」、「笹目地域」、「美女木地域」の5地域に区分しています。



図. 地域区分

表. 町丁目別の地域区分

番号	地域名	町丁名
①	下戸田地域	喜沢1丁目・喜沢2丁目・中町1丁目・ 下戸田1丁目・下戸田2丁目 喜沢南1丁目・喜沢南2丁目・中町2丁目・ 下前1丁目・下前2丁目・川岸1丁目・川岸2丁目 他
②	上戸田地域	上戸田1丁目・上戸田2丁目・上戸田3丁目・ 上戸田4丁目・上戸田5丁目 川岸3丁目・本町1丁目・本町2丁目・本町3丁目・ 本町4丁目・本町5丁目・南町・戸田公園 他
③	新曽地域	大字新曽・大字上戸田・大字下笹目 新曽南1丁目・新曽南2丁目・新曽南3丁目・ 新曽南4丁目・氷川町1丁目・氷川町2丁目・氷川町3丁目 他
④	笹目地域	笹目1丁目・笹目1丁目・笹目3丁目・笹目4丁目・笹目北町 笹目南町・早瀬1丁目・早瀬2丁目・笹目5丁目・ 笹目6丁目・笹目7丁目・笹目8丁目 他
⑤	美女木地域	美女木東1丁目・美女木東2丁目・大字美女木 美女木1丁目・美女木2丁目・美女木3丁目・美女木4丁目・ 美女木5丁目・美女木6丁目・美女木7丁目・美女木8丁目 他

(2) 緑のまちづくり方針

各地域の緑の現況と課題を踏まえた緑のまちづくり方針を示します。

①下戸田地域

<緑の概況>

職住近接地である下戸田地域は、全体の全ての緑被率は25.7%と比較的低いものの、市街化区域には、緑川や菖蒲川があることや、近年、裸地や屋上緑化が増加していることから、緑被率は19.5%と高くなっています。

また、かつて緑川の支流だった場所を、喜沢第一、第二公園をつなぎ、水とふれあえる緑道「ささ舟の路」として整備しています。

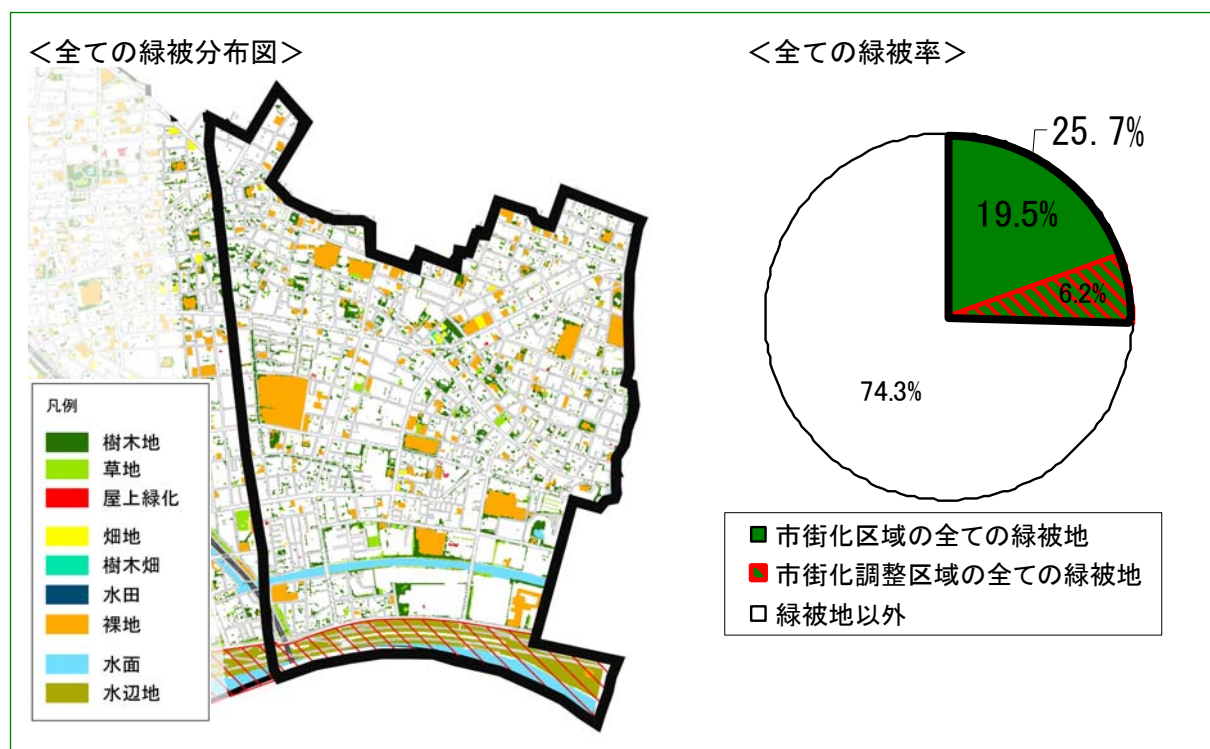


図. 下戸田地域の緑被の現況

課題

職住の空間が近接した地域として、快適な生活環境を確保するため、開発等の際に積極的な緑化やオープンスペースの確保を、その他の民有地についても緑化を働きかけることが必要です。

また、河川・水路とのつながりを意識した公園や散策路の整備、維持管理を進めることが必要です。

<緑のまちづくり方針>



≪「緑のまちづくり方針」の見方≫

取り組む場所

- ・取り組み→（基本方針番号※）-基本施策番号※
（※番号は本計画の38～53頁参照）

緑化重点推進地区
（川岸二丁目）
→p69参照

- 道路沿い・街路樹**
- ・道路の緑化の推進 →(3)-②
 - ・既存道路改修・電線地中化に伴う歩行空間及び緑空間の確保 →(3)-②
 - ・新設都市計画道路における街路樹の整備 →(3)-②

- 河川・水路沿い**
- ・河川・水路の環境に配慮した整備の推進 →(1)-②
 - ・河川の水質管理 →(1)-②
 - ・荒川と一体となった緑の整備 →(1)-①
 - ・河川と一体になった緑化の推進 →(3)-③

- 生産緑地・市民農園・農地(1000㎡以上)**
- ・農地の保全 →(2)-①
 - ・土に親しむ広場の利用促進 →(2)-①

- 都市公園等**
- ・環境・生物多様性や安全な利用に配慮した公園の維持管理 →(1)-①
 - ・市民参加の公園づくり →(3)-①
 - ・誰もが安全・快適に利用できる公園づくり →(3)-①

- 身近な公園の不足域**
- ・身近な公園の適切な配置 →(3)-①

- 住宅を中心とした市街地**
- ・菜園づくりへの支援 →(2)-①
 - ・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ →(4)-①
 - ・庭木を増やす支援 →(4)-①

- 工場を中心とした市街地**
- ・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ →(4)-①
 - ・開発時の緑地整備の働きかけ →(4)-①
 - ・駐車場の緑化の推進 →(4)-①

- 鉄道沿い**
- ・鉄道沿いの緑化と緑地の整備の推進 →(3)-②

- 学校・その他の公共公益施設**
- ・学校の緑の質の向上 →(1)-③
 - ・公共公益施設の新築・改築に伴う緑の整備 →(3)-④
 - ・学校の緑化の推進 →(3)-④
 - ・その他の公共公益施設における緑化の推進 →(3)-④

- 市民団体等の活動場所**
- ・緑に関する活動への支援 →(5)-①②

- 保存樹林・樹林地(300㎡以上)・寺社境内地(500㎡以上)**
- ・保存樹木・保存樹林の指定促進 →(2)-②

②上戸田地域

<緑の概況>

上戸田地域は、北部に市役所、南部に戸田公園駅があり、その他にも後谷公園や荒川沿いの戸田公園、ボートコースなどの公共公益施設を備えており、市街化区域の全ての緑被率も21.9%と高くなっています。

また、市街地には屋敷林や農地が点在しています。

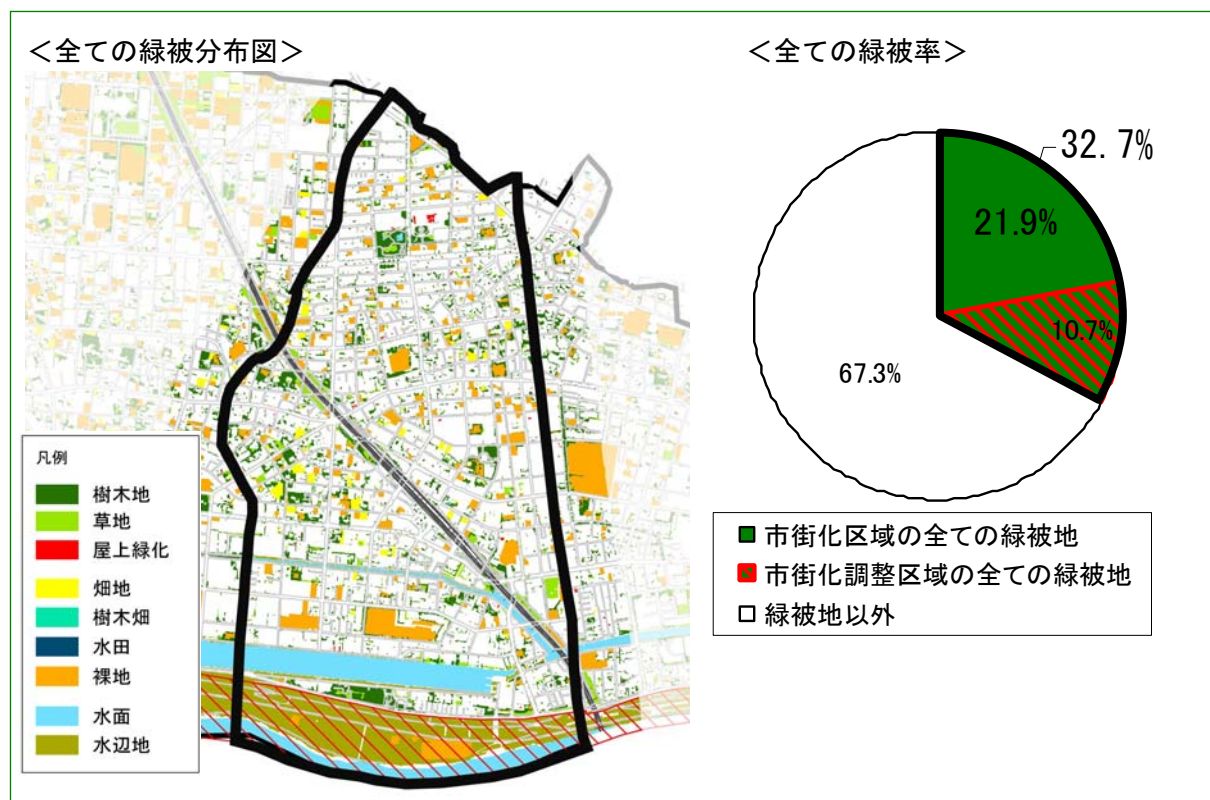


図. 上戸田地域の緑被の現況

課題

市役所周辺の熟成市街地では、落ち着いたある緑豊かな住宅環境の形成のため、屋敷林の保全や民有地の緑化及び公園緑地や街路樹の適正な維持管理を進めることが必要です。

戸田公園駅周辺では、鉄道沿いの緑化及び公園緑地の整備を進めることが必要です。

<緑のまちづくり方針>



≪「緑のまちづくり方針」の見方≫

取り組む場所

- ・取り組み→（基本方針番号※）-基本施策番号※
（※番号は本計画の38～53頁参照）

緑化重点推進地区
（五差路周辺、戸田公園駅周辺）
→p67、68参照

- 道路沿い・街路樹**
- ・道路の緑化の推進 →(3)-②
 - ・既存道路改修・電線地中化に伴う歩行空間及び緑空間の確保 →(3)-②
 - ・新設都市計画道路における街路樹の整備 →(3)-②

- 河川・水路沿い**
- ・河川・水路の環境に配慮した整備の推進 →(1)-②
 - ・河川の水質管理 →(1)-②
 - ・荒川と一体となった緑の整備 →(1)-①
 - ・河川と一体になった緑化の推進 →(3)-③

- 生産緑地・市民農園・農地(1000㎡以上)**
- ・農地の保全 →(2)-①
 - ・土に親しむ広場の利用促進 →(2)-①

- 都市公園等**
- ・環境・生物多様性や安全な利用に配慮した公園の維持管理 →(1)-①
 - ・市民参加の公園づくり →(3)-①
 - ・誰もが安全・快適に利用できる公園づくり →(3)-①

- 住宅を中心とした市街地**
- ・菜園づくりへの支援 →(2)-①
 - ・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ →(4)-①
 - ・庭木を増やす支援 →(4)-①

- 工場を中心とした市街地**
- ・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ →(4)-①
 - ・開発時の緑地整備の働きかけ →(4)-①
 - ・駐車場の緑化の推進 →(4)-①

- 鉄道沿い**
- ・鉄道沿いの緑化と緑地の整備の推進 →(3)-②

- 学校・その他の公共公益施設**
- ・学校の緑の質の向上 →(1)-③
 - ・公共公益施設の新築・改築に伴う緑の整備 →(3)-④
 - ・学校の緑化の推進 →(3)-④
 - ・その他の公共公益施設における緑化の推進 →(3)-④

- 市民団体等の活動場所**
- ・緑に関する活動への支援 →(5)-①②

- 保存樹林・樹林地(300㎡以上)・寺社境内地(500㎡以上)**
- ・保存樹木・保存樹林の指定促進 →(2)-②

③新曽地域

<緑の概況>

戸田市の中央部に位置する新曽地域は、笹目川や上戸田川が流れ、鉄道沿線の北部には北戸田駅、南部には戸田駅があり、市街化区域の全ての緑被率が27.9%と、市街地の緑は全地域の中で最も多くなっています。

地域の南部の既成市街地には、社寺林や屋敷林などの古くからの緑が多く残されています。一方北部では、土地区画整理事業による駅前整備や新たな市街地整備が進められており、裸地が多くなっています。

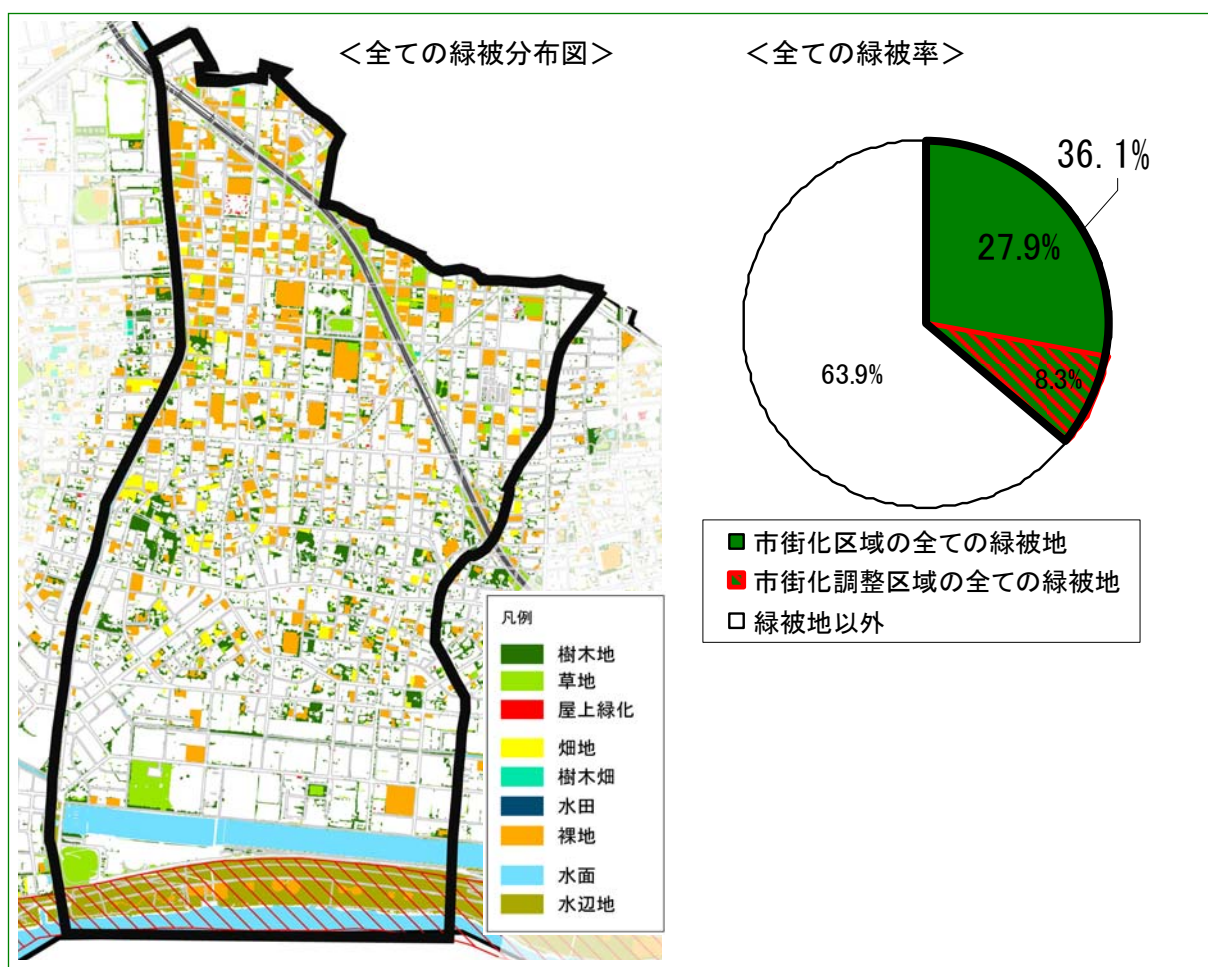


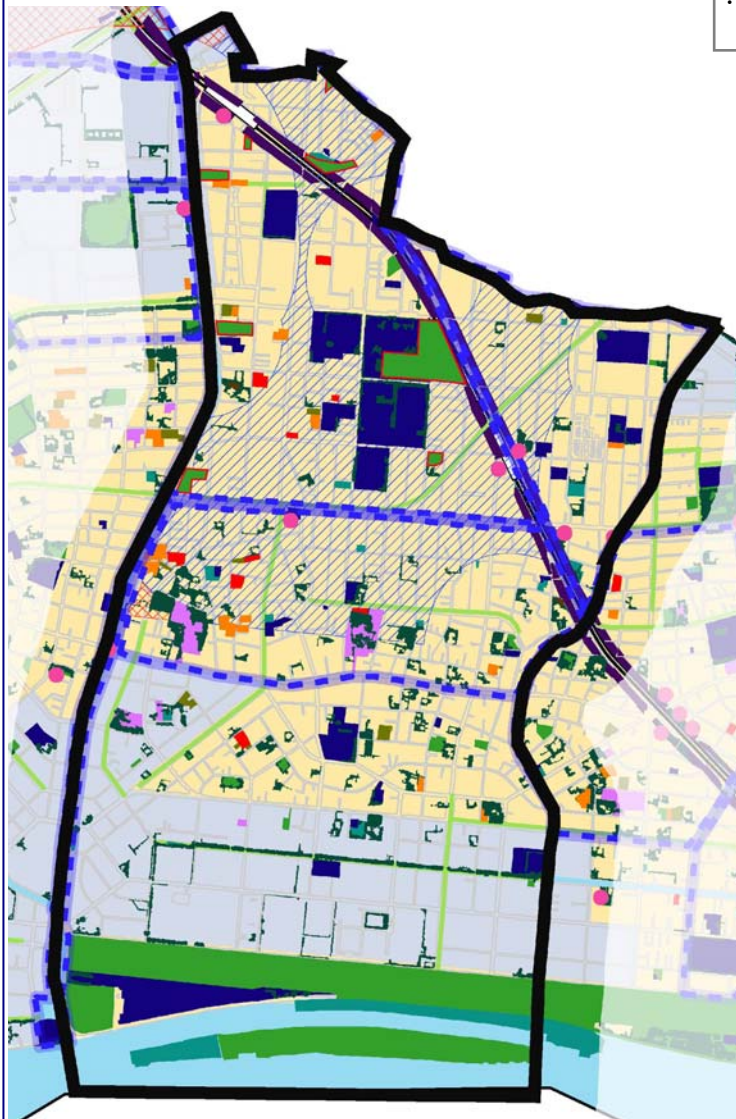
図. 新曽地域の緑被の現況

課題

駅周辺では、緑豊かな戸田市の玄関口を演出する緑化を推進するとともに、うるおいや文化を感じる美しい市街地の形成を図った地域固有の自然・文化資源である社寺林や屋敷林、水路等を保全・活用することが必要です。

また、裸地においては、開発等の際に、積極的な緑化やオープンスペースの確保を働きかけることや、河川・水路とのつながりを意識した公園緑地や散策路の整備、維持管理を進めることが必要です。

<緑のまちづくり方針>



<<「緑のまちづくり方針」の見方>>

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号※)-基本施策番号※
(※番号は本計画の38~53頁参照)

緑化重点推進地区
(新曽第一、新曽第二、
新曽中央、笹目川沿い)
→p64、65、66、70
参照

道路沿い・街路樹
・道路の緑化の推進 →(3)-②
・既存道路改修・電線地中化に伴う歩行空間及び緑空間の確保 →(3)-②
・新設都市計画道路における街路樹の整備 →(3)-②

河川・水路沿い
・河川・水路の環境に配慮した整備の推進 →(1)-②
・河川の水質管理 →(1)-②
・荒川と一体となった緑の整備 →(1)-①
・河川と一体になった緑化の推進 →(3)-③

生産緑地・市民農園・農地(1000㎡以上)
・農地の保全 →(2)-①
・土に親しむ広場の利用促進 →(2)-①

都市公園等・計画中の公園
・環境・生物多様性や安全な利用に配慮した公園の維持管理 →(1)-①
・市民参加の公園づくり →(3)-①
・誰もが安全・快適に利用できる公園づくり →(3)-①

鉄道沿い
・鉄道沿いの緑化と緑地の整備の推進 →(3)-②

住宅を中心とした市街地
・菜園づくりへの支援 →(2)-①
・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ →(4)-①
・庭木を増やす支援 →(4)-①

学校・その他の公共公益施設
・学校の緑の質の向上 →(1)-③
・公共公益施設の新築・改築に伴う緑の整備 →(3)-④
・学校の緑化の推進 →(3)-④
・その他の公共公益施設における緑化の推進 →(3)-④

工場を中心とした市街地
・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ →(4)-①
・開発時の緑地整備の働きかけ →(4)-①
・駐車場の緑化の推進 →(4)-①

市民団体等の活動場所
・緑に関する活動への支援 →(5)-①②

保存樹林・樹林地(300㎡以上)・寺社境内地(500㎡以上)
・保存樹木・保存樹林の指定促進 →(2)-②

④ 笹目地域

<緑の概況>

笹目地域は三方を川で囲まれているため、全体の全ての緑被率は40.8%と比較的高くなっています。

市街地においては、地域の南部は事業所が多く、北部には低層の住宅地が広がっており、美笹のサクラや笹目川遊歩道をはじめとした河川沿いの緑が多く、都市公園の整備水準も高くなっています。

しかし、近年の戸建住宅やマンションの建築に伴い、樹林地や畑地、草草が減少しています。

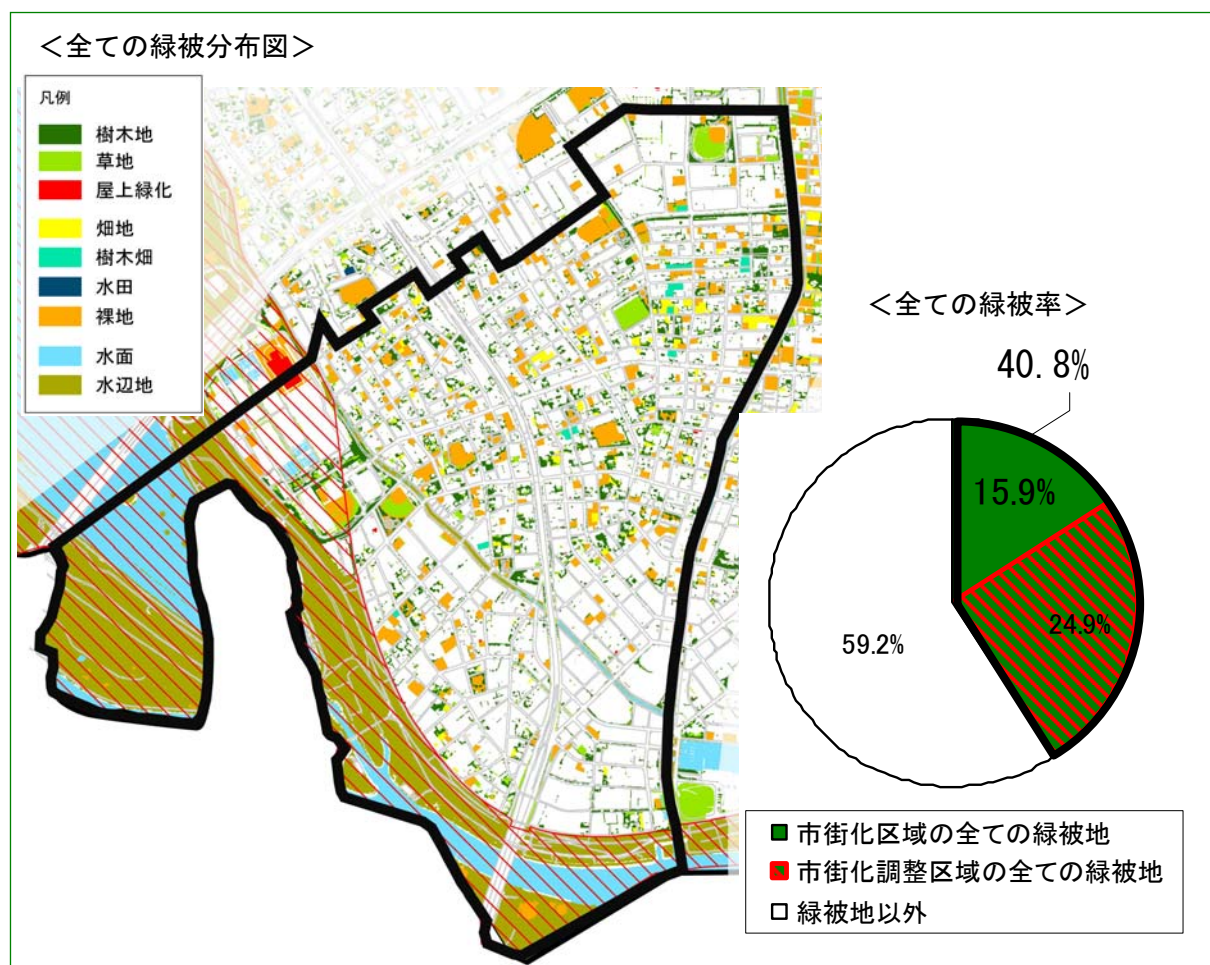


図. 笹目地域の緑被の現況

課題

住宅と工業が調和した安心して住める快適な市街地の形成を図り、河川・水路沿いや公園緑地における良好な緑空間の形成を進めるとともに、住宅や事業所に対して、積極的な緑化を働きかけることが必要です。

<緑のまちづくり方針>

<<「緑のまちづくり方針」の見方>>

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の38~53頁参照)

緑化重点推進地区
(笹目六丁目、笹目北、笹目川沿い)
→p59、61、70参照

道路沿い・街路樹
・道路の緑化の推進 →(3)-②
・既存道路改修・電線地中化に伴う歩行空間及び
緑空間の確保 →(3)-②
・新設都市計画道路における街路樹の整備 →(3)-②

荒川近郊緑地保全区域
・自然環境の維持・再生 →(1)-②

市民団体等の活動場所
・緑に関する活動への支援
→(5)-①②

都市公園等
・環境・生物多様性や安全な利用に配
慮した公園の維持管理 →(1)-①
・市民参加の公園づくり →(3)-①
・誰もが安全・快適に利用できる公園
づくり →(3)-①

河川・水路沿い
・河川・水路の環境に配慮した整備の推進
→(1)-②
・河川の水質管理 →(1)-②
・荒川と一体となった緑の整備 →(1)-①
・河川と一体となった緑化の推進 →(3)-③

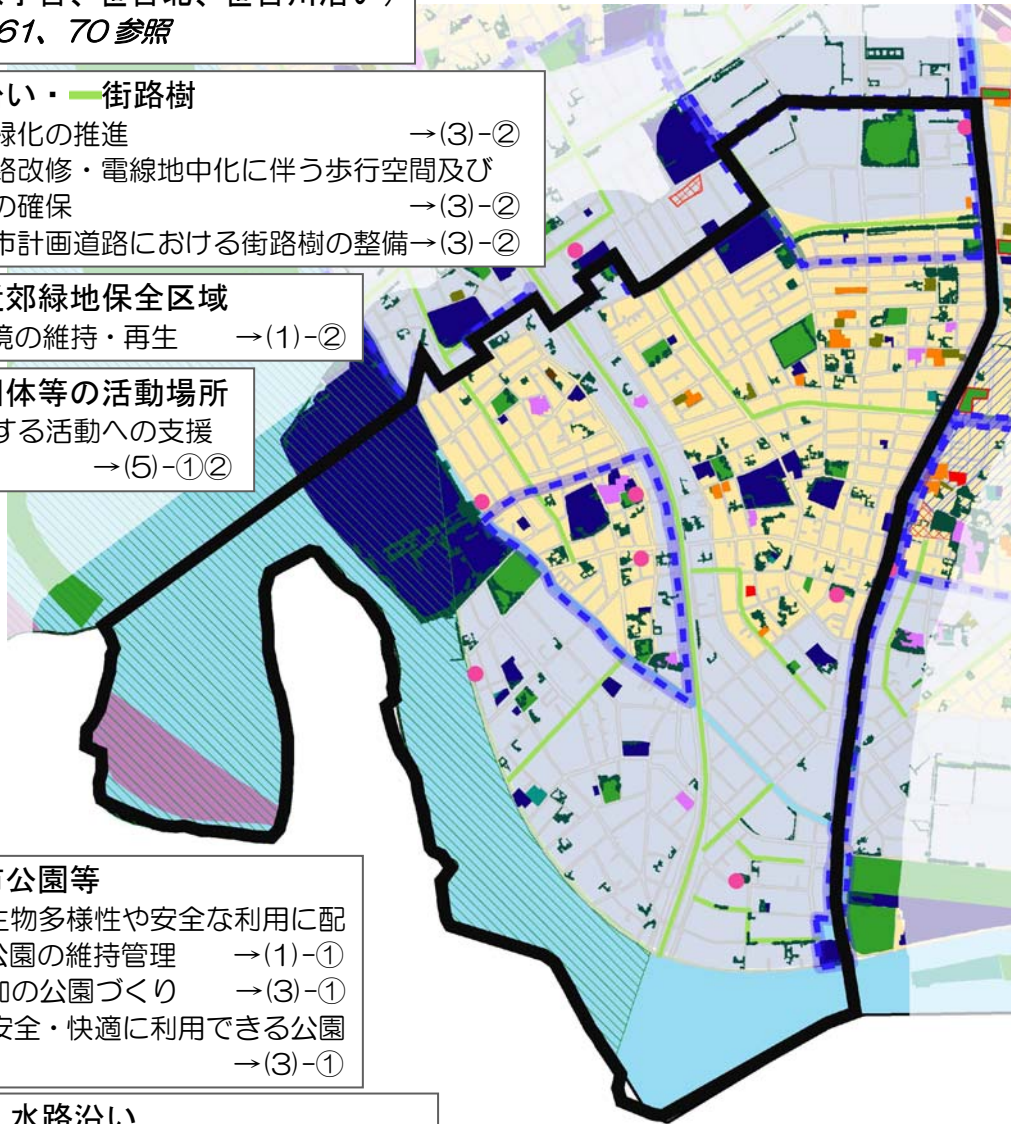
住宅を中心とした市街地
・菜園づくりへの支援 →(2)-①
・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ
→(4)-①
・庭木を増やす支援 →(4)-①

工場を中心とした市街地
・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ
→(4)-①
・開発時の緑地整備の働きかけ →(4)-①
・駐車場の緑化の推進 →(4)-①

生産緑地・市民農園・農地(1000m²以上)
・農地の保全 →(2)-①
・土に親しむ広場の利用促進 →(2)-①

学校・その他の公共公益施設
・学校の緑の質の向上 →(1)-③
・公共公益施設の新築・改築に伴う緑の
整備 →(3)-④
・学校の緑化の推進 →(3)-④
・その他の公共公益施設における緑化の
推進 →(3)-④

保存樹林・樹林地(300m²以上)・寺社境内地(500m²以上)
・保存樹木・保存樹林の指定促進 →(2)-②



⑤美女木地域

<緑の概況>

美女木地域の南西部は荒川とその河川敷が占めているため、全体の全ての緑被率は55.1%と地域の中で最も高くなっています。しかし、市街地には工場などの事業所が多く、市街化区域の全ての緑被率は9.5%と地域の中で最も低くなっています。

国道298号沿道では、市民の手により「花ロード美女木」等の取り組みが行われ、魅力ある緑がつけられています。

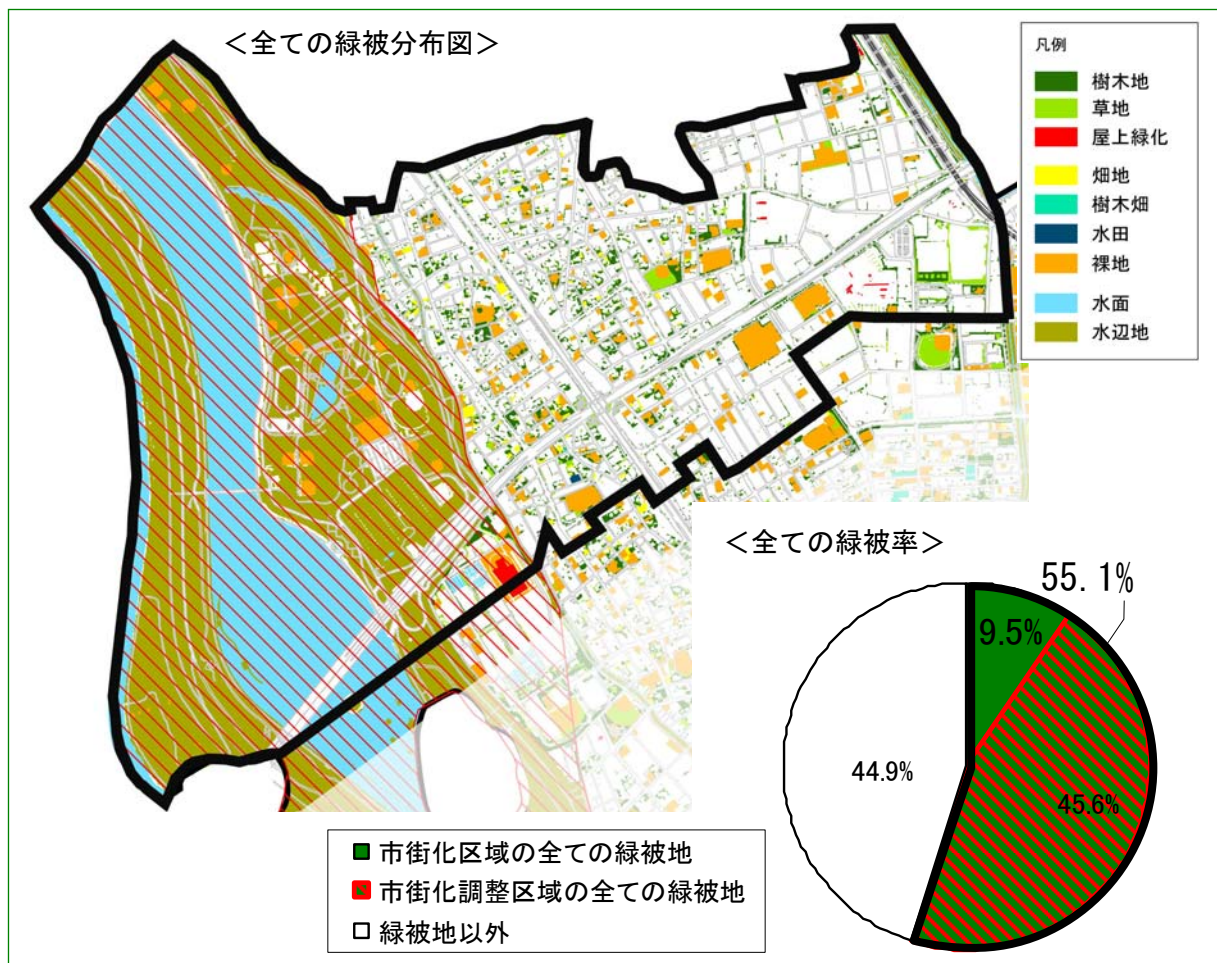


図. 美女木地域の緑被の現況

課題

緑豊かな産業拠点の形成を図り、事業所に対して、積極的な緑化を働きかけることが必要です。

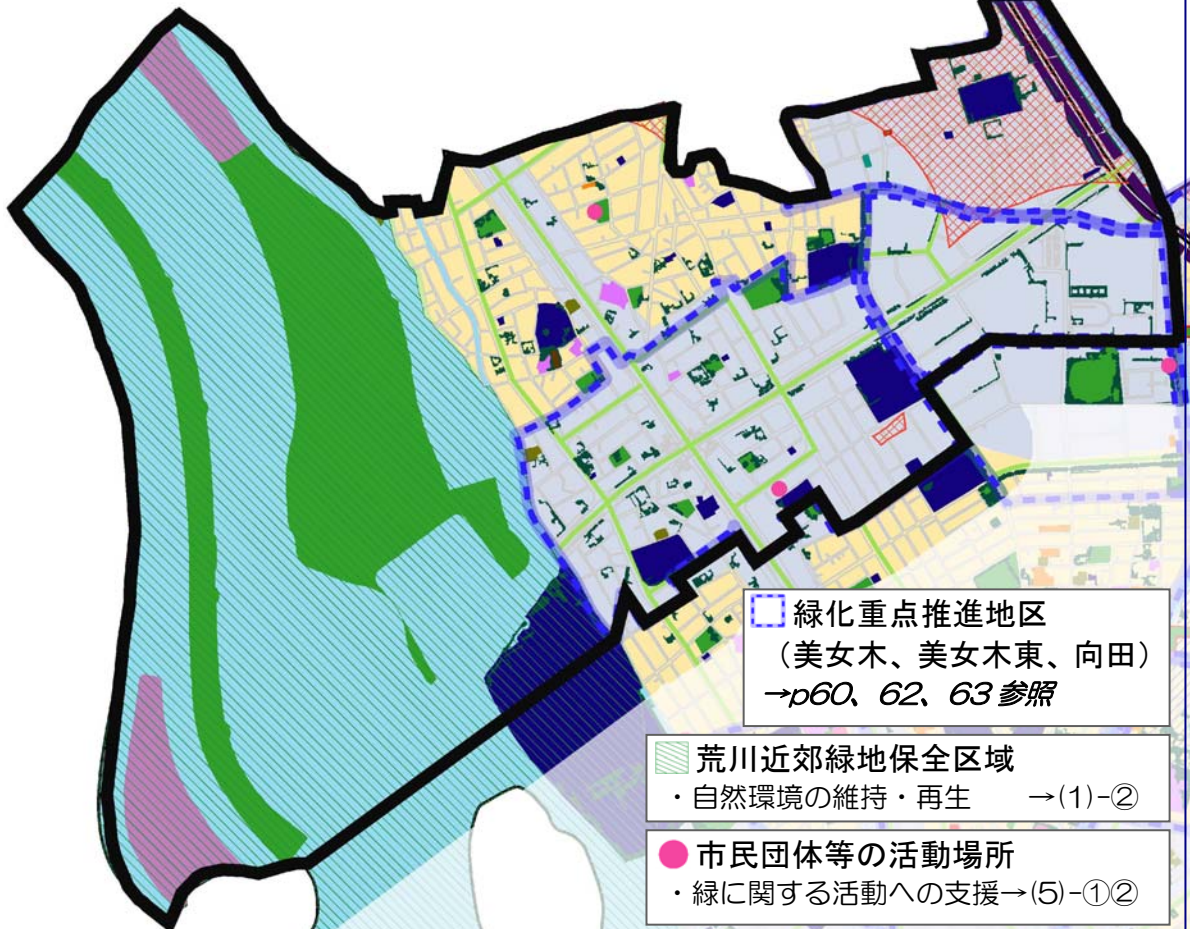
また、緑が少ない生活環境を改善するため、隣接する荒川とその河川敷をはじめとする豊かな水と緑を活用し、公園緑地や水辺空間を充実させることが必要です。

<緑のまちづくり方針>

«「緑のまちづくり方針」の見方»

取り組む場所

・取り組み→(基本方針番号*)-基本施策番号*
(※番号は本計画の38~53頁参照)



■ 緑化重点推進地区
(美女木、美女木東、向田)
→p60、62、63参照

■ 荒川近郊緑地保全区域
・自然環境の維持・再生 →(1)-②

● 市民団体等の活動場所
・緑に関する活動への支援→(5)-①②

■ 都市公園等
・環境・生物多様性や安全な利用に配慮した公園の維持管理→(1)-①
・市民参加の公園づくり →(3)-①
・誰もが安全・快適に利用できる公園づくり →(3)-①

— 道路沿い・— 街路樹
・道路の緑化の推進 →(3)-②
・既存道路改修・電線地中化に伴う歩行空間及び緑空間の確保 →(3)-②
・新設都市計画道路における街路樹の整備→(3)-②

■ 河川・水路沿い
・河川・水路の環境に配慮した整備の推進 →(1)-②
・河川の水質管理 →(1)-②
・荒川と一体となった緑の整備 →(1)-①
・河川と一体となった緑化の推進→(3)-③

■ 身近な公園の不足域
・身近な公園の適切な配置 →(3)-①

■ 住宅を中心とした市街地
・菜園づくりへの支援 →(2)-①
・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ →(4)-①
・庭木を増やす支援 →(4)-①

■ 生産緑地・■ 市民農園・
■ 農地(1000m²以上)
・農地の保全 →(2)-①
・土に親しむ広場の利用促進 →(2)-①

■ 工場を中心とした市街地
・屋上緑化・壁面緑化等の緑化の働きかけ →(4)-①
・開発時の緑地整備の働きかけ →(4)-①
・駐車場の緑化の推進 →(4)-①

■ 学校・その他の公共公益施設
・学校の緑の質の向上 →(1)-③
・公共公益施設の新築・改築に伴う緑の整備 →(3)-④
・学校の緑化の推進 →(3)-④
・その他の公共公益施設における緑化の推進 →(3)-④

■ 保存樹林・■ 樹林地(300m²以上)・
■ 寺社境内地(500m²以上)
・保存樹木・保存樹林の指定促進→(2)-②

第5章

計画の推進方針



第5章 計画の推進方針

1. 各主体の役割分担

本計画の推進にあたっては、市と市民・事業者が協力して、下表に示すように、各主体が各々の役割を十分に認識し、施策や取り組みを進めていく必要があります。

表. 基本方針別の各主体の役割

基本方針	主体	市	市民・事業者	
		役割	役割	番号*
緑を守り育てる	保全と質の向上) (公共施設の緑の	市は、都市公園や河川、学校、街路樹等の公共施設の緑の質の向上を図った、改修・管理を進めます。	市民・事業者は、公共施設の緑の質の向上に資する、維持管理などに、ボランティアなどとして積極的に参加・協力します。	5 9
	保全と質の向上) (民有地の緑の	市は、緑を保全するための既存の条例等の周知や適正な運用に努めます。 また、生産緑地地区の買い取りなど、緑の保全の担保性を高めるための施策の充実や制度・条例等に基づく指定の拡大を進めます。	市民・事業者は、所有する樹木・樹林について、制度・条例等を活用し、保全と維持管理に努めます。 また、事業者は、開発を行う際には、市の指導要綱等を遵守し、緑の空間の確保に努めます。	11 13 15
新たな緑の空間を創り育てる	緑の創出) (公共施設の	市は、住民意向を踏まえた都市公園等の新設を進めます。 また、道路、河川をはじめとした公共施設の積極的な緑化に努めるとともに、国や県の管理施設に対しても、緑化の充実を要請していきます。	市民・事業者は、公共施設の緑の重要性を認識するとともに、「とだ緑の募金」に協力するなど、公共施設の緑の創出に貢献します。	19 27
	緑の創出) (民有地の	市は、緑化を支援する制度・条例等がより活用されるよう周知に努めます。 また、緑化地域制度などの緑を効果的に創出する制度の活用を検討します。	市民・事業者は、住宅や事業所の緑の重要性を認識するとともに、制度・条例等を活用して各々の住宅や事業所緑化に努めます。 また、事業者は、開発を行う際には、緑化に関する制度等を活用し、積極的な緑化に努めます。	30 31 32 34 36 37 38 39 40 41
(緑の普及と啓発)	緑の文化を広げる	市は、市民・事業者に対し、緑に関する講習会やイベント、「とだ緑の募金」を周知し、参加・協力を促すことで、緑に対する意識の醸成を図ります。 また、市民主体となった緑に関する活動をより活発化するため、(財)戸田市公園緑地公社と連携し、団体への支援や団体間のコーディネートを行うなど、団体との協力体制の確立などを検討します。	市民・事業者は、緑に関する講習会やイベントに積極的に参加し、緑の果たす役割や重要性を十分に認識するとともに、「とだ緑の募金」に協力します。 また、市民主体となった緑に関する活動に参加している場合は、市や他団体と連携して取り組みの展開を図ります。	44 45 46 48 49 52 53 54 56

※「3. 基本方針に沿った具体的な施策の展開 (38～53頁)」を参照

2. 施策の進行管理と評価

戸田市の緑の将来像の実現に向け、本計画では PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)のPDCAのサイクルで進行管理を行います。

また、施策や事業の評価については、既により良い行政サービスの提供を目指して実施されている戸田市行政評価において行われている、施策の進行管理、業績・成果確認、さらには、事務事業の進捗状況の定期的な点検などを活用し、CHECK(評価)や事業の見直し等を行います。なお、重点施策に位置づけた「水と緑のネットワーク形成プロジェクト行動計画」の各事業についても「事業の実施状況の点検・評価」にあわせて点検・評価を行います。

さらに、CHECK(評価)においては、上位計画における定期的な事業の進行管理や、計画の見直しにあわせた進捗評価などの結果を情報共有しながら、緑の基本計画のCHECK(評価)を行い、見直しを行います。

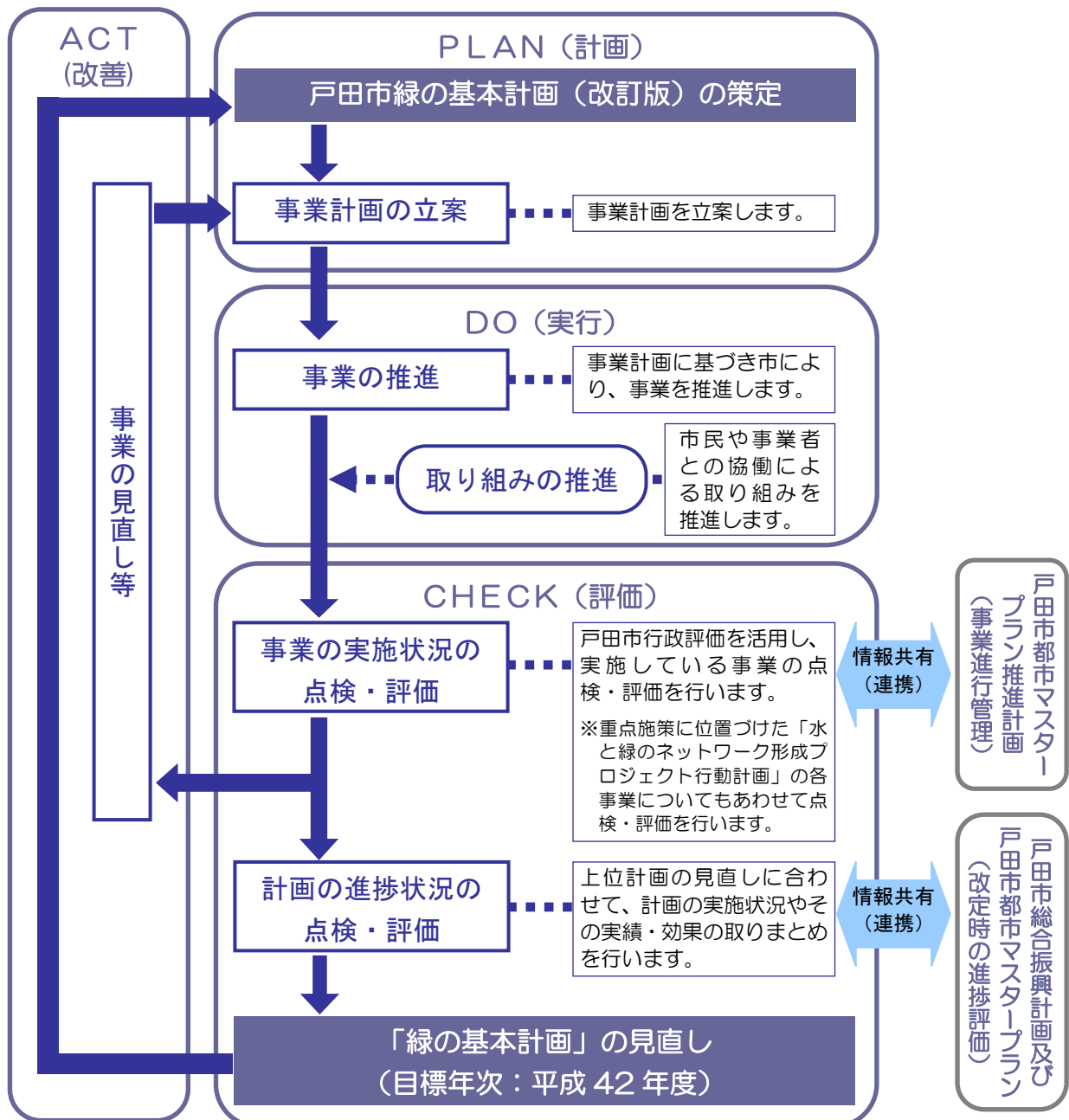


図. 進行管理フロー

3. 参考事例

【鎌倉市 緑の基本計画】

参考
点

緑の基本計画独自のマネジメント手法を導入し、取り組み実績の評価と評価結果の公表、さらには、施策の進展に応じた目標の更新、施策の内容や方針の修正を毎年行っている点が、今後、進行管理手法等を充実する際に参考になります。

鎌倉市では、緑の基本計画の施策展開の柱として示している「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、同計画の実績をまとめて評価した「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取り組み）」を毎年公表しています。

「鎌倉市のみどり」は、「グリーン・マネジメント」の実践として、緑の基本計画の一部に位置づけられ、施策の進展に応じた目標の更新、施策の内容・方針の修正を行い、施策の実現に結びつける計画実践書の意味合いを持っています。

また、新たな施策展開に結び付けていくものとして、緑化政策の実績を市民にも分かりやすく示すものとしての役割を担っています。

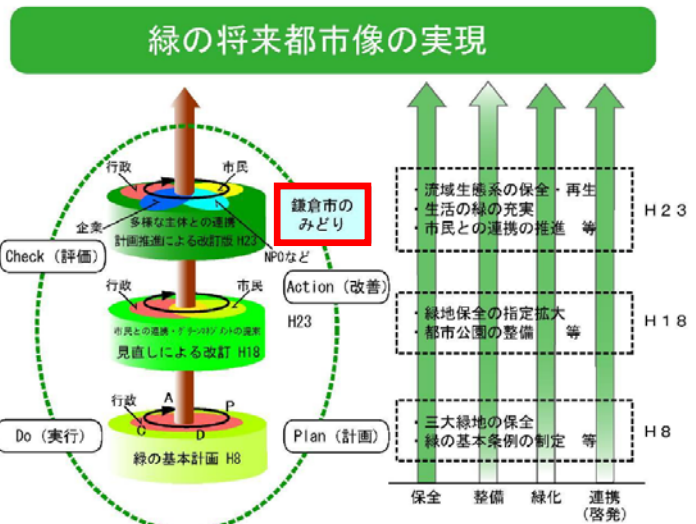


図. グリーン・マネジメントの実践
出典：鎌倉市 緑の基本計画（平成 23 年）

表. 計画推進の取り組みと実績例

駐車場の接道緑化	
内容	・緑豊かなまち並み景観の創造の一環として、まち並みのみどりの奨励事業の適用を拡大して駐車場の接道緑化を進めるものです。
方針	・駐車場での接道緑化に対する支援を行います。
取り組みと実績	・平成 19 年 3 月 27 日、従来は宅地の接道部のみを対象としていたまち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を改正し、駐車場の接道部を緑化する者にまで補助対象を拡大しました。 ・対象とする緑化の内容や補助金の交付内容などは、「接道緑化の奨励」（62 ページに記載）と同じです。

出典：鎌倉市のみどり（平成 23 年度版）

【福岡市 新・緑の基本計画】

参考
点

近年の厳しい財政状況からも、公園緑地などの整備における用地の取得や整備の費用、維持管理にかかる費用など、緑の基本計画を推進するために必要な財源確保は重要であり、今後、財源確保の方策を検討の際に参考になります。

福岡市では、緑の基本計画の「計画の推進方策」の中で、「計画推進のための財源の確保」として以下のような事項を提示しています。

新たな財源確保策として、立体公園制度やネーミングライツの活用、有料駐車場の適正な設置等の公園を活用した収入確保の方策について検討するとともに、課税自主権の活用（緑の新税）等についても研究します。

出典：福岡市 新・緑の基本計画（平成 21 年 5 月）

參考資料



参考資料

1. 緑に関する取り組み

(1) 市による制度・事業

戸田市では、保存樹木・保存樹林や、生垣や屋上緑化の整備などに対する補助金の交付、生産緑地地区の指定、苗木の無料配布など、市民による緑の保全と創出を支援しています。

また、街路樹や公園の維持管理を継続するとともに、戸田市を流れる河川の保全・再生、整備や鉄道沿いの緑地整備など、戸田市の軸となる緑の整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図っています。

表. 事業実績一覧

事業名	主な内容	実績
保存樹木補助金制度	一定規模以上の健全な樹木や樹林、生垣を保存樹木・保存樹林・保存生垣に指定、補助金を交付	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木 104 件 (525 本) 指定樹木本数 553 本 ・保存樹林 4 件 (2,882.72m²) ・保存生垣 50 件 (2,553.29m) ※平成 22 年度時点
戸田市生垣等設置奨励補助金制度	新たに生垣、緑化フェンス、花壇を設置する場合、または既存フェンスもしくはブロック塀を緑化する場合に奨励補助金を交付	<ul style="list-style-type: none"> ・合計 48 件 (632.67m) ※平成 12~22 年度
戸田市地区計画区域内生け垣設置奨励補助金制度	「垣又は柵の制限」を行う地区計画の区域内において、生け垣を設置する場合に奨励補助金を交付	
戸田市建築物屋上等緑化奨励補助金事業	建築物の屋上や壁面、バルコニーを緑化する場合に緑化奨励補助金を交付	<ul style="list-style-type: none"> ・合計 18 件 (613.78m²) ※平成 15~22 年度
苗木の無料配布事業	花木等を自ら管理することにより緑への愛着と緑の必要性を認識してもらうことを目的に、年 1 回季節の草花を配布	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1,500 鉢程度を配布
街路樹維持管理事業	樹木の育成期に配慮した剪定により、潤いと安らぎのある道路景観を提供	
公園維持管理事業	樹木の育成期に配慮した剪定等の適切な管理を行い、園内の安全確保等を図ることで潤いと安らぎのある都市景観を提供	
公園施設整備・改修事業	誰もが安心して安全に利用しやすい施設づくりと快適な公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園出入口等の段差改良等の公園バリアフリー化 ・老朽遊具の更新、砂場の改修、管理施設等の改修 ・防災ベンチ等の防災設備の設置
水と緑のネットワーク推進事業	「水と緑のネットワーク形成プロジェクト事業（国交省）」に伴う、地域住民、NPO、専門家との協働による「戸田ヶ原自然再生事業」	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想策定 ・実施計画策定

事業名	主な内容	実績
環境空間暫定整備事業	JR有効(暫定)活用で合意された環境空間を、まちの顔としての景観形成や良好な居住環境の形成を図った「戸田華かいどう21」に基づき緑地・緑道として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・環境空間暫定整備面積 13,434.28m² ・環境空間全体のうちの整備率 12.94% ※平成23年3月時点
環境空間本整備事業	戸田公園駅南地区の環境空間を、「戸田華かいどう21」に基づき、施設整備および用地取得を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境空間整備面積 9,899.15m² ・環境空間全体のうちの整備率 9.53% ※平成23年3月時点
景観形成推進事業	戸田市景観計画等に基づいた各種施策の推進により、地域特性を活かした景観形成を行い、誰もが美しいと思えるまちづくりを市民・事業者・市の協働により推進	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域内行為の届出 399件 (大規模建築物等行為届出含む) ・景観アドバイザー制度相談案件数 137件 ・三軒協定 26地区 ・景観づくり推進地区 3地区 ※平成23年3月末時点
生産緑地地区事業	市街化区域内の農地等のうち、良好な生活環境の確保に相当の効果があつ、かつ公共施設等の敷地に供する土地として適した都市農地等を計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区に指定	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区 33件(4.33ha) ※平成22年度時点
開発指導事業	公共施設の整備を無秩序な宅地開発等の防止と良好な環境の整備を図ることを目的として、指導要綱に基づく事業者との事前協議や関係各課による指導	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地整備面積 9,273.46m² ※平成22年度標識設置案件
上戸田川改修事業	上戸田川の護岸整備、橋梁架け替え工事、浄化施設設置工事、遊歩道及び親水公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度完了
さくら川整備事業	安全な河川、親水環境の整備を目的とした、さくら川の護岸工事と浄化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・改修総延長 750.9m
遊歩道整備事業	安全な歩行者空間の確保と水循環センターの上部利用へのアクセス向上を目的とした、さくら川右岸沿いの天王橋から外環までの遊歩道の整備	
笹目川左岸景観づくり推進事業	季節感を活かしながら、快適で親しみやすい歩行者空間の形成を目的とした、笹目川のJR敷地境界から山宮橋までの左岸沿道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年3月末工事完了予定
荒川将来像事業	市民や市、企業等が英知を提供し、荒川の持つ様々な価値や機能について知識を深め、荒川を守り育てていくことを目的とした市民会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・3回の会議開催の実施

出典：緑の基本計画改訂基礎調査(平成23年)

(2) 市民参加の取り組み

戸田市には、市民ボランティアによる緑化活動や緑に関する取り組みを行っているNPO、市民活動グループがあるなど、市民が主体となった緑による様々な取り組みが行われており、一部の取り組みでは、戸田市や国と連携した活動も行われています。

また、園芸講座や緑の絵コンクールなど、市民が参加できる講座やイベントも行っています。

表. 取り組み一覧

活動名	主な内容
フェルト ガーデン戸田	戸田市役所庁舎屋上における、堆肥化された生ごみや古布等の資源ごみのリサイクル品を用いた軽量・安価な独自の屋上緑化システムで、NPO や企業等との協働により平成 19 年 6 月に 460m ² (市のホームページより)整備している。このシステムの普及啓発により、ごみ減量化・省エネ・緑化の推進を図っている。
とだ緑の ボランティア 活動	市民有志が戸田市の設置した市民花壇等を利用して、通りを花で飾ることで、地域への愛着心の向上や環境の美化はもちろんのこと、水遣りを行いながらの児童の見守り活動による防犯対策などの効果が期待されている。
戸田市花と緑 のまちづくり 実行委員会	花と緑のまちづくりを推進し、生き活きとした市民生活や地域社会の活性化を目的として、市民が主体となり、市民団体、企業、市との協働により設立した組織で、花苗の植栽や花と緑のまちづくり研修会の開催、オープンガーデン研究会の発足の他にも、花のまちづくり国際コンクールへの参加なども行っている。
花ロード 美女木	国土交通省が地域とともに道路の美化清掃を進めるボランティア・サポート・プログラムで、国道 298 号の北戸田駅入口の交差点から、美女木 6 丁目の交差点までの約 2.1 km (市のホームページより)の緑地帯に、市民や小学校、NPO、企業等との協働により花を植栽することで、地域コミュニティの醸成とゴミが捨てづらい環境をつくり、防犯性の向上も図っている。
園芸講座	緑化に対する知識の普及を図り、気軽に緑に親しんでもらうため、小学校との協働によるハンギングバスケット講座や、市民向けの押し花講座、花の寄せ植え講座を行っている。
緑化情報誌	市民参加での地域緑化意識の高揚を図るため、緑化に関する事業や情報を紹介した「みどり TODA」を作成し、市内に全戸配付している。
緑の絵 コンクール	「花と緑」をテーマに児童・生徒を対象に絵を描いてもらい、さらに児童・生徒だけでなく市民にも緑の大切さを認識してもらうため、コンクール入賞作品を市役所や商業施設で公開している。
彩湖・道満 グリーン パーク内の イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・コスモスの花畑における花摘みイベント ・「すくすく農園」における親子向けの農業体験 ・毎月 1 回、子どもが自然に親しめる「月いちキッズ広場」 ・植栽技術の講習と市民参加で公園管理を行う「ガーデンデザイン講座」
花の交差点	「華かいどう 21」のオリンピック通りと鉄道の高架が交わる「花の交差点」における、草花の植栽・管理を市民活動グループと協働で行っている。
生ゴミと花苗 交換事業	家庭から出た生ゴミをリサイクルフラワーセンターで堆肥化し、このたい肥を用いて、障がい者と高齢者が花苗を栽培している。 市民は自宅から出た生ゴミとこの花苗を交換することができ、各住宅の庭やプランターが花で彩られることで、花のまちづくりの推進を図っている。
荒川クリーン エイド	荒川の自然を保全するとともに、その自然環境を広く市民に知ってもらうため、荒川において、市民との協働によりゴミ拾いや自然観察会、水質調査を実施している。

2. 旧計画の目標の達成状況

旧計画で掲げていた目標年は平成27年であるため、現況の平成22年からまだ年数があるものの、都市公園については、107箇所の整備量の目標に対し、現況では88箇所となっており、整備面積の達成率は60.0%となっています。都市公園を含めた施設緑地の整備面積の達成率は、都市公園より高く、77.2%となっています。

地域制緑地については、法や条例等により指定、保全されているため、旧計画の目標では、平成9年当時の整備量の現状維持とする目標値を示していました。整備面積の達成率をみると、99.7%と若干の減少はあるものの、これらは地域制緑地である保存樹林の指定が解除され、施設緑地の市民緑地として保全・維持管理されていることなどが要因となっています。

表. 旧計画の緑地の確保目標と達成状況一覧

	現況 (平成22年)				旧計画の目標 (平成27年)				達成率 (現況/目標)					
	市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域			
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		
公園	住区基幹公園	街区公園	75	13.32	75	13.32	86	15.87	86	15.87	87.2%	83.9%	87.2%	83.9%
		近隣公園	5	8.38	5	8.38	14	26.38	14	26.38	35.7%	31.8%	35.7%	31.8%
		地区公園	0	0.00	0	0.00	3	12.00	3	12.00	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	都市基幹公園	総合公園	1	34.90	2	44.23	1	45.00	1	90.00	100.0%	77.6%	200.0%	49.1%
		運動公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	基幹公園	計	81	56.60	82	65.93	104	99.25	104	144.25	77.9%	57.0%	78.8%	45.7%
	緩衝緑地	1	0.89	1	0.89	2	13.13	2	13.13	50.0%	6.8%	50.0%	6.8%	
	都市緑地	4	0.56	5	67.26	0	0.00	1	66.10	目標なし	目標なし	500.0%	101.8%	
	都市公園	計	86	58.05	88	134.08	106	112.38	107	223.48	81.1%	51.7%	82.2%	60.0%
	公共施設緑地	149	21.23	153	30.66	100	19.25	104	26.49	149.0%	110.3%	147.1%	115.7%	
民間施設緑地	28	2.84	30	31.14	19	3.89	19	3.89	147.4%	73.0%	157.9%	800.5%		
施設緑地	計	263	82.12	271	195.88	225	135.52	230	253.86	116.9%	60.6%	117.8%	77.2%	
地域制緑地	近郊緑地保全地域	0	0.00	1	314.00	0	0.00	1	314.00	目標なし	目標なし	100.0%	100.0%	
	生産緑地地区	33	4.33	33	4.33	34	4.86	34	4.89	97.1%	89.1%	97.1%	88.5%	
	河川区域	3	20.96	4	457.71	3	20.96	4	457.71	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	法によるもの	計	36	25.29	38	776.04	37	25.82	39	776.57	97.3%	97.9%	97.4%	99.9%
	条例等によるもの	54	0.42	54	0.54	57	0.67	57	0.67	94.7%	62.7%	94.7%	80.6%	
	小計	90	25.71	92	776.58	94	26.49	96	777.24	95.7%	97.1%	95.8%	99.9%	
	地域制緑地間の重複	0	0.00	1	287.61	0	0.00	1	286.75	目標なし	目標なし	100.0%	100.3%	
	地域制緑地	計	90	25.71	91	488.97	94	26.49	95	490.49	95.7%	97.1%	95.8%	99.7%
	施設・地域制間の重複	0	0.00	9	120.48	0	0.00	5	118.34	目標なし	目標なし	180.0%	101.8%	
	緑地総計	353	107.83	353	564.37	319	162.01	320	626.01	110.7%	66.6%	110.3%	90.2%	
緑地の確保 目標水準 (緑地総計 の割合)	市街化区域	8.1%	12.1%		66.7%									
		人口	119,613人		140,000人		人口	85.4%						
	面積	1,337ha		1,337ha		面積	100.0%							
	都市計画区域	31.1%	34.5%		90.0%									
人口		119,613人		140,000人		人口	85.4%							
面積	1,817ha		1,817ha		面積	100.0%								
都市公園の目標水準 (住民1人当たりの面積)	11.2㎡/人		16.0㎡/人		70.0%									

※旧計画の目標（平成27年）の市街化区域及び都市計画区域の人口・面積は、旧計画策定時に設定したものである。

出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成23年）

3. 緑に関する市民意識

(1) 市民アンケート調査

本アンケート調査は、「緑の基本計画改訂基礎調査」の中で、市の緑化施策や緑の現況に対する考えや意見を把握し、本計画を改訂するにあたっての基礎資料とするために実施しました。本アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

【実施概要】

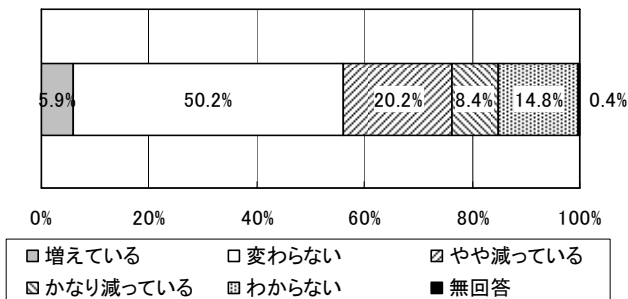
対象地域：戸田市全域
調査対象：戸田市在住の20歳以上の一般市民3,000人
(平成22年4月1日時点)
調査方法：無作為抽出
調査期間：平成22年9月6日から10月31日
回収結果：有効回答数1,227件(回収率40.9%)
設問項目：回答者の属性、戸田市の緑の状況、公園、街路樹、河川環境、戸田市の生きもの、公共施設の緑化、まちなかの緑、保存樹木・保存樹林、土に親しむ広場、普及・啓発、市民の活動

【主な結果】

【居住地周辺の緑の状況】

居住地周辺の緑について、「変わらない」という回答が半数以上、次いで「やや減っている」という回答が多く、「増えている」という回答はわずか5.9%となっています。

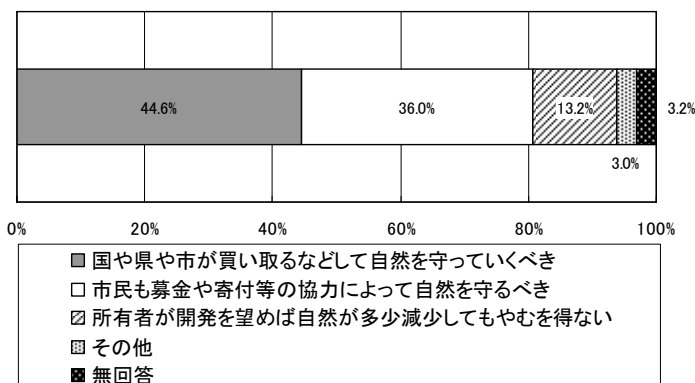
問 あなたの家のまわりの緑は3～4年前に比べて増えていますか



【自然の減少に対しての方策】

自然の減少に対して、自治体による買取という回答が最も多く、次いで、市民の募金や寄付等の協力が多く回答されています。

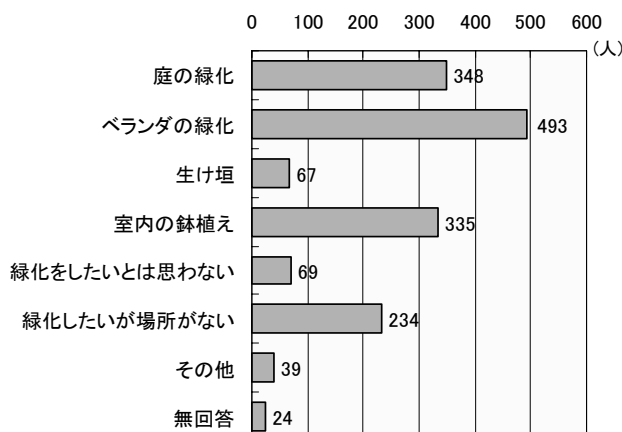
問 身近な雑木林や屋敷林の自然が年々減少していく傾向にあります。その自然をこれから先、どのようにしていくべきだと思いますか。



【身近な緑化の意欲】

緑化の意欲については、ベランダや庭の緑化、室内の鉢植えが多く回答されており、「緑化をしたいとは思わない」という回答はそれほど多くありません。

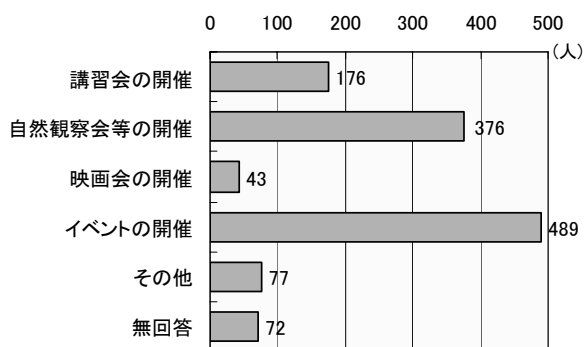
問 あなたは、ご自分の家で、どんな緑化を手がけたいとお考えですか。または、手がけていますか。
(複数回答)



【市民が望む普及・啓発】

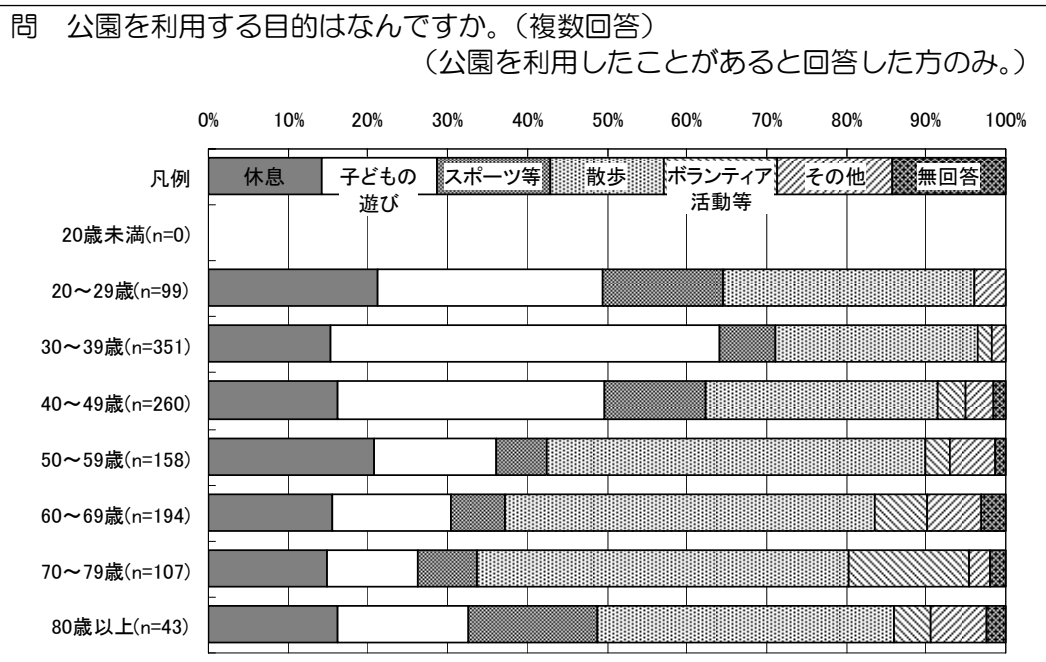
緑に関する普及・啓発のために市が行うべきことについては、イベントや自然観察会、講習会の開催が多く回答され、自ら参加・体験できるイベント等が望まれています。

問 緑の保全や緑化の必要性を普及・啓発するために、市はどんなことをすれば良いとお考えですか。
(複数回答)



【公園の利用目的】

公園を利用する目的を世代別にみると、30歳代を中心とした世代では、「子どもの遊び」が多く、50歳代以上の世代では、「散歩」が多く回答されています。

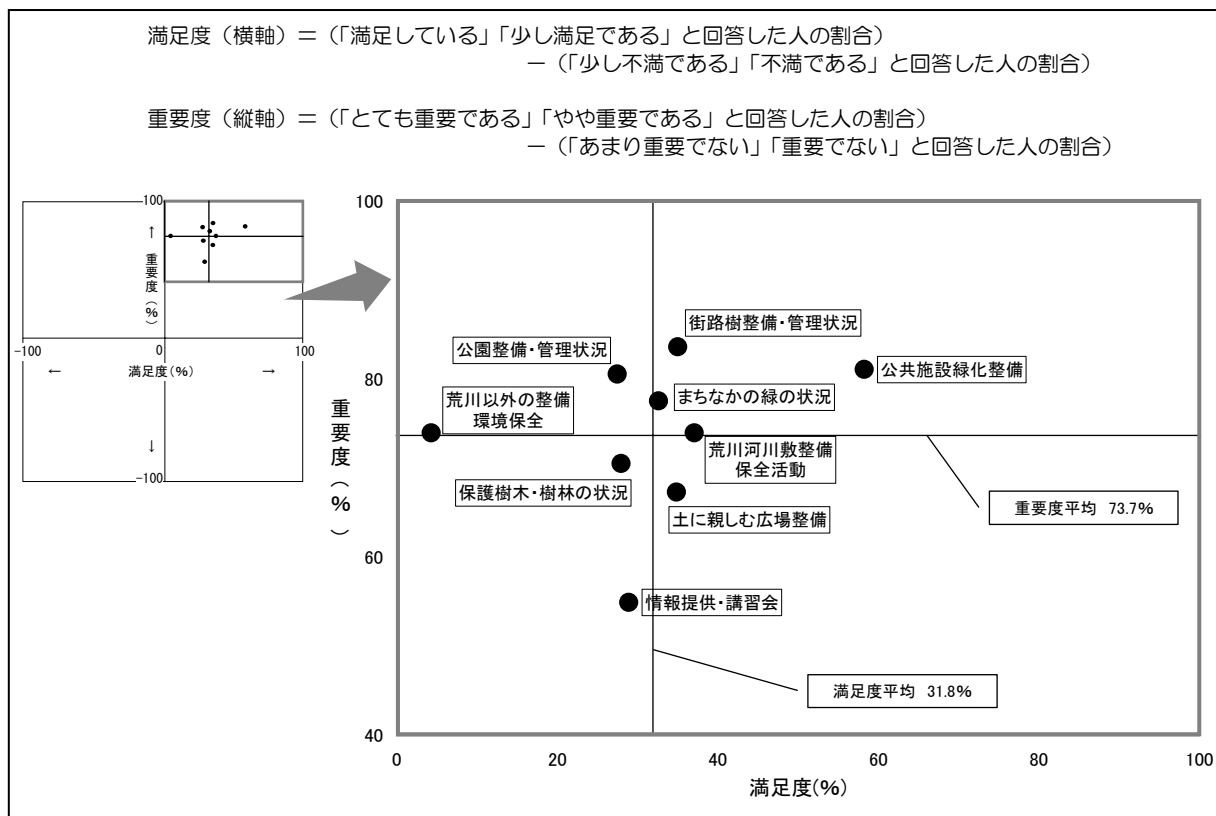


【緑に関する取り組みの重要度と満足度】

緑に関する各種取り組みに対する重要度・満足度を以下のように整理しました。

満足度は全ての項目において、「満足している」「少し満足である」と回答した人の割合が「少し不満である」「不満である」と回答した人の割合を上回っています。その中でも、「荒川以外の河川整備状況、保全活動状況」が他の項目と比較すると低く、「公共施設の緑化整備」は高くなっています。

重要度も全ての項目において、「とても重要である」「やや重要である」と回答した人の割合が「あまり重要でない」「重要でない」と回答した人の割合を上回っています。その中でも、「情報提供、講習会の開催」が他の項目と比較すると低く、「街路樹の整備、管理状況」は高くなっています。



その他にも、戸田市の自然的景観や眺めが優れている場所として、「彩湖・道満グリーンパーク(54.0%)」が、今後残しておきたい緑として、「公園(31.1%)」が最も多く回答されています。

戸田市内の公園を利用したことのある割合は約7割に上っています。

荒川河川敷の生きものについては、「サクラソウ(342人)」、「メダカ(238人)」、「カワセミ(149人)」が、見たこと・聞いたことがあると多く回答されています。

緑化制度や保存樹木などの緑に関する制度では、「知らなかった」という回答が半数以上となっています。

また、ボランティア活動への参加意識は、「内容によってはできる(56.2%)」が最も多く、その内容としては、「地域の美化(59.9%)」、「地域の緑化(53.6%)」などが多く回答されています。

(2) 関係団体ヒアリング

「戸田市緑の基本計画」の改訂にあたって、民間活動上の課題や提言、要望を把握し、課題整理に反映させるため、緑のまちづくりに関連する活動を行っている団体等を対象にヒアリングを行いました。本ヒアリングの概要は、以下のとおりです。

【実施概要】

【日 時】	平成 23 年 11 月 18 日（金） 13:30~15:30
【場 所】	戸田市役所
【参加者】	市内で、緑のまちづくりに関連する活動に取り組んでいる団体の方々

【参加団体の概要】

団体名	概 要
NPO法人 戸田の川を 考える会	<ul style="list-style-type: none"> ・主な活動は緑川、菖蒲川、笹目川におけるゴミ拾い、水質調査、川辺環境調査など ・各活動をベースに市民への生涯教育のすすめや小中学生向けの総合教育への協力 ・次世代のためにも、たくさんの魚が住み、緑の多い河川となることが目標
チェリー クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・設立当初は、新曽の第2号市民緑地での花植えボランティア ・現在は戸田ヶ原での外来植物の除草、サクラソウの維持管理、自然植生の回復、希少種・在来種の増殖等 ・緑のボランティアとしての花壇の維持管理
エコ・とだ・ ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の学校給食の残さを利用した有機肥料「とだユウキ」を生成し、市内で循環利用 ・「花の交差点」にて花の植栽と維持管理 ・園芸植物だけでなく、トダスゲ・トダシバ・チョウジソウなどの希少植物の保全 ・個人の庭の果樹の調査を行い、果樹の手入れを手伝う代わりに、果実を提供してもらい利用する「果樹あるタウン事業」を平成 23 年から実施
荒川緑地 エコ・ネット の会	<ul style="list-style-type: none"> ・彩湖から荒川上流部（戸田市外）にかけての荒川とその河川敷の自然環境調査および自然環境の保全と再生 ・戸田市域では、戸田ヶ原での外来植物の除草、サクラソウの維持管理、自然植生の回復、希少種・在来種の増殖等 ・戸田市外では、ビオトープの管理や田島ヶ原の管理等も実施
自然創生 しんぼ	<ul style="list-style-type: none"> ・新曽の芦原地区にある雨水調整池のビオトープ化の推進 ・親子連れや小学生に対する環境教育や自然に関する啓発活動 ・かつて戸田市の田んぼに生息していた在来種であるカブトエビの調査および保全（卵の保持、個人宅での保全）
美女木地区 まちづくり 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・主な活動は「花ロード美女木」のシバザクラをメインとした植栽や清掃活動 ・町会が中心となった本協議会、地元の学校、NPO、企業などとの協働で、国土交通省の協力を得ながら、年間延べ 5,000~6,000 人が活動に参加 ・これら活動により地域コミュニティの熟成、防犯にも効果を発揮

【主な意見（戸田市の緑のまちづくりについて）】

戸田市の緑のまちづくりに関する課題や要望、また、緑に関する取り組みをより活発にしていくための展望をうかがいました。下表では、出された意見を項目ごとに分類し、まとめたものを示しています。

意見（課題・要望・展望）	
緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷の緑の整備において、植栽種はサクラソウのみでなく多様性を持たせてほしい。 ・ボートコースの西側につくられる予定の「戸田公園富士見台」には、小規模な森をつくり、木陰を形成してほしい。 ・環境教育を意識した、市内各所にある花壇に植栽されている植物の伸長、開花、結実などの生長サイクルをみせられたらよい。
緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・見沼代用水の保全をしてもらいたい。 ・例えば、新曽の妙顕寺付近にある、かつて緑の回廊として計画されていた場所で、用水を2層化し、原風景を考慮した整備を行ってほしい。 ・マンション開発等から既存の緑を守る取り組みも重要である。
緑の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・風による倒木を防ぐため、街路樹は低く剪定するよう管理してもらいたい。 ・荒川河川敷にある桜並木は7m間隔で植栽され、枝同士が干渉し合っている。少なくとも15m間隔に間引きしてもらいたい。 ・花壇等の管理については、実際に市民から管理の申し出もあることから、業者だけでなく市民も管理体制に組み込むとよい。 ・緑の管理については、少しずつでもいいので近隣の人が行うことが目も行き届くため好ましい。 ・花壇の草花の植え替え時に出る、咲き終わった草花を希望者に配布できる体制があるとよい。 ・花壇の草花は、一年草だけでなく多年草や花の咲かない種類もあることを知ってもらうことが大事である。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民には楽しんで緑のまちづくりに関わってもらうことが必要であり、市にはそのコーディネート役になってほしい。 ・市民参加による緑のまちづくりを行ううえで、庁内の部署を横断する窓口をつくってもらいたい。 ・市は自然との関わりの楽しさを市民に見せていく機会を設けることが大切である。 ・例えば、ホテルはよくて、ヘビはだめなどの人々の要望と自然な状態のバランスをどう捉えるかが重要であり、人々の要望をどのように扱うかが課題であると思う。 ・例えば、子どもにドングリを育苗から植栽まで体験してもらうなど、市は市民に対して緑の大切さとボランティアへの参加といった啓発をしていくことが役割である。
市民参加のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に関心はあっても、実際の維持管理や保全活動にまで参加する人は少ない。 ・各主体が得意分野を活かして協力し合うことが大切である。 ・市民は緑に関する“楽しい”取り組みを待っている。もっと気軽に取り組みに参加してもらい、苦勞とやりがいをバランスよく知ってもらうしくみづくりが必要である。 ・例えば、芦原田んぼ公園でカブトエビの保全活動を行うなど、市と市民主体の活動が連携できるとよい。 ・例えば、樹木剪定講習会に参加したグループを活用して、公園をアダプトパーク的に管理できるとよい。 ・活動に参加する人には、ただ作業するだけでなく自然をはじめとした緑のことを知ってもらうことが大切。知ることで楽しみが増え、自然に対する責任感も生まれてくる。 ・果樹を育てれば、食べる楽しみがあるため、緑との関わりの楽しさを伝えやすい。
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・活発な活動を継続するためには、植物に関する知識や技術を、活動に参加する子どもをはじめとした次世代の人たちに身につけてもらうことが必要である。そのためには、引き継ぐべき環境教育や人材育成の体制をより充実させる必要がある。 ・緑に関する活動のボランティアリーダーを育成し、緑に関する知識や技術を持つ人を増やすことで、活動の活発化を図ることができる。

4. 戸田市緑の基本計画（改訂版）検討委員会について

(1) 戸田市緑の基本計画（改訂版）検討委員会要綱

平成 23 年 7 月 20 日市長決裁

（設置）

第1条 戸田市緑の基本計画の改訂に関し検討を行うため、戸田市緑の基本計画（改訂版）検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戸田市緑の基本計画の改訂に関すること。
- (2) その他緑の基本計画に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 戸田市町会連合会代表者 1人
- (3) 戸田市小中学校校長会代表者 1人
- (4) 戸田市商工会代表者 1人
- (5) (財)埼玉県生態系保護協会戸田・蕨支部代表者 1人
- (6) 市職員 10人

2 前項第6号の委員については、別表に掲げる者をもって充てる。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対し出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、緑の基本計画（改訂版）の策定が終了した日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区 分	委 員
都市整備部	公園緑地課長 都市計画課長 都市整備課長 道路課長 土地区画整理事務所担当課長（1人）
総務部	経営企画課長 危機管理防災課長
市民生活部	防犯くらし交通課長 環境クリーン室担当課長
教育委員会事務局	教育総務課長

(2) 戸田市緑の基本計画（改訂版）検討委員会名簿

氏 名	所 属	区 分
木下 剛	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授	1号委員（委員長）
入江 彰昭	東京農業大学短期大学部 環境緑地学科 准教授	1号委員（副委員長）
駒崎 一	戸田市町会連合会	2号委員
木村 実	戸田市小中学校校長会(喜沢中学校)	3号委員
菅原 公	戸田市商工会理事(女性部長)	4号委員
石本 誠	埼玉県生態系保護協会戸田蕨支部長	5号委員
菊池 利春	戸田市都市整備部公園緑地課長	6号委員
今井 教雄	戸田市総務部経営企画課長	6号委員
峰岸 進一	戸田市総務部危機管理防災課長	6号委員
川端 富士夫	戸田市都市整備部道路課長	6号委員
金子 泰久	戸田市都市整備部都市計画課長	6号委員
武部 文人	戸田市都市整備部都市整備課長	6号委員
田村 和巳	戸田市都市整備部区画整理事務所課長	6号委員
新井 宣夫	戸田市市民生活部環境クリーン室課長	6号委員
栗津 典浩	戸田市市民生活部防犯くらし交通課長	6号委員
栗原 誠	戸田市教育委員会事務局教育総務課長	6号委員

5. 用語解説

	用語	解説	頁数
あ 行	運動公園	市民が運動するために利用することを主な目的とする公園で、都市規模に応じて配置され、標準規模は15～75haである。	12
	NPO (エヌピーオー)	「Not-for-Profit-Organization (NPO)」の略、民間の非営利組織のことで、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のことをいう。	88
	オープン ガーデン	個人の庭や花壇を開放し、一般の人に公開することで、庭づくりに力を入れたり、訪れる人と交流したりして、地域の景観が向上するとともに、地域コミュニティが活発化することが期待される。	47
	オープ ンスペース	交通や建築物などの特定の用途によって専有されない空地のことで、広場や公園などが含まれる。	2
	屋上緑化	建築物の屋根や屋上に植物を植栽することで、限られたスペースでの緑化の推進や、建築物の断熱性、景観の向上、ヒートアイランド現象対策などを目的にしている。	2
	温室効果ガス	地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす二酸化炭素、メタンなどの気体の総称で、大気圏に存在する。このガスの大気中の濃度が増加することが地球温暖化の要因の一つとされている。	2
か 行	街区公園	街区に居住する人が利用することを主な目的として、標準的な施設が整備された公園で、250m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は0.25haである。	12
	風の通り道	ヒートアイランド現象の緩和などを図った公園や街路樹、河川などの水と緑が連続することによりつくられる空気の通り道のことをいう。	17
	環境共生・創造 マスタープラン	環境・景観に関する望ましい地域の姿を広域的な立場から考え、国土交通省関東地方整備局が果たすべき役割や取り組むべき施策の方向性についての基本的方針をまとめたもののことをいう。	3
	緩衝緑地	大気汚染や騒音、振動、悪臭などの公害や災害防止のために設けられる緑地で、住居地や商業地域と工場地帯、交通施設を分離することが必要な位置について公害、災害の状況に応じて配置する。	12
	近隣公園	近隣に居住する人が利用することを主な目的として、標準的な施設が配置された公園で、500m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は2haである。	12
	近郊緑地保全 区域	首都圏近郊緑地保全法（首都圏整備法による首都圏の近郊整備地帯）により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される区域である。 戸田市では314haが、荒川を中心とした全面積3304haの「荒川近郊緑地保全区域」の一部として指定されている。	12
よ り	埼玉県広域 緑地計画	埼玉県が平成18年に策定した計画で、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成することを目指している。	5
	埼玉県地球 温暖化対策 実行計画	埼玉県が平成21年に策定した計画で、2050年の将来像を「再生したみどり」と川に彩られた低炭素な田園都市の集合体」とし、その達成に向けた中期的目標とその実現のための施策を示している。	2
	埼玉県「都市の 緑」推進プラン	緑の保全・創出に向けた課題、基本的理念・取り組みの方向性について、埼玉県が平成16年に取りまとめたもので、県民、企業、NPOなどとの連携・協働を図った様々な具体的な施策を示している。	5
	児童遊園	幼児や小学校低学年の児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型（遊具・広場・便所等設置）の児童厚生施設である。	12
	市民農園	都市の住民がレクリエーションや生きがい、体験教育等の多様な目的で、小区画の農地を利用して自家用野菜や花の栽培を行う農園のことをいう。 戸田市には、行政が運営する「土に親しむ広場」や民間企業による貸し農園がある。	4
	市民緑地	屋敷林や空き地を有効活用して、都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために、土地や人工地盤、建築物の所有者の申出に基づき、地方公共団体などが契約を締結し、一定期間住民の利用に供するために設置・管理、公開される緑地や緑化施設のことをいう。	12
	社寺林	寺社の境内地内にある樹林のことをいう。	9

用語		解説	頁数
た ら し の 行	住区基幹公園	居住者の安全、かつ健康的な生活環境、休養やレクリエーションの場として利用される公園で、歩いて行ける範囲に配置され、「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」などに区分される。	12
	親水	水辺や川などの水に触れたり、接したりすることで、水に対する親しみを深めることをいう。	38
	生産緑地地区	市街化区域内にある農地等について、その農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害や災害の防止、都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全し、農林業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「生産緑地法」の規定により指定された500m ² 以上の農地等のことをいう。	12
	生物多様性	生物の多様性に関する条約では、遺伝子（生物種内）、種（生物種間）とそれによって成り立つ生態系、及び、これらの相互の様々なつながりも含めた多様性を示す概念をいう。	2
	生物多様性 国家戦略2010	国が平成22年に策定した「生物多様性基本法（平成20年）」に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画のことで、目標、基本的視点、基本戦略について示し、さらに、実践的な行動計画として具体的施策を示している。	3
	総合公園	休息や鑑賞、散歩、遊戯、運動など、市民が総合的に利用することを目的とした公園で、標準規模は都市規模に応じて10～50haとして配置する。	12
た ら し の 行	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。	9
	地球温暖化 対策推進法	国が平成10年に策定した「地球温暖化対策の推進に関する法律」のことで、国、地方公共団体、事業者及び国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的としている。	2
	地区計画	都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、良好な都市環境の創造、保全を図るため、住民の生活に身近な地区を単位として、建築物の形態、道路、公園やその他の施設の配置等について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定める一体的、総合的なまちづくりの計画のことをいう。	22
	地区公園	徒歩圏内に居住する人が利用することを主な目的として、スポーツ施設や休憩施設などが整備された公園で、1km以内の距離で行けるように配置され、標準規模は4haである。	12
	沖積平野	河川によって運搬された土砂が堆積して形成した平野のことで、上流から下流にかけて扇状地、自然堤防帯、三角州の順にある。肥沃で平坦であり、水害の危険はあるものの、利水しやすい。	2
	都市基幹公園	市民が利用することを目的とした公園で、「総合公園」、「運動公園」などに区分される。	12
	都市緑地	都市の自然環境の保全・改善や都市の景観の向上を図るために設けられる緑地で、標準規模は0.1ha以上である。 ただし、既成市街地等においては、標準規模を0.05ha以上とする。	12
	都市緑化基金	都市緑化の重要性を普及啓発すると同時に、民有地等の緑化推進のための財源を確保することを目的とし、緑化や維持管理、住民活動への助成、緑に関するイベント支援などの、地域に密着した緑化活動を支援するための基金のことをいう。 戸田市には、（財）戸田市公園緑地公社による「とだ緑の基金」があり、目標額1億円として、募金などの協力を得ながら積み立てている。	51
	戸田ヶ原 自然再生事業 全体構想	かつての戸田ヶ原があった彩湖周辺の荒川河川区域を対象とし、戸田市を代表する自然、歴史である戸田ヶ原の自然再生を進めることにより、市民の誇りを育み、人と人のつながりを再生し、21世紀の戸田市の持続可能な発展に役立てることを目指した事業の全体構想のことをいう。	5
	戸田市第4次 総合振興計画	戸田市のまちづくり全体を進める上で指針となる総合計画のことで、市民と行政が共に目指す将来都市像である基本構想を示し、さらに、その実現に向けた明確な目標や方策を基本計画や実施計画として示している。	3
	戸田市地球 温暖化対策 実行計画	地球環境への負荷を減らすために、市域全体における温室効果ガス排出量を削減し、持続可能な社会を実現することを目指した計画のことで、市民、事業者と協力して市域全体で進めていく温暖化対策の方向性を示している。	2

用語		解説	頁数
た 行	戸田市都市 マスタープラン	戸田市の都市づくりの基本的な方針のことで、将来都市像「人と環境にやさしい水と緑豊かな美しい文化・産業・公園都市」の実現に向けて、各種事業を推進している。また、それらの事業のプログラムなどを整理した計画「戸田市都市マスタープラン推進計画（事業進行管理編）」があり、毎年事業ローリングを実施しながら、適切な事業の進行管理を行っている。	3
	ハンギング バスケット	草花などを植えた吊り鉢のことをいう。	44
は 行	ヒートアイ ランド現象	市街化の進行に伴う、アスファルトやコンクリートによる舗装化、電力や石油などの消費によって発生している人工排熱の増加などにより、周辺の郊外部と比べて異常に高温になる現象で、熱帯夜の増加や集中豪雨などの悪影響をもたらす。また、埼玉県においては、東京湾から県内に吹く南風（海風）により、都心部で暖められた大気による影響も大きいと考えられている。	2
	ビオトープ	ドイツ語で Bio（生物）と Tope（場所）を合成した言葉で、様々な生物が関係しあって生息・生育する空間のことである。都市環境の改善の目的で、空地や校庭などに池や草原などを設置し、生物の生息・生育空間をつくることを指すこともある。	22
	壁面緑化	建築物の外壁部分をつる性植物などで緑化することで、建築物の断熱性や景観の向上、ヒートアイランド現象対策などを目的にしている。「緑のカーテン」も含む。	22
	ベッドタウン	都心へ通勤する人々の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した衛星都市のことである。	8
	保存生垣	「戸田市緑化推進条例」第5条の規定により指定される保存樹木・保存樹林・保存生垣については、「戸田市緑化推進に関する規則」第3条の以下のいずれかに指定基準に該当するものとする。	18
	保存樹木	・1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上又は樹高が8m以上である樹木 ・ ^{ほん} 攀登性で枝葉の面積が、20m ² 以上である樹木	
	保存樹林	・植生する土地の面積が300m ² 以上である樹林又は竹林 ・樹木の集団で、長さ20m以上かつ、高さ1m以上である生け垣 ・その他市長が特に定める樹木	
ま 行	水と緑のネット ワーク形成 プロジェクト	地域の多様な関係主体の参加によって、河川流域の自然を再生し、多種多様な動植物の生育・生息できる場をつくるとともに、道路、公園をはじめとした公共施設、民有地等との連携により、水と緑のネットワークの形成を図ることを目的としたプロジェクトのことである。	3
	緑のカーテン	壁面緑化の手法の一つで、ナツツタやゴーヤ、アサガオなどのつる性植物を建築物の外壁面や窓辺に、カーテンのように生育させ、直射日光を和らげ、植物の蒸散機能により、建築物の温度上昇の抑制を図るものである。	2
や 行	屋敷林	家の周囲に、防風や防火を目的として植えられている樹林のことである。	6
	ユニバーサル デザイン	文化や世代、能力の如何を問わず、全ての人が公平に利用することができる施設・製品・環境などの設計（デザイン）のことである。	42
ら 行	緑化地域	都市緑地法第34条に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、効果的に緑を創出するため、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけられた地域のことである。	3
	緑地保全地域	都市緑地法第5条に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全される地域のことである。	3
	緑道	災害時の避難路の確保や都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる帯状の緑地で、公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場などを結ぶように配置され、標準規模は幅員10～20mである。	6
わ 行	ワークショップ	参加者自らが参加・体験し、共同作業を通して学び、創出するなどの双方向的なやり取りの中で、問題解決やトレーニング、合意形成を図る手法で、住民参加型のまちづくりの手法として用いられることが多い。	37

戸田市緑の基本計画 改訂版
平成 24年 3月

戸田市都市整備部公園緑地課

〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1

TEL : 048-441-1800

FAX : 048-433-2200

E-mail : koenryokuti@city.toda.saitama.jp

